

令和7年第3回定例会

さつま町議会議録

令和7年9月4日 開会

令和7年9月24日 閉会

さつま町議会

令和7年第3回さつま町議会定例会会期日程

月	日	曜	日 程	備 考
9.	4	木	本会議（招集日） ・開会 ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・行政報告 ・議案上程 ・一部議案審議	
	5	金	休 会	
	6	土	休 日	
	7	日	休 日	
	8	月	休 日	
	9	火	本会議（2日目） ・一般質問（5人）	
	10	水	本会議（3日目） ・一般質問（4人）	
	11	木	本会議（4日目） ・総括質疑 常任委員会	
	12	金	常任委員会	
	13	土	休 日	
	14	日	休 日	
	15	月	休 日	敬老の日
	16	火	常任委員会	
	17	水	休 会	
	18	木	休 会	
	19	金	常任委員会、議会運営委員会、全員協議会	
	20	土	休 日	
	21	日	休 日	
	22	月	休 会	
	23	火	休 日	秋分の日

月	日	曜	日	程	備	考
2	4	水	本会議（最終日）	<ul style="list-style-type: none">・常任委員長報告・議案審議・報告・所管事務調査の件・議員派遣の件・閉会中の継続調査の件・閉会		

令和7年第3回さつま町議会定例会審議結果

開会 令和7年 9月 4日

閉会 令和7年 9月 24日

議案番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託委員会
議案 4 3	専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）（令和7年度さつま町一般会計補正予算（第4号））	R7. 9. 4	R7. 9. 4	承認	—
4 4	さつま町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	〃	R7. 9. 24	原案可決	総務厚生
4 5	さつま町立学校条例の一部改正について	〃	〃	〃	文教経済
4 6	さつま町水道事業給水条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
4 7	さつま町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
4 8	令和7年度さつま町一般会計補正予算（第5号）	〃	〃	〃	2委員会
4 9	令和7年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	〃	〃	〃	総務厚生
5 0	令和7年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	〃	〃	〃	〃
5 1	令和7年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	〃	〃	〃	〃
5 2	令和7年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）	〃	〃	〃	文教経済
5 3	6災第5号グリーンロード4号線道路災害復旧工事請負変更契約の締結について	〃	R7. 9. 4	可決	—
5 4	人権擁護委員候補者の推薦について	〃	〃	適任	—
5 5	人権擁護委員候補者の推薦について	〃	〃	〃	—
5 6	令和6年度さつま町歳入歳出決算の認定について	R7. 9. 24	R7. 9. 24	継続調査	決算特別委員会
5 7	令和6年度さつま町上水道事業会計決算の認定について	〃	〃	〃	〃
5 8	令和6年度さつま町農業集落排水事業会計決算の認定について	〃	〃	〃	〃
5 9	令和6年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金等の処分について	〃	〃	〃	〃

議案番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託委員会
報告 9	令和6年度健全化比率の報告について	R7.9.24	R7.9.24	報告済	—
10	令和6年度資金不足比率の報告について	〃	〃	〃	—
	所管事務調査報告の件	〃	〃	〃	—
	議員派遣の件	〃	〃	決定	—
	閉会中の継続審査・調査の件	〃	〃	〃	—

令和7年第3回さつま町議会定例会会議録

目 次

○9月4日（第1日）

会議を開催した年月日及び場所	1
出席議員氏名	1
出席事務局職員	1
出席説明員氏名	1
本日の会議に付した事件	2
開 会	3
開 議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
行政報告	3
議案第43号 専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）（令和7年度さつま町一般会計補正予算（第4号））	4
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第44号 さつま町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	5
（提案理由説明）	
議案第45号 さつま町立学校条例の一部改正について	5
（提案理由説明）	
議案第46号 さつま町水道事業給水条例の一部改正について	5
（提案理由説明）	
議案第47号 さつま町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について	5
（提案理由説明）	
議案第48号 令和7年度さつま町一般会計補正予算（第5号）	5
（提案理由説明）	
議案第49号 令和7年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	5
（提案理由説明）	
議案第50号 令和7年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	6
（提案理由説明）	
議案第51号 令和7年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	6
（提案理由説明）	
議案第52号 令和7年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）	6
（提案理由説明）	
議案第53号 6災第5号グリーンロード4号線道路災害復旧工事請負変更契約の締結について	8
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	

議案第 54 号 人権擁護委員候補者の推薦について	9
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第 55 号 人権擁護委員候補者の推薦について	9
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
散　　会	10

○ 9月9日（第2日）

一般質問表	13
会議を開催した年月日及び場所	17
出席議員氏名	17
出席事務局職員	17
出席説明員氏名	17
本日の会議に付した事件	18
開　　議	19
一 般 質 問	19
岸良 光廣議員	19
行政改革について	
古田 昌也議員	30
保育料無償化の現状に付随する子育て支援について	
外国人雇用と強制について	
国の動向について	
川口 憲男議員	42
町の財政対策について	
武 さとみ議員	50
「弾薬庫建設計画」について	
「人を育てる」学校の在り方について	
豊山 秀樹議員	62
加工用米について	
WC S用稻の検査基準について	
農業管理センターの運営について	
今回の8月豪雨水害における被害農家への対応について	
散　　会	72

○ 9月10日（第3日）

一般質問表	73
会議を開催した年月日及び場所	76
出席議員氏名	76
出席事務局職員	76
出席説明員氏名	76
本日の会議に付した事件	77
開　　議	78
一 般 質 問	78

上別府ユキ議員	78
放課後児童健全育成事業について	
気温表示板の設置について	
徳留 和樹議員	85
今後の農業対策について	
有川 美子議員	92
入湯税について	
学校施設の空調設備について	
中村 慎一議員	103
紫尾神の湯キャンプ場の今後の方針について	
紫尾小学校廃校施設の今後の方針について	
 散　　会	 114
 ○9月11日（第4日）	
会議を開催した年月日及び場所	115
出席議員氏名	115
出席事務局職員	115
出席説明員氏名	115
本日の会議に付した事件	116
議案付託表	117
開　　議	119
議案第44号　さつま町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	119
(総括質疑・委員会付託)	
議案第45号　さつま町立学校条例の一部改正について	119
(総括質疑・委員会付託)	
議案第46号　さつま町水道事業給水条例の一部改正について	119
(総括質疑・委員会付託)	
議案第47号　さつま町水道事業布設工事監督者の配置基準及び□基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について	119
(総括質疑・委員会付託)	
議案第48号　令和7年度さつま町一般会計補正予算（第5号）	119
(総括質疑・委員会付託)	
議案第49号　令和7年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	124
(総括質疑・委員会付託)	
議案第50号　令和7年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	124
(総括質疑・委員会付託)	
議案第51号　令和7年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	124
(総括質疑・委員会付託)	
議案第52号　令和7年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）	124
(総括質疑・委員会付託)	

散	会	125
---	---	-------	-----

○ 9月24日（第5日）			
会議を開催した年月日及び場所	127	
出席議員氏名	127	
出席事務局職員	127	
出席説明員氏名	127	
本日の会議に付した事件	128	
開議	129	
議案第44号 さつま町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	129	
(委員長報告・質疑・討論・採決)			
議案第45号 さつま町立学校条例の一部改正について	129	
(委員長報告・質疑・討論・採決)			
議案第46号 さつま町水道事業給水条例の一部改正について	129	
(委員長報告・質疑・討論・採決)			
議案第47号 さつま町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について	129	
(委員長報告・質疑・討論・採決)			
議案第48号 令和7年度さつま町一般会計補正予算（第5号）	129	
(委員長報告・質疑・討論・採決)			
議案第49号 令和7年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	129	
(委員長報告・質疑・討論・採決)			
議案第50号 令和7年度さつま町後期高齢者医療会計補正予算（第1号）	129	
(委員長報告・質疑・討論・採決)			
議案第51号 令和7年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	129	
(委員長報告・質疑・討論・採決)			
議案第52号 令和7年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）	129	
(委員長報告・質疑・討論・採決)			
議案第56号 令和6年度さつま町歳入歳出決算の認定について	135	
(提案理由の説明・質疑・決算特別委員会設置による委員会付託・閉会中の継続調査)			
議案第57号 令和6年度さつま町上水道事業会計決算の認定について	135	
(提案理由の説明・質疑・決算特別委員会設置による委員会付託・閉会中の継続調査)			
議案第58号 令和6年度さつま町農業集落排水事業会計決算の認定について	135	
(提案理由の説明・質疑・決算特別委員会設置による委員会付託・閉会中の継続調査)			
議案第59号 令和6年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金等の処分について	135	
(提案理由の説明・質疑・決算特別委員会設置による委員会付託・閉会中の継続調査)			
報告第9号 令和6年度健全化判断比率の報告について	139	
(内容説明・質疑)			
報告第10号 令和6年度資金不足比率の報告について	139	
(内容説明・質疑)			

所管事務調査報告の件	1 4 0
(委員長報告・質疑)		
議員派遣の件	1 4 2
(決定)		
閉会中の継続審査・調査の件	1 4 2
(決定)		
閉会	1 4 3
会		

令和 7 年第 3 回さつま町議会定例会

第 1 日

令和 7 年 9 月 4 日

令和7年第3回さつま町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 令和7年9月5日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議場

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（14名）

1番	岸 良 光 廣	議員	2番	上別府 ユキ	議員
3番	豎 山 秀 樹	議員	4番	徳 留 和 樹	議員
5番	橋之口 富 雄	議員	6番	古 田 昌 也	議員
7番	桑波田 大	議員	8番	武 さとみ	議員
9番	宮之脇 尚 美	議員	10番	柏 木 幸 平	議員
11番	有 川 美 子	議員	12番	川 口 憲 男	議員
13番	中 村 慎 一	議員	14番	新 改 秀 作	議員

欠席議員（なし）

○出席した議会職員は次のとおり

早 崎 行 宏	事務局長	神 園 大 士	事務局長補佐兼議事係長
奥 平 一 樹	議事係主任		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

上 野 俊 市	町 長	角 茂 樹	副 町 長
中 山 春 年	教 育 長	富 滿 悅 郎	総 務 課 長
大 平 誠	総合政策課長	垣 内 浩 隆	財 政 課 長
堀 孝 志	町民環境課長	川 崎 里 志	ほけん福祉課長
内 村 千 鶴	ほけん総括監	山 口 良 浩	農 林 課 長
上 谷 川 征 和	森づくり推進監	太 田 竜 也	産業・定住支援室長
原 田 健 二	建設課長	出 水 隆	水 道 課 長
藤 園 育 美	教育総務課長	井 手 口 勉	学校教育課長
中 村 英 美	社会教育課長		

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第43号 専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）（令和7年度さつま町一般会計補正予算（第4号））
- 第 6 議案第44号 さつま町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 第 7 議案第45号 さつま町立学校条例の一部改正について
- 第 8 議案第46号 さつま町水道事業給水条例の一部改正について
- 第 9 議案第47号 さつま町水道事業布設向上監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について
- 第10 議案第48号 令和7年度さつま町一般会計補正予算（第5号）
- 第11 議案第49号 令和7年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第12 議案第50号 令和7年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第13 議案第51号 令和6年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第14 議案第52号 令和6年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）
- 第15 議案第53号 6災第5号グリーンロード4号線道路災害復旧工事請負変更契約の締結について
- 第16 議案第54号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第17 議案第55号 人権擁護委員候補者の推薦について

△開　　会　　午前9時30分

○新改　秀作議長

おはようございます。ただいまから、令和7年第3回さつま町議会定例会を開会します。

△開　　議

○新改　秀作議長

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配布してあります議事日程のとおりであります。

△日程第1 「会議録署名議員の指名」

○新改　秀作議長

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番、豎山秀樹議員及び4番、徳留和樹議員を指名します。

△日程第2 「会期の決定」

○新改　秀作議長

日程第2 「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月24日までの21日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○新改　秀作議長

異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月24日までの21日間に決定しました。

△日程第3 「諸般の報告」

○新改　秀作議長

日程第3 「諸般の報告」を行います。

一般的なことについては、印刷してお配りしてありますので、口頭報告は省略します。

なお、監査委員から例月出納検査及び備品監査の結果について報告がありましたので、その写しをお配りしてあります。

これで、諸般の報告を終わります。

△日程第4 「行政報告」

○新改　秀作議長

日程第4 「行政報告」を行います。

町長の報告を許します。

[上野　俊市町長登壇]

○上野　俊市町長

おはようございます。行政報告につきましては、印刷してお配りしているところでございますけれども、この中で、7月24日、25日九州防衛局・防衛省要望活動、7月29日、30日の北薩空港幹線道路整備促進期成会・国道328号道路整備促進期成会中央要望について、補足して御報告申し上げます。

はじめに、7月24日、25日の九州防衛局・防衛省要望活動についてでございます。

九州防衛局を訪問いたしまして、池田学九州防衛局次長に、また、翌日の25日には防衛省を訪問しまして、茂籠隼人（もろはやと）大臣官房施設監と田中利則地方協力局長に対しまして、令和7年2月に提出した「防衛施設整備に伴う環境整備等に関する要望書」の内容を一部修正、追記した要望書の提出を行ってきたところでございます。

要望の主な内容といたしましては、施設周辺の環境整備について、水源調査の結果を踏まえた設計段階からの利水対策と町指定避難所としても活用されている公民館施設の再整備を追加修正し、要望を行ったところであります。

また、北薩横断道路をはじめとする主要幹線道路の早期整備への支援を新たに要望いたしたところでございます。

防衛省及び九州防衛局からは、本町の要望の趣旨をしっかりと受け止め、地元住民への影響や生活への配慮を重視しながら必要な対策を講じていきたいとの回答をいただいたところであります。

今後につきましても引き続き、防衛施設整備計画については、丁寧な説明を求めるとともに、関係機関との連携を図りながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、7月29日、30日の空港道路並びに、国道328号の要望活動であります。

この要望活動は、毎年度、国の概算要求前に実施しているものでございまして、北薩空港幹線道路整備促進期成会及び国道328号整備促進期成会を代表して私と、北薩横断道路整備促進議員期成会会長である牟田学（むたまなぶ）阿久根議会議長と新改秀作さつま町議会議長、顧問の白石誠県議会議員とともに要望活動を行ってきたところであります。

要望にあたりましては、富山英範国土交通省道路局官房審議官や山川清徳財務省主計局主計官をはじめ関係各部署、並びに鹿児島県選出の国会議員に対しまして、「北薩横断道路の整備促進及び北薩トンネルの復旧」、「必要な道路予算の確保」、「国道328号の整備促進」について強く要望したところでございます。

富山英範国土交通省道路局官房審議官からは、「重要な連絡道路・輸送路として大きな役割を担う道路であり、予算を確保し、整備を進めていきたい。また、北薩トンネルの災害復旧については、国としても早期復旧に努力したい。」との回答をいただいたところであります。

今後につきましても引き続き、早期の全線開通に向けて沿線自治体が一体となり、事業の推進に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上で、行政報告を終わります。

[上野 俊市町長降壇]

○新改 秀作議長

これで行政報告を終わります。

△日程第5 「議案第43号 専決処分の承認を求めること
について（専決第3号）（令和7年度さつま町一般会計
補正予算（第4号））」

○新改 秀作議長

次は、日程第5 「議案第43号 専決処分の承認を求めるについて（専決第3号）」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

[上野 俊市町長登壇]

○上野 俊市町長

それでは、「議案第43号 専決処分の承認を求めるについて」であります。

これは、災害復旧に要する経費の補正に緊急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたもので、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

内容につきましては、財政課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

[上野 俊市町長降壇]

○垣内 浩隆財政課長

「議案第43号 令和7年度さつま町一般会計補正予算（第4号）」について説明いたします。

[以下議案説明により省略]

○新改 秀作議長

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○新改 秀作議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第43号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって、議案第43号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○新改 秀作議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第43号 専決処分の承認を求めるについて（専決第3号）」を採決します。

お諮りします。本件は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって、「議案第43号 専決処分の承認を求めるについて（専決第3号）」は承認されました。

△日程第6 「議案第44号 さつま町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」、
日程第7 「議案第45号 さつま町立学校条例の一部改
正について」、日程第8 「議案第46号 さつま町水道
事業給水条例の一部改正について」、日程第9 「議案第
47号 さつま町水道事業布設工事監督者の配置基準及
び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する條
例の一部改正について」、日程第10 「議案第48号
令和7年度さつま町一般会計補正予算（第5号）」、日
程第11 「議案第49号 令和7年度さつま町国民健康

保険事業特別会計補正予算（第1号）」、日程第12「議案第50号 令和7年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」、日程第13「議案第51号 令和7年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」、日程第14「議案第52号 令和7年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）」

○新改 秀作議長

次は、日程第6「議案第44号 さつま町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例一部改正について」から日程第14「議案第52号 令和7年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）」までの議案9件を一括して議題とします。

各議案について、提案理由の説明を求めます。

〔上野 俊市町長登壇〕

○上野 俊市町長

それでは、「議案第44号」から「議案第52号」までを一括して提案の理由を申し上げます。

まず、「議案第44号 さつま町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例一部改正について」であります。

これは、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づく基幹業務システムの標準化に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第45号 さつま町立学校条例の一部改正について」であります。

これは、不登校者への学びの保障に向け、学びの多様化に特化した宮之城中学校分教室を開設することに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第46号 さつま町水道事業給水条例の一部改正について」であります。

これは、災害、その他非常の場合において、他の自治体が指定する工事事業者等が給水装置工事を実施できるよう本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第47号 さつま町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について」であります。

これは、水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第48号 令和7年度さつま町一般会計補正予算（第5号）」であります。

これは、農地・農業用施設災害復旧費に要する経費及び道路維持費、道路橋りょう河川災害復旧費、開発振興費、公民館等管理運営費並びにその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億4,735万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ153億3,967万9,000円とするものであります。

次に、「議案第49号 令和7年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」であります。

これは、総務一般管理費に要する経費及び医療費適正化対策費並びにその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ121万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億6,282万3,000円とするものであります。

次に、「議案第50号 令和7年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」についてであります。

これは、一般管理費に要する経費及びその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ52万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出そ

それぞれ4億2,324万9,000円とするものであります。

次に、「議案第51号 令和7年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」であります。

これは、介護保険給付費準備基金に要する経費及び償還金、一般会計操出金並びにその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億221万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億1,426万4,000円とするものであります。

最後に、「議案第52号 令和7年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）」であります。

これは、収益的収入並びに資本的収入及び支出の経費を補正しようとするもので、収益的収入を309万6,000円増額し、補正後を4億4,231万2,000円にしようとするものであります。

また、資本的収入を1,944万3,000円増額し、補正後を3億2,151万円に、資本的支出を5,350万円増額し、補正後を5億3,164万5,000円にしようとするものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

[上野 俊市町長降壇]

○大平 誠総合政策課長

それでは、「議案第44号 さつま町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○藤園 育美教育総務課長

それでは、「議案第45号 さつま町立学校条例の一部改正について」御説明いたします。

[以下議案説明により省略]

○出水 隆水道課長

それでは、「議案第46号 さつま町水道事業給水条例の一部改正について」御説明いたします。

[以下議案説明により省略]

○出水 隆水道課長

続きまして、「議案第47号 さつま町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について」御説明いたします。

[以下議案説明により省略]

○垣内 浩隆財政課長

「議案第48号 令和7年度さつま町一般会計補正予算（第5号）」について御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○内村 千鶴ほけん総括監

それでは、「議案第49号 令和7年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」について御説明いたします。

[以下議案説明により省略]

○内村 千鶴ほけん総括監

続きまして、「議案第50号 令和7年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について説明いたします。

[以下議案説明により省略]

○川崎 里志ほけん福祉課長

それでは、「議案第51号 令和7年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」について御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○出水 隆水道課長

「議案第52号 令和7年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）」について御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○新改 秀作議長

ただいま議題となっています各議案に対する質疑は、9月11日の本会議で行いますので、当日前まで審議を中止しておきます。

△日程第15 「議案第53号 6災第5号グリーンロード
4号線道路災害復旧工事請負変更契約の締結について」

○新改 秀作議長

次は、日程第15 「議案第53号 6災第5号グリーンロード4号線道路災害復旧工事請負変更契約の締結について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

[上野 俊市町長登壇]

○上野 俊市町長

それでは、「議案第53号 6災第5号グリーンロード4号線道路災害復旧工事請負変更契約の締結について」であります。

これは、6災第5号グリーンロード4号線道路災害復旧工事の請負金額について、変更しようとするものであり、さつま町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、建設課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

[上野 俊市町長降壇]

○原田 健二建設課長

それでは、「議案第53号 6災第5号グリーンロード4号線道路災害復旧工事請負変更契約の締結について」御説明いたします。

[以下議案説明により省略]

○新改 秀作議長

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○新改 秀作議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第53号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって、本件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○新改 秀作議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第53号 6災第5号グリーンロード4号線道路災害復旧工事請負変更契約の締結について」を採決します。

お諮りします。本件は可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって、「議案第53号 6災第5号グリーンロード4号線道路災害復旧工事請負変更契約の締結について」は、可決することに決定しました。

△日程第16 「議案第54号 人権擁護委員候補者の推薦について」、日程第17 「議案第55号 人権擁護委員候補者の推薦について」

○新改 秀作議長

次は、日程第16号「議案第54号 人権擁護委員候補者の推薦について」及び、日程第17号「議案第55号 人権擁護委員候補者の推薦について」の議案2件を、一括して議題とします。

各議案について、提案理由の説明を求めます。

[上野 俊市町長登壇]

○上野 俊市町長

それでは、「議案第54号」及び「議案第55号」を一括して提案の理由を申し上げます。

まず、「議案第54号 人権擁護委員候補者の推薦について」であります。

人権擁護委員のうち、今東秀嗣氏が、令和7年12月31日付けをもって任期満了となることに伴い、新たに押川吉伸氏を推薦しようとするものであります。

次に、「議案第55号 人権擁護委員候補者の推薦について」であります。

人権擁護委員のうち、栗野明男氏が、令和7年12月31日付けをもって任期満了となることに伴い、新たに萩木場一水氏を推薦しようとするものであります。

以上2件につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

内容につきましては、町民環境課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

[上野 俊市町長降壇]

○堀 孝志町民環境課長

「議案第54号 人権擁護委員候補者の推薦について」内容を御説明いたします。

[以下議案説明により省略]

○堀 孝志町民環境課長

続きまして、「議案第55号 人権擁護委員候補者の推薦について」内容を御説明いたします。
〔以下議案説明により省略〕

○新改 秀作議長

これから「議案第54号」及び「議案第55号」の議案2件について、一括して質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています「議案第54号」及び「議案第55号」の議案2件は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって「議案第54号」及び「議案第55号」の議案2件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから順に討論、採決を行います。

まず「議案第54号」について討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第54号 人権擁護委員候補者の推薦について」を採決します。

お諮りします。本件は、提案された候補者を適任と認める意見をもって答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって、「議案第54号 人権擁護委員候補者の推薦について」は提案された候補者を適任と認める意見をもって答申することに決定しました。

次に、「議案第55号」について討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第55号 人権擁護委員候補者の推薦について」を採決します。

お諮りします。本件は、提案された候補者を適任と認める意見をもって答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって、「議案第55号 人権擁護委員候補者の推薦について」は提案された候補者を適任と認める意見をもって答申することに決定しました。

△散 会

○新改 秀作議長

以上で、本日の日程は全部終了しました。

9月9日は、午前9時30分から本会議を開き、一般質問を行います。
本日はこれで散会します。

散会時刻 午前10時29分

令和 7 年第 3 回さつま町議会定例会

第 2 日

令和 7 年 9 月 9 日

令和7年第3回定例会一般質問

令和7年9月9日（第2日）

順番	(議席番号) 質問者	質問事項・要旨
1	(1) 岸 良 光 廣	<p>1 行政改革について 今後ますます進む人口減少に伴う課題について (1) 人口数と行政の職員数について (新規採用と中途採用を含む) (2) 今後の地場産業の育成について ア さつま町が発注する事業や備品、材料等の地場産業 100パーセントの受注について イ 入札制度の現状について (3) 小学校の再編や通学バス等の見直しについて</p>
2	(6) 古 田 昌 也	<p>1 保育園無償化の現状に付随する子育て支援について 保育園完全無償化が始まり、子育て世代には大変喜ばれている。しかしながら、根本である制度の内容が上手く利用者に伝わらず、受け入れ側の一部の保育園や保育士の負担が増加し、人材の確保や保育環境の質の低下が起こるのではないかという声も聞こえる。 本町として、この現状は把握しているのか。 また、対策は考えているのか。</p> <p>2 外国人雇用と共生について 本町のみならず、人手不足のために外国人労働者の雇用が進んできている。 また、特定技能外国人や技能実習生の受け入れを積極的に取り入れる企業も増えてきており、本町でも多く見られるようになった。 そこで、本町としてこの外国人雇用の現状をどのように考えているのか。 また、特定技能外国人などは未来の担い手になる可能性を秘めているので、地域になじんで頂きたいが、青の対策などはしているのか。</p> <p>3 国の動向について 最近、マスコミなどで、消費税などの議論において地方の現状を把握していないような報道が多くみられる。</p>

順番	(議席番号) 質問者	質問事項・要旨
		<p>実際、ほとんどの市町村は自主財源が3割程度で、地方交付税が無ければ、予算が組めない現状である。</p> <p>そのため、国の施策が地方に与える影響は大きく、正に、東京一極集中による弊害と考えている。</p> <p>この現状を町長はどのように考えているのか。</p>
3	(12) 川口 憲男	<p>1 町の財政対策について</p> <p>(1) 町が抱える課題等を踏まえ、将来的な予算編成の在り方について問う。</p> <p>(2) 行政改革における職員の定数減や庁舎内の需用費の縮減等の効果は。</p> <p>(3) 公共施設の補修や建て替えは、各課において計画性を持って取り組む姿勢が必要だが、町長はどのように考えているのか。</p>
4	(8) 武 さとみ	<p>1 「弾薬庫建設計画」について</p> <p>「弾薬庫建設計画」について再度、町長の見解を問う。</p> <p>(1) 今年2月19日に防衛大臣に提出した要望書に、「我が国をめぐる国際上の安全保障環境は、極めて厳しい状況に置かれているものと認識しております」と書いているが、町長の見解を問う。</p> <p>(2) 前回の質問に対して、「戦争は絶対にしてはならない」と回答されたが、弾薬庫建設は戦争準備ではないのか。</p> <p>(3) 以前、「もし戦争になったとき、町長が責任をとれるのか」の質問に対し、「国民保障に関する事案であるため、地方自治体の責任ではない」との回答だったが、地方自治法の趣旨に基づき、間違いないか。</p> <p>2 「人を育てる」学校の在り方について</p> <p>「人を育てる学校」の在り方について、教育長の見解を問う。</p> <p>(1) 「学びの多様化学校分教室」についての今後の説明会等の計画を問う（誤解や偏見を生まないための取組を含む）。</p> <p>(2) 「学びの多様化学校分教室」は、「不登校」の子どもに対し、思い悩む保護者の相談場所になるのか。</p> <p>(3) 「不登校」「荒れ」「いじめ」「学力低下」等の課題と、</p>

順番	(議席番号) 質問者	質問事項・要旨
		<p>G I G Aスクール構想との関連があるのではないか。文部科学省が、現在「学校教育の情報化の推進に関する法律」を整え、デジタル教科書やA I ドリルの促進、児童・生徒一人一台のタブレット配布など、学校教育制度が劇的な変化をしている最中である。デジタル媒体により子どもたちに何が起こっているのか検証し、論議する必要を感じているが、教育長の見解を問う。</p>
5	(3) 豊山 秀樹	<p>1 加工用米について 令和7年度産加工用米については、令和6年度産主食用米の買入れ価格が高騰したことから、7年産も価格が維持されるとの見込みで、作付け面積が大幅に減少（前年対比60%減）している。地元産の原料にこだわる製造業者からは、数量を確保することが困難との声もある。 こうした現状を受け、加工用米の生産性向上取組加算として、町単独の加算金を20,000円／10a（昨年15,000円／10a）に引き上げる対策を講じられているが、面積拡大には至っていない。 面積確保に向けた次年度の対策について、加算金の更なる上乗せを含め、町長の見解を問う。</p> <p>2 WCS用稻の検査基準について 本町のWCS用稻の栽培については、さつま町農業再生協議会を中心に、例年、耕作者を集めた説明会を実施し、栽培管理や経営職特安定対策についての説明を行っている。しかしながら、圃場の確認検査については、検査後、毎年のように検査に対するクレームが発生している。現場の職員は非常に苦慮しており、また、生産者も疑惑を払しょく出来ない部分もある。国の指導では、検査基準についての明確な基準は示されず、地域農業再生協議会の判断に委ねられているのが現状である。 このような状況下、町として、統一した検査指針、若しくは検査基準を示す検査マニュアル等を作成することができないか、町長の見解を問う。</p>

順番	(議席番号) 質問者	質問事項・要旨
		<p>3 農業管理センターの運営について</p> <p>農業管理センターについては、現在、町とJAとの共同出資（町70%・JA30%）で運営が行われている。業務内容としては、農業従事者に対する労災保険の窓口、農作業受委託の取りまとめ、農作業受託料金の設定などを行っている。以前は、農地の貸借に関する業務を主として行っていたが、現在、この業務は農地中間管理機構へ移行され、また、農作業の受委託についても、直接オペレーターへ依頼される相対取引が多く、管理センターの機能が低下している。</p> <p>また、以前の一般質問で農業公社への移行も提案されたが、隣接する市町の公社の経営状況を踏まえ困難との判断に至っている。</p> <p>今後の運営管理について、町長の見解を問う。</p> <p>4 今回の8月豪雨水害における被災農家への対応について</p> <p>今回の8月豪雨により旧薩摩地区（求名・永野・中津川）に被害が集中している。特に中津川地区においては、南方川の氾濫により水田に土砂・流木等が流入し甚大な被害が発生している。川の流域一帯では、種子糲の作付けがされており、約6.9ヘクタール（8／26時点）の被害が確認され、総体面積70ヘクタールの約10%程度に及んでいる。</p> <p>また、当該地区は県の指定を受けており、次年度以降の種子糲の確保に影響が懸念されている。</p> <p>現時点では、被害による収量減がどのくらいか確定はされていないが、被災された生産者は苦悩を抱いていると考える。</p> <p>被災された農家への支援策について、町長の見解を問う。</p>

令和7年第3回さつま町議会定例会会議録

(第2日)

○開議期日 令和7年9月9日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議場

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（14名）

1番	岸 良 光 廣	議員	2番	上別府 ユキ	議員
3番	豎 山 秀 樹	議員	4番	橋之口 富 雄	議員
5番	橋之口 富 雄	議員	6番	古 田 昌 也	議員
7番	桑波田 大	議員	8番	武 さとみ	議員
9番	宮之脇 尚 美	議員	10番	柏 木 幸 平	議員
11番	有 川 美 子	議員	12番	川 口 憲 男	議員
13番	中 村 慎 一	議員	14番	新 改 秀 作	議員

欠席議員（なし）

○出席した議会職員は次のとおり

早 崎 行 宏	事 務 局 長	神 園 大 士	事務局長補佐兼議事係長
奥 平 一 樹	議 事 係 主 任		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

上 野 俊 市 町 長	角 茂 樹 副 町 長
中 山 春 年 教 育 長	富 滿 悅 郎 総 務 課 長
菊 野 祐 二 危 機 管 理 監	大 平 誠 総 合 政 策 課 長
小 野 原 和 人 行 革 推 進 室 長	垣 内 浩 隆 財 政 課 長
久 保 田 春 彦 こども課 長	山 口 良 浩 農 林 課 長
上 谷 川 征 和 森 づく り 推 進 監	永 江 寿 好 担 い 手 支 援 室 長
太 田 竜 也 産 業・定 住 支 援 室 長	藤 園 育 美 教 育 総 務 課 長
井 手 口 勉 学 校 教 育 課 長	

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

△開 議 午前9時30分

○新改 秀作議長

おはようございます。ただいまから、令和7年第3回さつま町議会定例会第2日の会議を開きます。

本日の日程は、配布しております議事日程のとおりであります。

△日程第1 「一般質問」

○新改 秀作議長

日程第1 「一般質問」を行います。

一般質問は、一問一答方式となっております。質問時間は、答弁を含めて60分とし、質問回数の制限はありません。

質問通告に従って、順番に発言を許します。

まず、1番、岸良光廣議員に発言を許します。

[岸良 光廣議員登壇]

○岸良 光廣議員

おはようございます。9月の一般質問トップバッターということで、少し緊張しておりますので、聞きづらいところもあるかもしれませんけれども、よろしくお願ひいたします。

では、行政改革について、質問いたします。

今後ますます進む人口減少に伴う課題についてであります。

人口数と行政の職員数について、新規採用と中途採用を含む。

2番目、今後の地場産業の育成について。（1）さつま町が発注する事業や備品、材料等の地場産業100パーセントの受注について。（2）入札制度の現状について。

3、小学校の再現や通学バス等の見直しについてであります。

町長に申し上げます。今日は、行政改革について質問しますので、2問目以降関連質問も出てくるかと思います。それについては、私もできるだけ手短に質問をしますので、町長の答弁もできるだけ要点について、手短にしていただいて、よりよい質疑と討論ができますように、行政についてのできますように、行っていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

[岸良 光廣議員降壇]

[上野 俊市町長登壇]

○上野 俊市町長

改めまして、おはようございます。

それでは、岸良光廣議員からの御質問にお答えいたします。

まず、1点目の「人口数と行政の職員数について」であります。

町の人口につきましては、合併当時の約2万6,000人が、現在は約1万8,000人と、予想以上のスピードで減少してきているところであります。人口減少は、行財政運営、それから各種施策、住民サービスに大きな影響を及ぼすものと思っておりまして、この厳しい現実を重く受け止めているところであります。

このような状況を踏まえまして、職員の定員管理につきましても、町の人口規模の縮小に応じて、基本的には職員数も段階的に見直していく必要があると考えてきているところであります。今、進めているところであります。

合併以降、定員管理計画に基づきまして、職員数を425人から20年経過後の令和7年4月現在で304人と、121人を削減しておりますが、直近の5年間では22人の削減となっております。

職員の新規採用につきましては、本年度10人を採用し、内訳は、一般事務職が5名、保健師が3名、消防職が2名となっております。

特に技術職の応募が例年少なく、人材確保が困難となっていますことから、年齢の要件を45歳までとし、幅広い年齢層で募集しているところであります。このように採用にあたっても、非常に厳しい状況下にあります。

また、新規採用10人の内、6名が社会人経験者であり、ここ数年の傾向でも、新規採用の約半数が社会人経験者となっているところであります。

2番目の「町が発注する事業や備品、材料等の地場産業100パーセントの受注について」の関係についてでございます。

町では地元企業の育成及び地域経済の活性化を図るため、従来より適正な競争原理のもと、公平性を確保した上で、地元企業への優先発注をするように努めできているところであります。

次に、「入札制度の現状について」でございます。

入札の方式としては、御案内のとおり、大きく分けまして、一般競争入札・指名競争入札・随意契約の3つに区分されているところであります。

競争原理を適切に働かせ、価格を抑えるために、それぞれ法令、規則等に則って、適正に執行しているところであります。

また、一方で町内業者保護のため、町内に事業所を置く企業にましては、一定の配慮を行うことで、入札しやすい環境を整え、町内業者の育成、町内経済の活性化を図ることも重要であると考えているところであります。

「競争原理を高めること」と「町内事業所を保護すること」この2つのバランスは重要でありますことから、これからもなお一層、町内業者の受注拡大のため、研究・検討してまいりたいと考えているところであります。

次に、「小学校の再編や通学バス等見直しについて」でございます。

小学校再編につきましては、現在、さつま町の学校教育の在り方について検討します、鹿児島大学教育学部准教授原田義則先生を委員長とします「学校教育の在り方検討委員会」を開催し、その中で協議いただいているところであります。

委員には町内7校の校長、PTA代表、議会代表や地域代表者、民生児童委員代表の方々が入っているところであります。

学校再編は「児童の望ましい教育環境をどう整えるか」を目的としたその手段の一つと捉えているところであります。

教育委員会からは、検討委員会へ「児童が教育を受けるための、望ましい教育環境の在り方」、2つ目としまして「地域と連携した学校づくりの在り方」のこの2点について答申をいただくようお願いしているところであります。

今まで3回の会議を経て、4回目は9月下旬に開催する予定であります。

検討委員会には、今年度中には答申をいただけるようお願いし、現在協議いただいているところであります。

この答申を受けまして、学校の在り方についても検討していく必要があると考えているところであります。

また、通学バス等につきましては、昨年12月議会で、児童生徒数の減少に伴い、小型化し

ていく必要があるとの御意見等もいただいています。現在、スクールバスの契約は2年契約といたしております。今年度末で契約更新となりますことから、岸良議員の御意見にもこれまでありましたように、今後の児童数の減少が予測されており、現在の受託者とも児童数減少の話はさせていただいているところです。

来年度以降は、受託者の理解をいただきながら、この契約を1年契約とさせていただき、バスの小型化についても計画的に対応していきたいと考えています。

[上野 俊市町長降壇]

○岸良 光廣議員

それでは、2問目の関連質問に入る前に、ちょっとタブレットのグラフを見ていただきたいと思います。

ここに出ていますのは、さつま町の将来推計人口。これは、国の出先機関であります人口研究所の資料をもとに作られたと思うのですが、ここで2025年で1万8,844人というふうにさつま町は出しているのですけれども、今年の7月のさつま町のホームページには、1万7,980人。そのうち外国人が500人入っています。ということは、外国人を除いたら、純さつま町の日本人というのは1万7,400人ぐらいということになると思います。それと、20年後の2045年ここでは、推計人口でさつま町が出しているのが1万2,599人と出しているのですけれども、実際、今年の7月の1万7,900人から、あとでまた詳しく説明しますけど、大体、毎年約450名ほど減少しております。それからいくと、20年後には約9,000人減るとすると、町が出している1万2,599人ではなくて、20年後の2045年には、さつま町の人口は外国人を含めて8,980人。9,000人を切るということは間違いないというふうに考えております。次のページをお願いします。

これは、さつま町がしております職員の管理計画ですが、ここで令和7年度で約501名、令和14年度で444名となっておりますが、この令和14年度の時には恐らく、今の1万7,900人の人口が1万4,800人台だろうと。約3,200人弱ぐらい人口が減ります。そうした時に、この444人が妥当かどうかということになってくると思います。次をお願いします。

次のページは、これは今さつま町の議員1年目の方がおられますので、まず説明しておきますけれども、さつま町が今行っている人口には、台帳人口、要するに住所はあるけれども、どこにおられるか分からぬ。住所はあるけれども、住んでいない。そういう人たちを含めた台帳人口と、それから5年ごとに行われる国政調査をもとにした国が日本の人口をはつきり知りたいということで、国勢調査をして、調べた推計人口、この二通りがありますけれども、この今の表は、台帳人口によるものです。これからいくと、いかに高齢者が多いかということがわかると思います。次をお願いします。

これは、このグラフを基にしたものですが、ここで一番見ていただきたいのは、0歳から19歳の方です。0歳から19歳のところが、合併時には4,581人いたのですが、今年の3月では2,439人。それと、20歳から39歳、それから60歳から79歳までもかなり減ってきているのですが、ただ唯一、100歳から119歳というところがプラス345人。もう要するに、90歳から100歳の上は増えているのだけれども、若い年代層は減ってきているというのが、これで分かると思います。次をお願いします。

これは、南日本新聞で今年の6月5日に2024年度、出生数が70万人割れと。ここで一番見ていただきたいのは、一番最後の方にあるのですが、出生率ともマイナスが9年連続、少子化は政府推計よりも15年早く進んでいる。要するに、もともとの国の出先機関であります人口問

題研究所、ここが想定したよりも 15 年も早いペースで新生児が生まれていませんよと、要するにそれだけ人口減少が進んでいますと、だからここで見ていただきたいのは、15 年早くなっているのだということ。次をお願いします。

これも同じなのですが、ここでも人口問題研究所が将来推計の中で 68 万人台になるのは、2039 年と見込んでいたと、要するに、先ほどと同じ内容ですけれども、本当に 15 年ぐらいの想定より早いのだということを、我々が認識しなければならないと思います。

ここで、次の記事を見ていただきたいのですが、鹿児島の出生数というのがあるのです。ここを参考的に見ていただきたいのですが、すみません、違いました。これは今年の上半期の出生数です。33 万人。昨年が 70 万人を割ったと言いますけれども、今年度、上半期では 33 万人ですので、上手くいって 66 万人、もしくはそれを下回るかも。昨年度よりも今年はさらに子どもが生まれていませんよという内容のこれは新聞記事でした。

次が、私が言いましたスクールバスの件なのですけれども、ここで令和 5 年度が総額で 8,946 万 5,000 円かかるおありますけれども、令和 6 年度がこれは実績で 1 億 1,054 万 2,000 円かかるおあります。次のページをお願いします。

これは、令和 6 年度、令和 7 年度ですけれども、令和 6 年度は実績です。実績で約 1 億 1,000 万円。令和 7 年度は推計です。まだ全部終わっていませんので、推計でも令和 6 年度と同じ 1 億 1,000 万円はかかるだろう、もしくはそれより若干高くなるかもしれません、一応、予定ではこうなっております。

最後のページですが、これは昨年 12 月に私が提出しました現状の子どもたちが生まれた住所で、全部見た時の小学生の数の予想です。

ここでは、私も去年の 12 月に「平均 65 人ずつぐらいしか生まれていませんよ」という話をしたのですけれども、実際、昨年度は 62 人しか生まれておりません。さつま町全体で。それでいきますと、この 2024 年度、令和 6 年度は、803 人の全小学校で児童がいたのですが、それから 2030 年度になっていきますと、ここに書いてありますように 803 人が 551 人まで減少します。それと、令和 15 年、これは実績が出ている令和 5 年度以降のやつも 65 人ぐらい生まれるのではないかという予測のもとに出したのが、令和 15 年度で 2033 年が小学生がさつま町全体で 442 人しかいませんよという説明をしたのですが、実際は、これよりも減っています。

だから、令和 15 年と言いますと、今から約 10 年もないのですが、となってくると 400 人ぐらいしか、さつま町全体で小学生が居ないということになってくる表であります。

この表を基にいたしまして、町長に質問いたしますけれども、先ほど言いましたように、人口の基準は、台帳人口と推計人口がありますよとしてありますが、三町合併時には 2 万 6,331 人の人口でありましたが、現在は 2025 年 7 月で推計人口は 1 万 7,980 人。そのうち外国人が約 500 人含んでおります。これは、先ほど申しましたが、ホームページにも掲載しておりますので、御覧ください。

先ほどのグラフで説明しましたが、さつま町が令和 7 年度から令和 14 年度に出了した、さつま町の定員計画では 2025 年職員数は 501 名となっており、さつま町の将来人口は 1 万 8,844 人と計画されておりましたが、現状では 2025 年 7 月で 1 万 7,980 人であると。さつま町の計画からいきますと、1 万 8,844 人を 501 人で割ると、さつま町民の 38 人に 1 人が職員となる。これは正職員・会計年度任用職員を含んでですけれども。となるわけですが、実際のところ、先ほどのグラフにありましたように、さつま町の将来推計人口は 20 年後が 2045 年には 1 万 2,599 人と予想されているのですが、今の現状から計算をすると、

2025年7月の1万7,980人から直近10年間で平均約450名減ったとして考えますと、20年後には、すみません、10年後には、実際人口が1万7,900人が、1万3,480人。それと20年後は、1万7,980人が8,980人。さつま町の45年の将来推計人口は、一応1万2,599人なのですけれども、9,000人を切って8,000人台に入っていくと。ここで、一番考えなきやならないのは、今年の10月1日付けて、国勢調査が行われます。この国政調査は5年に1回、国が日本の人口数を何人が正しいのかということで、5年に1回するのですけれども、その国政調査をすると、大体、過去を見てみると、多い時で四、五百人、少ない時でも二、三百人、推計人口が減ります。だから今、私が何を言いたいかというと、10月1日から行われる国勢調査で仮に200人とか、300人推計人口が減ると、さつま町の人口というのは、実際、私が1万7,980人ということを言いましたけれども、1万7,500人、1万600人になる可能性が非常に大きいというふうに考えております。

そういうことから、町長が今後、人口がそれだけ減ってくるという中において、さつま町の職員を今後、どのように考えておられるのか、改めてお伺いいたします。

○上野 俊市町長

人口減少の関係について、岸良議員の方からデータを基にして説明があったところでありますけれども、私自身もこれはしっかりと、認識をいたしているところであります。

先ほど、申し上げましたように、予想以上のスピードで人口減少が進んでいる現実、これはしっかりと受け止めながら、今後、どうしていかなければならないというのではあります。

特に、職員数の関係等についても先ほどありましたように、今の人口に応じた職員数にしていくというのは当然の考え方でございますけれども、今現状、それ以外にこれまで想定していた以外のものの行政需要というのも増えてきている現実等もあります。そこら全体を踏まえながら、やはり職員数の調整と言いますか、管理はしていかなければならぬと基本的には思っているところであります。

○岸良 光廣議員

今、国が県へ、県が市町村へ、いろんな仕事を丸投げしてきておりませんので、町長の言われるところは私も十分理解はしております。

そこで、実は7月30日、31日、福岡県の岡垣町と須恵町を、議会広報特別委員会と、議会運営委員会で、視察させていただきました。これは、まちの面積が違うので、一概に同じとは言えませんけれども、ただ、本町でやる仕事というのは、あまり変わらないと思います。まち全体の広さは違うけれども、本町でやる仕事はあまり変わらないと思います。そこで、岡垣町については、年間予算が大体通常で130億円であります。職員数は、全体で230人、正職員が190名、会計年度任用職員が約40名ぐらいで、230名ぐらい。要するに、年間予算としては、さつま町とあまり変わらないですよ。人口数からいきますと、岡垣町が、すみません。あとで人口は言います。

次に、31日に須恵町に行きましたけど、須恵町は、人口は約2万9,200人。それで、職員数が153人。一般行政職が100人、教育部門が30人、公営企業と公営会計の部門に23人で、予算が約197億円。さつま町よりも大きいのです。それで、人口が2万9,200人、さつま町より約1万人多い。それで、職員数が153人。これは今申しました、全体面積はさつま町が大きいです。だけど、本町としての仕事の役割としては、そんなに大差はないと思うのですけれども。それと、先ほど申し上げました岡垣町、こちらの方は約3万人ぐらいの人口です。そこも参考にして、今後の職員の数というのは検討していただきたいと、これは要請をしておきます。

それと、これは関連ですけれども、これだけ人口が減ってきますと、町長、予算の方も、例えば、ここ二、三年というのは、そう変わらないかもしれませんけれども、5年、10年単位で考えていくと、人口が今の1万7,000人台から1万4,000人、1万3,000人と減っていきます。10年間内で考えると、相当な予算も削減されてくると思うのですが、その中において、町長が町のトップとして考えていただけなければならないのは、今後は、必要な建屋、あるいは設備、これが予算をかけるところを集中してするところか見極める必要がある。要するに、建屋にしても、実際、「今持っている建屋は全部必要ですか」と、予算が限られて減ってくわけですので、残す建屋、あるいは、処分していく建屋、いろんなそういうものを見極めしなければいけないこの10年間になると私は考えるのですが、その点について、町長の考え方をお伺いします。

○上野 俊市町長

岸良議員がおっしゃることは、私も十分理解しているところあります。

10年後、20年後を見据えたこの行政の取組ということで、これまで議会の方にもお願いしながら、公共施設の廃止、譲渡、それから民間への譲渡を含めて、そういう議論をしながら、これは我々行政自体がこれから身軽になっていかないと、これは将来やはり町民の方々に負担を科すことになりますので、できるものは廃止し、有効に使えるものは、また手を加えながら有効に使っていくという差別化を図りながら、これは取り組んでいかないことには今までのようになんでもを残しながらというのは絶対難しいものと私は思っておりますので、ここはしっかりとスクラップアンドビルトではございませんけれども、そのような感覚でやはり手放すものは手放し、しっかりと進めていくものは進めていくと、これをしっかりとやらないことには、今後の行政運営というのは成り立たないと私は思っておりますので、これはしっかりと進めていきたいと思っているところであります。

○岸良 光廣議員

今、町長も答弁されましたけれども、いろんな人口減対策とかいろんなこと言われますけれども、もう町長の立ち場としては、絶対に言いにくい言葉だと思うのですけれども、あえて私言いますけれども、人口は絶対増えません。人口が増えているのは、日本全国見ると東京だけです。だけど、日本全国の人口はすごいスピードで減少している。鹿児島でも姶良地区は人口が増えていませんけれども、鹿児島全体で見るとこれも同じく、人口減少が早いのです。

だから今的人口というのは、本当に毎年毎年減っていくというのは現実ですので、私は、今この人口が減っていくというのを悲観して言っているのではないです。現実を見て、それに伴うような取り組みをしていかないと予算的なことが非常に苦しくなりますよね。だから将来のさつま町の方々のことを考えると、今ここで本当に10年間というのは残すべきものと、延ばすものの集中と選択をしなければならないと思うのです。それを町のトップであります町長には、難しいことかもしれませんけれども、さつま町の将来を考えれば避けては通れませんので、そのところを十分取り組んでいただきたいと思いますが、その点について、町長もう一回答弁をお願いします。

○上野 俊市町長

私も毎年、予算編成の説明会の折には、職員の方には、「選択と集中」これが必要だということで、申し上げてきて予算編成等も行ってきているところであります。今、言われたことはしっかりと受け止めながら、この行政運営はしていきたいと考えております。

○岸良 光廣議員

それでは、次の質問に入ります。

今、申し上げましたとおり、人口は今の現状ではさつま町を含め、日本全体では増えることは

ないと思います。その中において、今後のさつま町においては、人口減少が進む中で産業構造を考えますと、さつま町内の大規模なプラグ関係の会社や、電子部品関連の50人から100人以上の雇用を行っている企業だけでなく、従業員が2名ないし3名、あるいは5名ないし10名という小規模な企業が多くさつま町にはあります。そのような小規模な企業の育成を行うことが、今後ますます重要になってくると考えています。さつま町が発注する建設関係、資材、設備等や町営住宅等のガス・電気関係の全てを町内企業に発注することが必要であると考えます。

また、さつま町が発注した仕事に関連する全ての資材・備品等の町内企業からの調達も契約時に明記が必要と考えますが、その点について、町長は小規模な企業の地場産業育成をどのように考えておられるのか伺います。

○上野 傑市町長

今、質問がございましたが、やはり今支えてもらっているのは、小さい企業、いわゆる零細企業と言われる方々、中小企業の方々がやはり支えておられるからこそだと私も思っているところであります。

そのような観点から、先ほど1回目の答弁で申し上げましたけれども、地元で調達できるものは地元でやるということを基本におきながら、工事関係、それから物品関係も発注をしているところであります。

しかしながら、これが100%そうなっているかと言われると、なかなか難しいところもあります。強制ができない部分等もありますけれども、ここについては、できるだけ地元を使うような取組というのをしていくということで、今、検討もしているところでございます。

○岸良 光廣議員

実際、さつま町の今の人口から見た時に、生産人口から見た時に、そういう大規模なさつま町内の企業に務めていらっしゃる方々の人数から見ても、半分以上は、さつま町内のそういう小規模の事業所、もしくは、他町村に働きに行っている方々がおられるのですけれども、近隣の市なんか、ほぼ100%、例えば、薩摩川内市であれば、薩摩川内市に本社の住所を持っている企業さんにはほぼ100%発注している。よく言われるのが、私もずっと地元の企業さんを回って行きますと、こういう話を聞きます。「さつま町は変わっている」「薩摩川内市とか他のところは、他町村からの業者の仕事発注については、ほとんど出してないのだけれども、さつま町は自由に入ってくることができる」と言われる。言われるぐらい、さつま町は自由にやっていると言われる方がかなり多いです。だからやっぱり人口が減っていけば、そういう小規模の地場産業の育成というのがやはり一番大事になってくると思うのです。実際、大企業に務めている方とは別に、地元で働いている方も結構おられますので、そういう方々のやはり生産的なことを考えた時にも、いかに小規模の地場産業を育成していくかというのが非常に大事になってきますので、先ほど町長が、できる限りと言わされましたけれども、さつま町内の業者ができる仕事は100%出すと、そして、さつま町の地場産業が請け負った仕事に必要な資材等の調達についても、これは契約時にさつま町内で調達できるそういう資材関係は全てさつま町で調達してくださいよというのを、契約時に盛り込むというのをしていかないと、なかなか進まないと思うのですよ。でないと、今後ますます人口が減っていきますと、なぜ、そういうことを言うかというと、そういう零細企業、中小企業を守るために行政としてやはり、手を差し伸べていただく。これは、ほかのところでもやっておりますので、さつま町も今後、その点について強力に推し進めていただきたいというふうに思いますので、町長、もう一回答弁をお願いします。

○上野 傑市町長

地元業者への育成、保護という観点からも、地元の物品の発注、それから工事の発注について

は、地元で発注できるものは地元のものを使っていただくというのは、基本であると考えているところであります。

現在も発注についてはお願いしておりますけれども、今後におきましては、発注の際に仕様書の中に特記仕様書とかいうのがありますけれども、そこにこの町内の生産資材等を使うことというような特記事項を明記しながら発注するという方法等もございますので、そういうのを取り入れながら、なるべくできるものは地元のものを使っていただくような取組というのは強く進めまいります。

○岸良 光廣議員

是非、そこは進めていただきたいと思います。

次に、入札制度についてですが、特に小規模の地場産業の方々に話を今回、いろいろ聞いてみました。その中で、さつま町から「見積もりを出してほしい」という話があつて、見積りを出したが、現在は出していないという代表者の話が結構あります。これは何でそうなのか考えて話を聞きますと、まず一番の問題点は、見積書を出しても入札に参加できなかつたことがあつたと、二番目は、見積書を出すとその金額が基本となり、他の業者はその見積書の金額の下で出しますので、見積書を出した業者は仕事が取れないということを聞きました。ここで、一番大事なことは、行政が、「見積書と入札は別ですよ」というのをきちっと説明をしなければならないと思うのです。だから、担当課の方に聞きましたけれども、「見積書をもらって、これは見積りだから、入札をする時には、その金額よりも下でも出していいのだよね。それを説明しましたか。」と聞きますと、業者の方に説明してないのですよ。だから、見積書を出した人は、その出した金額が元になって、他の業者が見積りにくるから自分たちは取れないから出さないといふ。でも、実際は、見積書の金額は100であつても、入札に参加するときにそれより下の金額を出してもいいのです。そこを行政の方が、業者の方にちゃんと説明することができれば、こういう問題は起きないと思うのです。

次に、これは一番大事なことなのですけれども、行政が入札のルールを無視して、入札を行つたケースが、これは町長も3月議会、6月議会で私が、町長総括を申し上げましたけれども、10万円を超えるものは必ず2社以上で入札をしなければならないというふうに、さつま町は決めているのですけれども、これが単独でスポットクーラーでしたけれども、そういう事案がありました。町長にも私、町長答弁で言ったのですけれども、だから、今回も空調機のいろんな入札等もありましたけれども、やっぱり一番考えなきやならないのは、今、さつま町は各担当課で、単独で入札資料を集めて、副町長が入札の担当者ですから、そういうふうにするのですけれども、実際聞いてみると、担当課長に「これエアコンとかいくらぐらいするかわかりますか」と聞いた時に、なかなか分かりづらいと、また実際、業者から出てきた見積りで上げるのだけれども、「これは自分の家で、この金額で買う？」と言ったときに買いませんよね。というのが、実際、担当課の課長の話でもあります。

だから、やはり入札については町長、以前も申し上げましたけれども、入札の専門の部署を作つて、担当課の負担を軽減するとともに入札等がそういういろんな不備がないように、また、年間予算も今後下がってきますので、有効な資金の活用という意味では、入札、各担当課がばらばらするのではなくて、専門の部署を設けて、そこが入札に必要な予算を計上したり、あるいはそういう設備等を選んだりというのが好ましいと思うのですが、その点について、町長の考えを伺います。

○上野 俊市町長

この件については、議員からもありましたように、先般の委員会等でも御指摘をいただいたと

ところでございまして、その折にも若干答えさせていただきましたけれども、我々も内部で協議いたしまして、全てをというわけではございませんけれども、ある一定額の金額以上もの、それから同一目的で使うようなものについては、今、契約担当課、財政課の方にありますけれども、そこで専門的に取扱いをさせるというような取組は可能かと思っているところであります。

全てということにはなりませんけれども、先ほど申しましたように一定の金額以上、それから同一の目的を持つようなものの発注にあたっては、そうした形での管理というのも検討していくたいと思っております。

○岸良 光廣議員

町長の答弁では、全てとはいかないという説明なのですけれども、できる限りそういうような形でしていただきたい。というのは、本当に私なんかは元々は自分で会社を経営しておりましたけれども、さつま町内のいろんな業者から物を購入するときの金額、それと、今、こうして見ますと行政が購入するときの金額、これかなり差があるのです。

元々民間企業が地元から仕入れるものについても、赤字であれば絶対仕入れないのですよね。地元の方も、赤字になってでも売ることはしないと思います。そのへんの行政の感覚と民間の感覚、全て同じとは言いませんけれども、そういうものをきちっとしていかないと、今後予算的にどんどん毎年恐らく、5年後以降は予算が下がってくると思いますので、有効的に予算を使うためには、専門的な形でしていただきたい。

特に、一番の問題は、今回9月議会で問題になりましたスポットクーラーについても、エアコンがあって、部分的に冷えないからスポットクーラーを入れるというのであれば理解できるのです。だけど、エアコンがない部屋を冷やすために、そこにスポットクーラーを購入して冷やすんだと、何も知らない人が考えたら「そうか」と思うのですけど、よく考えたら、スポットクーラーというのは、そこだけしか冷やさないのです。部屋全体は冷えないのです。だからエアコンに仕様変更された。これも担当課の方が詳しいことを知らないわけです。知らないがままに発注を掛けようとしているから、そこをやはりそういう間違いをしないためには、スポットクーラー等についても専門的な知識を持った方に、専門的な部署でやはり大切な予算ですので、それが問題が生じないようにするために、そういうところを作る必要が、これは絶対に必要だと思うのです。その点について町長、何回も聞いて申し訳ありませんけれども、町長の考えを伺います。

○上野 俊市町長

私の考えは先ほど申し上げたとおりであります、基本的に議員がおっしゃるような考え方を持っておりますけれども、先ほど申し上げましたように、物品の発注等についてはやはり、おっしゃられましたように町民の方々の貴重な税金等を使って購入していくものでございますので、有効的かつ、やはり原価で安い価格で購入できる、それは当然のことだと思っておりますので、これは基本的に念頭におきながら、今後についても進めていきたいと思っております。

○岸良 光廣議員

今、申し上げましたとおり、この入札の問題、あるいは1番目の人口に関するところを含めても、本当に国自体も先ほど新聞にも出ておりましたけれども、想定より15年早いのだというようなことが、ここ二、三年前まではそういうことは一切出ておりませんでしたけれども、特に、前の町長の時代約10年ぐらい前ですかね、「この人口問題研究所の出す統計はおかしいですよ」ということで、前任の町長とかなり激しくやりやったことがあったのですけれども、これはここにきて、国ほうも想定が違っていたというふうに出しておりますので、やはり今後のさつま町の将来というのを考える上では、現実を基にして、やはり計画を組んでいただきたいというふうに強く要請をしておきます。

それと、最後に学校の昨年12月の一般質問でも小学校の新入生の大幅な減少で、令和6年度、小学校6校で803人の児童数が、令和12年度には542人まで減少する。また、今後については学校再編も必要と思うが、スクールバス等の経費を考えると、現在、運行を行っている企業さんにバスの小型化の説明が必要であると考えるが、町長はどのように考えておられるのか、前回、質問をしましたが、その後、どのような取組をされたか伺います。

○上野 俊市町長

これにつきましても、先ほど1回目でお答えさせていただきましたけれども、2年の契約を事業者の理解を得ながら1年契約としながら、小型バス化できるものは小型バス化にして、計画的に対応していただけるようにお願いをして協議していくところであります。

○岸良 光廣議員

先ほどのグラフを思い出してほしいのですけれども、昨年の12月時点で約800人ぐらい、小学校6校で、800人。これが今後、7年後には、7年後ですよ、7年後には420人ぐらい減ってきますので、というのは、何か言いたいか、約400人ぐらい児童数が減るわけですよ。というのは、盈進小学校ですら、今年はまだいいのですけれども、あと3年、4年ぐらいすると、盈進小学校の新1年生が、三十五、六人ぐらいしか入学者がない。だって、さつま町全体で65人ぐらいですので、残りの小学校というのは、5校で約30人ですよ。ところが今本当に調べていくと、旧薩摩・旧鶴田の方々の小さい子どもさんを抱えておられる家族の方が、旧宮之城地区に引っ越してきておられるのです。

生まれた住所でいけば、まだ旧薩摩・旧鶴田の方も、児童数はいると思うのですけれども、最近、こちらの方に引っ越してきておられますので、来年、再来年以降、実際に小学校に入学する子どもたちの数というのは、今、想定しているよりも恐らくばらつきが出てくるだろうなと。特に、盈進小学校の方には増えてくるかもしれませんけれども、他の小学校については想定よりも少ない児童数になる可能性があります。そういう中において、学校再編というのは当然、どこの地区の方も小学校がなくなるというのは、非常に困ると、残してほしいという意見はあると思うのですけれども、ただ、現状でも山崎小学校は、3年、4年、5年、6年は複式学級になっていると思うのですよ。薩摩小学校の方も恐らく複式学級が出ている、今あるのかな。よく分かりませんけれども、そうなった時に、複式学級で、そこ数人で勉強をする。当然、勉強というのは、ただ机の上で勉強するだけではなくて、一番大事な小学生の時期というのは、友だち同士の会話、あるいは、遊び、そういうのもものすごく精神的には必要な面があると思うのですよ。それを考えると、来年、再来年ということは言いませんけども、ここ7年後には、今の800人が400人台に半減するというのは分かっております。これは生まれてきている子どもの数からも大体分かりますので、そのへんは、先ほども申しました、残すべきものは残さないといけないけれども、もう建屋にしても廃止るべきものは廃止する。そういうふうな方向で考えていかないと、今の現時点で考えれば予算はあると思います。でも町長、5年後、10年後は予算が減りますよね。人口が減っても、予算がそのままということはないと思うのですが、そのへんについて、町長はどのようにお考えですか。

○上野 俊市町長

人口と予算の関係等については、先ほどお答えしたので、もう触れませんけれども、今、数字的なもので説明がございましたけれども、やはり7年後等を見ますと、本当に今言われるようにな60数名と全体がですね。出生者数だけで見ると、そういう人数ですけれども、非常に厳しい数字が出ております。これはしっかりと我々も捉えて、今、検討していただいております、学校の在り方検討委員会の意見も賜わりながら、今後、しっかりとそこは見据えた取組というのを

していかなければならないと思っております。

前回の再編については、複式学級の解消、子どもたちの教育の面から考えて、あのような形で統廃合をやってきましたけれども、今後におきましても数字的なもの、それからやはり教育的なもの、環境的なもの、総合的に判断しながら学校の再編というのは、非常にデリケートな部分も多くございますので、そこはしっかりと地元の意見、議会等の意見等も聞きながら、これはまた検討を進めていきたいと思っているところであります。その時期には来ているのかもしれないと思っているところであります。

○岸良 光廣議員

本当に学校再編というのは、難しい問題だと思います。

今、町長が言われるように、地域の要望とか、いろんなものも出てくると思います。

しかしこれも、一番最初に申し上げました人口減少と予算の問題等でも出ておりますけれども、本当は残せるものなら全部残したいというのは、誰もが同じ気持ちだと思うのですよ。だけど、実際、町長としては言いづらいことだと思います。予算が削減されますよとか、学校再編しますよとか、あるいは、学校の児童数が減りますよというのは、町長の立場からすれば言えないと思うのですけれども、私は一応議員で今、バッチを付けておりますので、やはり自分の考えでも、「もうちょっとそんなに言わずにどうにかなりませんか」ということも言いたいのですけれども、しかし、人口が減るのは当然、誰が見てもわかっているのです。これはさつま町だけの問題ではなくて、日本の国全体がそうなってきております。今後、日本の各市町村においては、おそらく財政的に非常に厳しい市町村も出てくると思うのですけれども、そういうことを考えてもやはりさつま町は、想定よりもかなり早いですで、そういう意味では、この10年間に決着付けるべきものは決着を付けていくと。将来のさつま町が、いかにして残っていくかというのを今、町長は責任ある立場におられますので、そこを考えて計画してほしいと、特に、もう最後ですので申し上げますけれども、さつま町の人口がおそらく今1万7,000人を切って、日本人だけなら1万7,400人ぐらいしかいませんよと、10月1日の国勢調査をすれば、二、三百人推計人口が減りますよとなると、現時点で7月の時点で1万7,000人ぐらいになる可能性があるのですよ。ということは、来年の3月末までしますと、まださらにおそらく人口は減っていくでしょう。そういうのが現実にあるわけですので、それはそれとして、やはりさつま町民の方々にも今の現状をやはりきっちと説明した上で、「人口はこれだけ減っていきますよ」と、「(そう)なれば、予算も減ってきますよ」、だから「選択と集中」をしなければならないんだということは、きっちとやっぱり説明をして厳しいことも町長としては、言いづらいでしようけれども、将来のさつま町を考えてやはり、おそらく今のこれで考えていくと、私どもはもう生きておりませんけれども、これから40年後ぐらいにはおそらく人口が4,000人か5,000人。予算もかなり減ると思います。そういうのを想定して、この10年間というのは、町長大変かもしれませんけれども、総合的に考えて将来のさつま町という設計図を作っていただいて、さつま町が単独でも存続できるような形に組み替えていただきたいというふうに強く要請しておきますが、その点について、町長、もう一回答弁をお願いします。

○上野 俊市町長

先ほど来申し上げておりますけれども、現実はしっかりと受け止めながら、今後の行政運営には務めていきたいと改めて思ったところでございます。

○岸良 光廣議員

私の質問は、これで終わります。

○新改 秀作議長

以上で、岸良光廣議員の質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開は、おおむね午前10時35分とします。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時35分

○新改 秀作議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次は、6番、古田昌也議員に発言を許します。

[古田 昌也議員登壇]

○古田 昌也議員

改めまして、おはようございます。

それでは、一般質問の通告書の前に、先月のさつま町夏まつり、役場の関係の皆様、本当にお世話になりました。本当に大盛況で終わったと思っております。またいろいろ反省会、来年度ということで、実行委員長の商工会会長 白石会長からも重々御礼を言っておいてくれということでしたので、改めまして本当にありがとうございました。

それでは、通告書のとおり、1回目の質問をはじめさせていただきます。

保育料無償化の現状に付随する子育て支援について、保育料完全無償化が始まり、子育て世代には大変喜ばれているのが現状でございます。

しかしながら、根本である制度の内容が上手く利用者に伝わらず、受け入れる側の一部の保育園や保育士の負担が増加し、人材の確保や保育環境の質の低下が起こるのではないかという声が聞こえております。本町として、この現状は把握しているのか。また、対応策は考えているのかお聞かせください。

続きまして、外国人雇用と共生について御質問させていただきます。

本町のみならず、人手不足のために外国人労働者の雇用が進んできています。また、特定技能外国人や技能実習生の受け入れを積極的に取り入れている企業も増えてきており、本町でも多く見られるようになってきております。

そこで、本町としてこの外国人雇用の現状をどのように考えているのか。

また、特定技能外国人など、未来の担い手になる可能性を秘めているので、地域に馴染んでいただきたいが、その対策などはしているのかお聞かせください。

次に、国の動向についてお伺いいたします。

最近、マスコミなどで、消費税などの議論において地方の現状を把握していないような報道が多く見られます。

実際、ほとんどの市町村は自主財源が3割程度で、地方交付税がなければ予算が組めない現状であります。

そのため、国の施策が地方に与える影響は大きく、正に、東京一極集中による弊害と考えています。この現状を町長はどのように考えておられるのかお聞かせください。

以上で、1回目の質問を終わります。

[古田 昌也議員降壇]

[上野 俊市町長登壇]

○町長（上野 俊市君）

それでは、古田昌也議員からの御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の「保育料無償化の現状に付随する子育て支援について」でございます。

保育行政の要となる保育士の勤務実態、配置状況、業務負担、賃金水準、長時間労働の実態等につきましては、毎月の教育・保育給付費請求におきまして、人員配置、勤務実態、賃金水準などの状況を確認しているところであります。

全国的にも保育士の処遇改善と配置基準の見直しが今後の人材確保の要となることが認識されておりまして、国の政策動向と連携して、町としての対策を進めているところであります。

また、対応策につきましては、次の4点を中心に保育現場の実情に即した一体的な取組を進めてまいります。

まず一つ目に、人材の確保と処遇改善であります。

人材の確保につきましては、さつま町子育て人材バンク及び今年度から登録を行っています、鹿児島県保育士人材バンクの活用を、また、処遇改善につきましては、今年度国の公定価格の改定や処遇改善の取組を踏まえつつ、賃金水準の適正化を図ってまいります。

二つ目に、業務負担の軽減と現場の生産性向上であります。

デジタル化の推進によって事務作業の負担を軽減し、保育士が本来の業務に集中できる環境を整えてまいります。

三つ目に、保育環境の質の向上であります。

保育の質を深めるため、町内全ての保育事業関係者を対象にした資質向上研修会などを毎年開催しているところであります。

四つ目に、財源確保と制度的対応であります。

国の施策動向に合わせて、配置基準の見直しや賃上げを実現する財源の確保をすることが前提となるところであります。

公定価格の改定や処遇改善の財源を最大限活用するほか、デジタル化・省力投資、これは省力化のための設備投資、ロボット導入などでございますけれども、これなどの財源を組み合わせ、持続可能な施策を進めてまいります。

2点目の「外国人雇用と共生について」であります。

全国的な少子高齢化の進行と労働人口の減少から、本町におきましても、幅広い分野におきまして人手不足が顕在化している状況にあります。

このような中、特定技能外国人や技能実習生をはじめとする外国人労働者の存在は、地域経済の維持・発展の上で必要不可欠なものと考えているところであります。

令和7年7月末現在、本町には512名の外国人が在住しております、国籍別ではベトナムの方が最も多く343名、次いでミャンマーの方が57名となっているところであります。

また、在留資格別では、特定技能外国人が161名で、技能実習生は1号から3号までが208名となっており、多くの外国人労働者の方々が町内、または隣接市に勤務されている現状であります。

本町といたしましても、外国人労働者の方々が未来の担い手となりうる重要な存在であると認識しており、安心して働き、生活できる環境を整えることが、持続可能な地域社会の構築にもつながるものと考えているところであります。

これまでの本町の取組としましては、転入者就労支援奨励金をはじめ、若者等定住促進家賃補助、就労支援社員用住宅建設等促進補助など、外国人に限らず、事業者等に対しても定住を支援する施策を講じてきているところであります。

技能実習制度など外国人就労者を取り巻く環境は、目まぐるしく変化しておりますけれども、

国におきましては、こうした慢性的な労働力不足解消に資するため、技能実習制度に代わる新たな外国人材受け入れ制度として育成就労制度の創設を進められているところであります。

本町としましても、外国人労働者だけでなく、国籍や環境によらない多様な文化や人々が共生できるまちづくりを推進しており、本町に住む外国人の方々には、国による生活支援サイトの活用や、町ホームページの多言語化、安全安心メールの多言語化など、各種情報が手に届くよう住みやすい環境づくりに努めているところであります。

また、受け皿となる地域には、県の講師派遣制度を活用した学習機会の提供や、地域団体による多文化交流イベントなど様々な文化に触れ、文化の違いから生じる相違を緩和し、相互理解が図られるよう支援しているところであります。

先般5月25日でございますけれども、約1,000名が参加されました、鹿児島県総合防災訓練では、地域企業の御協力のもと、外国人労働者約20名にも御参加いただき、自身の身の安全の確保や、県の通訳機能を使いました緊急時の連絡方法など、地域の方々とともに一住民として、非常時の対応についても備えができるよう支援しているところであります。

今後におきましても、国や県、各関係機関と連携を図りながら、外国人労働者や地域の方々が安心して働き、互いの違いを認め合いながら、共生し、安定した生活が送れるよう総合的な環境づくりの支援に努めてまいります。

最後に、3点目の「国の施策が地方に与えている現状について」であります。

議員御指摘のとおり、本町におきましても、最大の歳入は地方交付税であり、国における地方交付税の原資の内訳は、所得税は33.1%、法人税が33.1%、酒税が50%、消費税が22.3%となっているところであります。

また、地方消費税交付金につきましても、都道府県が課税する地方消費税の一部が市町村分として交付されているところであります。

全国知事会議におきましても、消費税のおよそ4割が地方の財源であり、高齢者医療や子育てといった施策を支える極めて重要な財源であります。地方が必要な住民サービスを安定的に提供し、地方財政に支障をきたさないよう、恒久的な財源を確保することが重要で、地方に負担を転嫁するような制度改革を行うことがあってはならないと、国に対し強く提言されているところであります。

国において、減税により足りなくなる財源をどのように担保するか、議論していただき、明示していただく必要があると考えますので、本町におきましても、町村会等を通じながら、地方財政の厳しい現状等について訴えていきたいと考えているところであります。

〔上野 俊市町長降壇〕

○古田 昌也議員

答弁いただきました。

それでは、2回目の質問をさせていただきたいと思います。

まずは、保育料無償に関してでございます。保育料無償、そもそも制度内容を明確にしたいと思うので、その制度内容の御説明の方をいただけますでしょうか。

○久保田春彦こども課長

保育料の完全無償化につきましては、現在、3歳から5歳までの全ての利用料と、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の利用料については、国の支援により無償化されているところでございますが、残りの0歳から2歳の住民税課税世帯について有償となっているところであります。その部分について、町におきまして公費負担を行うことにより無償化を行っているというところでございます。

○古田 昌也議員

ということは、収入がないということで、そこを補償するという形なので、無償化に伴って保育士の給料や待遇などに変化はあるのかどうかについて、お聞かせください。

○久保田春彦こども課長

保育料無償化につきましては、保護者への経済的な負担軽減ということになりますので、無償化に伴う保育士の待遇改善とは直接関係はないというところでありますと、保育士の給料や待遇には変化はないと思われます。

○古田 昌也議員

いろいろと教えていただいたり、聞いて回ったりとか、担当課の方にお伺いしたところ 2025 年度には人件費が約 10.7% 引き上げられているという現状があるのですが、これはあくまでも国の支援であって、町としても、こういう受け入れ体制の保育士の環境整備というのもちょっとやっていただきたいなということはすごく思いますので、そこは要請しておきます。

根本的なことなのですが、基本的に家庭保育を推進している話は聞いているのですが、それはどういう感じになっているのですか、お聞かせください。

○久保田春彦こども課長

家庭保育につきましては、保護者が子どもと密に関わることによりまして、愛着形成や子どもの安心感を得られる環境ということなどから、子育てにおいては非常に重要な位置づけとしているところでございます。

また一方で、家庭の事情等によりまして保育所等に預ける、いわゆる施設保育につきましても集団生活を通じて社会性や他者との関りを学べるという重要な部分がございます。

したがいまして、基本的にどちらを特に推進するということではなくて、子どもと家庭のニーズに応じて選べる選択肢としまして、共存・補完をされるべきものと考えているところであります。

○古田 昌也議員

ということは、両立が大切だということで執行部は認識しているという形で御理解してもよろしいですね。

そうですね、そういう両立が大切ということは重々承知しているのですが、今、資料をタブレットの方には通知させていただいたのですが、「保育所・認定こども園等の利用に関するお願い」ということで、やはりこういった形で 3 番目に家庭での保育ということもうたっております。そういう重要性をもうちょっとアピールしていただけてもいいのかなということは思いますのでよろしくお願ひいたします。

また、保育園現場の保育士の方々の意見などの聴取というのは行っているのかなというのがあるので、そういう時は、どういった意見が上がっているのかということをお聞かせください。

○久保田春彦こども課長

保育所等からの意見聴取ということにつきましては、定期的に開催されております園長会議にこども課の方から職員と共に出席をしているところでございまして、各園への情報提供や意見聴取を全体的に行っております。その内容につきましては、例えば、今年度は来年度から実施予定の子ども誰でも通園制度や様々な補助事業等についての制度説明などを行っているところでございます。

また各園からの意見としましては、いろいろな運営をする上で加算制度の問題、あるいは、補助制度の内容等についての意見が多いというところでございまして、町としましては、そのような意見を聞きながら、できるだけ各園の要望を受け入れながら取り組んでいくというところでご

ざいます。

○古田 昌也議員

今の御解答でしたら園長とは定期的に行っているということですので、是非とも現場で働いている保育士さん、その他もろもろの方々の意見聴取もちょっと取り入れていただきたいなと思いますので、是非ともよろしくお願ひいたします。

保育所・認定こども園の土曜日利用と家庭での保育の推進について、町内の事業者から家庭保育に関する意見というのは出でていないのでしょうか。

○久保田春彦こども課長

保育所や認定こども園における土曜日の利用と、家庭での保育の推進につきましては、働き方の多様化が進む現代におきましては、極めて重要な問題ということで捉えておりまして、子どもの健全な育成と家庭の安定を両立させる観点から、町におきましては、慎重に対応しているところでございます。

昨年10月に開催されました町長と保育連合会の懇話会の中でも、土曜日における家庭保育の促進について、町から保護者への周知をしてほしいという事業所がある一方で、安定的な保育所経営のための運営方針として、あえて土曜日の保育を推進するという事業所等もありまして、町としては、公平な立場でこの件について検討を行ってきたところでございます。

その上で、先ほどもありましたように、昨年4月に各保育事業所等を通じて保護者に対して、保育所・認定こども園等の利用に関するお願ひとしまして、家庭で保育できる日や時間については、可能な範囲で家庭保育の協力を呼び掛ける内容のチラシ、先ほど古田議員の方からありましたように、そのようなチラシを配布しているところでございます。

また同時に、町のホームページにおきましても掲載した上で啓発を行っているというところでございます。今後におきましても、各保育所・認定こども園の運営方針等を尊重しつつ、家庭保育の取組と保育事業所の適正な利用ということで、両立させる方向で町としては取り組んでまいりたいと考えております。

○古田 昌也議員

なるほどですね。事業所によって対応が異なってきて、町としてはやはりそこに関してはまんべんなくということで、いろんな意見を聴取しながら、こういったお願ひになるということでは、すごく理解いたしました。

ただですね、やっぱり、何て言つていいか難しいのですけれども、子どもがいなくて育てたこともないのではっきりとは言えないですが、やはりこういった形で、受け入れる側も預ける側もお互いこういうこともあるのですよということを理解いただくために、どんどんこういうことはアピールしていくべきだと僕は考えますので、是非ともそこのアピールは諦めずにやっていただきたい。

また事業者の方々の意見がいろいろあるということは、重々承知しておりますので、そこへんも踏まえながら、あとちょっと考えていただけたらなと思いますので、よろしくお願ひいたします。

ちょっと話は変わるので、保育環境についてですけれども、今、本当に気温が高すぎて外で遊べない日があると本当に聞きます。その現状は、どのように把握されているのか、また対策しているのか、お聞かせください。

○久保田春彦こども課長

古田議員がおっしゃるように、近年の気温上昇につきましては、保育施設における子どもの安全、健康管理上重要な課題となっているところであります。各園におきましては、園庭に遮光ネ

ットの設置やミストシャワーなどの施設を整備されまして、全体的な環境整備や暑さ指数に基づく野外での活動制限、こまめな水分補給などの対策をとっていらっしゃるところであります。

町としましても、暑さの厳しい時期における適切な温度管理はもちろんのことですが、熱中症予防の徹底等について、啓発を行いながら各園の環境整備につきましては、様々な補助事業の活用等により対応してまいりたいと考えているところでございます。

○上野 俊市町長

施設整備等の関係等についてでございましたので、私の方からも若干答弁させていただきたいと思いますけれども、今、こども課長からも答弁がありましたように、近年の気温上昇ということで、非常に厳しい環境にあるということで、国・県等の事業を使いながら今整備をしてきていただいているところもございますけれども、今後におきましても町独自の猛暑対策等についても検討していきたいと考えているところでございます。

○古田 昌也議員

是非とも、そこらへんは検討していただきたいと思います。

本当に外で遊べない、元気に体が動かせないということは、本当に成長を妨げる可能性もありますので、是非とも、預かる側の責任として、町はそこらへんの補助を考えていただきたいなと思います。

それで、外で遊べないのであれば、室内で体を動かすということが考えられるので、理学療法士などを活用しながら、室内でも十分な運動ができるような環境を作っていく考え方はないのか、お聞かせください。

○久保田春彦こども課長

昨今の暑い環境の中で、室内での取組ということでございますけれども、室内での運動等の取組につきましては、各園調査を行ったところでございますが、11園の中で8つの園におきまして、それぞれオリジナルの取組をされているところでございまして、具体的な取組としましては、外部の機関から理学療法士等、これはインストラクターとか、運動を専門とした保育士の派遣等によりまして、体操などを行う運動療育や音楽に合わせて体を動かすリトミック等という取組がされているようでございます。

以上のとおり、各園におきまして、多くの事業所で室内における様々な取組を工夫しながら展開されているという現状もございますので、町としましては、現段階で環境を作っていくということについては考えていません。

○古田 昌也議員

11園中8園はやっているということで、すみません。僕が勉強不足でした。是非とも、そういう取組を11園ある全部ができるような形でやっていただければと思います。

僕は、これはあくまでも持論なのですが、預ける側・預かる側、お互いの理解や信頼がないと、尊敬を持ちながらよりよい保育ができる環境づくりというのが、僕は本当に子どもを育てる環境づくりとして重要だと思っております。時代と共に、保育内容や環境が変り、些細なすれ違いなどがあると本当に聞きます。保育の基本は、あくまでもこれは持論でございますが、人とのつながり、信頼関係やコミュニケーション、心を通わせることが本当に重要だと思っております。

また、環境の変化においては、外で遊ばせるには危険な気温、元気よく外で走り回れる環境を是非とも作っていただいて、元気なさつまっ子、さつま町の子どもたちを育てていくように、そして、外で運動が難しい場合は、先ほども言いました8園が取り組んでいただいております、室内での理学療法士などの体を動かすことに関するプロにお願いをして、活用をして、元気な子どもを育てて、運動をしっかりとさせてあげる環境づくりを、是非とも町が主導を取りながらやつ

ていただくことを要請して、次の質問に移りたいと思います。

続きまして、外国人の雇用についてであります。

今、現在、小規模事業者や農家などで受け入れをしている事業者が多くなってきております。農家の方でも受け入れている現状ですが、そこの課題や問題点というものは把握しているのでしょうか、お聞かせください。

○太田 竜也産業・定住支援室長

外国人労働者の受け入れに対する一般的な課題等につきましては、受け入れ手続きの煩雑さや、制度の複雑さ、また専門知識の不足により、外部委託が必要となる場合には、コストが増加すること。

また、相互理解の不足によるコミュニケーションの困難さや農村部における公共交通機関の少なさなどがあげられているところでございます。

○古田 昌也議員

コスト上昇とかということで把握しているのであれば、その問題点の対応策とか、対策というのはとっているのでしょうか。

○太田 竜也産業・定住支援室長

県をはじめ、関係機関と連携しながら、機会を捉えて外国人雇用に関する情報提供や相談窓口の周知を行うとともに、8月初旬には、町のづくり企業振興会の会員企業に対しまして、外国人材の雇用に関する意識等と会員企業に勤務されている外国人労働者の方々からの課題や要望などを把握するため、アンケート調査を実施しているところであります。今後、いただいた回答を参考にしながら、課題解決に向けて取り組んでまいります。

○古田 昌也議員

そういう形で聴取をして、アンケートを取っているということが、すみません、僕も先ほどからあれで申し訳ないのですが、勉強不足でした。

是非とも、そのアンケート結果というのを、議員その他各所、その他もろもろの企業と共有をしていただきたいなと思っておりますので、そこは要請をしておきます。

是非とも、そういうことをやっていってくれということで質問をしたかったのですが、それでは、現状、費用とか、先ほども言っていました問題点で高額になっているということでしたが、金額が高いからこそ、受け入れができない、事業の規模を縮小しているような現状が見られると思っております。

そこに対して、費用の補助など、そういう形をとるということの対策というものは考えていないのでしょうか、お聞かせください。

○太田 竜也産業・定住支援室長

現在の外国人労働者の受け入れにかかる費用としまして、管理団体への入会金や年会費、また渡航費や住居の初期費用など、一般的に1人当たり約50万円から100万円程度が目安とされていることは認識しております。

しかしながら、町としての支援の公平性や平等性の観点を踏まえつつ、これらの費用につきましては、今後、国・県をはじめ、他市町村の動向に注視しながら研究してまいります。

○古田 昌也議員

そういう形で費用面で研究をしていくということですので、是非とも、いろいろと考えていただきたいなと思っているところなのですが、それでしたら、いろんなところで商工会、その他もろもろでもそうですけれども、町として特定の組合などを作って、人材派遣などの仕組みを町として作れないのか、そこを管理運営できないのか、お聞かせください。

○太田 竜也産業・定住支援室長

県内におきましても、技能実習生について、特定組合いわゆる事業協同組合などを設立され、技能実習を実施する企業に変わって、実習生の受け入れのサポートなどを行っている団体もあるところであります。

ただし、これらの事業協同組合は法に基づき、その組合の資格が事業者に限定されていることから、町がこれらの事業協同組合に加入することはできませんけれども、これらの事業協同組合に対する側面的な支援につきましては、検討してまいります。

○古田 昌也議員

是非とも検討していただきたい。

と言いますのも、農家の方々も本当にこの高温、その他もろもろということで、仕事をする時期が波打っております。年間を通じて、そういうた雇用というのがすごく難しい現状であり、先ほども言っていたとおり、費用の高騰があるので側面から補助をするのであれば、商工会、農協さん、その他もろもろということを一緒になりながら協議をしていただき、町として本当に側面からサポートできるよと、法的に無理であれば、そういう形の方法で考えていただければ有難いと思いますので、是非とも早急にそういう対応をしていただけたらなと思っております。

ちょっと見方を変えるのですが、令和5年度4月に民間賃貸住宅建設等促進事業補助金制度により、新しい賃貸住宅や老朽化した賃貸住宅のリノベーション、リフォームがされて、住居環境がすごく整ってきたと考えています。

人手不足解消のためにも、雇用受け入れの費用の補助の対策をして、それとは別で住居などの活用をする必要性があると考えているのですが、これは町長とか、そういうた補助金を作っているので、どういうふうに考えているのかお聞かせください。

○上野 傑市町長

民間賃貸住宅建設等促進事業補助の活用によりまして、住環境の整備は整いつつあるところでございます。これによりまして、外国人人材の受け入れを促進上で大きな強みとなっていることも一つであると考えているところであります。

加えまして、先ほどの答弁でもお答えいたしましたけれども、この転入者就労支援奨励金の運営を始めまして、若者等定住促進家賃補助、就労支援社員用住宅建設等促進補助など、外国人に限らず事業者等に対しましても定住を支援する施策を展開しているところであります。

外国人労働者の受け入れのための費用補助につきましては、先ほど、担当課長からもありましたように、町としまして支援の公平性や平等性の観点を踏まえながら、今後、国・県をはじめまして、他の市町村の動向も注視しながら進めてまいりたいと考えているところであります。

人材派遣会社等への直接的な助成というのは、なかなか難しいかとかんがえておりますので、このような今やっている保障制度、さらには、またこれに加えて、新たな助成制度も検討しながら、これについてはまた進めてまいりたいと思っているところであります。

○古田 昌也議員

先輩議員の岸良議員が予算のことすごく気にして、本当に心配をかけている質問のあとに、こういう補助をしろという質問はすごく心苦しかったのですけれども、しかしながら、そういうた商工事業、本当、基幹産業である農家の方々、農業の方々が本当に規模を縮小しないといけない現状になってきております。

そこらへんということをしっかりと認識した上で、そういうた補助ができる形、定住を促す形、その他もろもろという形でやっていただければ、本当にさつま町も再度、復活する。農家の方、農業をされる方々、また商工業の方々が担い手のある人材ということで、本当に残っていただけ

る環境づくりというものが重要な重要だと思いますので、是非ともお願いしたいと思っております。

続いて、共生の部分でちょっとお伺いしたいのですが、これだけ外国人が増えている中で、外国人とよりよい地域づくりを行うには、受け入れる側の理解も必要だと思っているのですが、そういういた促し、対策などは取っているのかお聞かせください。

○大平 誠総合政策課長

さつま町におきましては、国や県の制度を活用しながら現在、相互理解のための学習機会の提供や各種イベントなどを通じて、相互理解が図れるように支援をしております。

本年度におきましては、相互理解のための交流イベントとして、町青年団による国際交流歓迎会、それから教育委員会主催でございますさつま体験ふるさと塾での交流イベントが実施されております。

今後も産業祭ブースでの体験コーナーの設置を予定しているところでございます。

また、受け皿となる地域の環境づくりとして、県暮らし共生協働課による多文化共生地域づくり事業を本町で1月に実施していただきまして、地域としての役割などを、体験を交えながら学習機会が提供できるように支援していきたいと思っております。

○古田 昌也議員

先ほど、さつま町の青年団の方々が交流イベントをやったというところ、きららの楽校でやっていたのをちょっと見学させていただきました。

ベトナムの方々が郷土料理の方をふるまって、青年団の方々は竹を切った流しそうめんをやって、みんなでわーわーやりながら楽しそうな交流イベントだったと思います。

そういう形で、どんどん町としても、皆さん青年団であったり、農業青年クラブ、商工会の青年団などを活用しながら、そういう交流イベントをどんどんしていただければなと思いますので、是非ともこれからもそういう活動を続けていっていただきたいと思います。

また、先ほど回答の方では、ホームページ、安全安心メールの多言語化という形になっているのですが、役場窓口の対応というのは言葉の壁とかはないのでしょうか、お聞かせください。

○大平 誠総合政策課長

役場の対応ということでございますけれども、翻訳機を導入いたしております、ホームページの多言語化、これは令和4年に実施しております。

安全安心メールの多言語化、令和6年に更新をいたしまして対応いたしております。

言葉の壁となる部分を緩和しまして、相互理解が図られるよう努めているところでございます。

現段階におきましては、スマートフォンの普及によりまして、アプリなどが非常に進化いたしました、翻訳精度の向上により多くの方が利用されているところでございます。

窓口でも来庁者のスマートフォンを活用したコミュニケーションが一般的になっているところでございます。

また外国人労働者を抱える企業にありますには、通訳可能な人材が同行されまして、各種手続きを行うことも多く、ケースに応じた窓口対応が行われ、円滑に進められていると認識しております。

○古田 昌也議員

ということは、役場の受け入れ態勢は十分に出来ているという認識でよろしいですね。そういう形で、受け入れ体制は役場の中では整っているということでしたら、本町に定着してもらう、定住してもらうような取組は行っているのでしょうか、お聞かせください。

○大平 誠総合政策課長

定着してもらう取組ということでございますけれども、今申し上げましたとおり、といった

取組を進めている中で、外国人の受け皿になる地域への支援というのも行っているところでございますが、それも継続していきたいというふうに考えております。

労働環境、住環境を整えることが非常に大切であるというふうに認識しております。

また、育成就労制度などの国新しい仕組みも後押しすることと考えておりますので、社会情勢に応じた対応をさつま町も行っていきたいというふうに考えております。

○古田 昌也議員

そういう環境を整えて、今は国がということでございました。

本町も外国人の住居者が500名を超える512名ですか、となっております。比率にしたら約4%を超えた現状であります。この4%というところは、本町の0歳から5歳までの子どもの比率と同等になります。ここからまだ外国人の住居者が増える可能性は本当に高く、共に生活をしていかなければならぬ現状が、本当にすぐそこまでできていると思います。

多くの外国人がよりよい環境で生活を送って、また受け入れる側も偏見を持たず接することができるまちづくり、地域づくりをしていただきたいと思っております。

というのも、約20年前から中国人の留学生、その他もろもろでこういった活用が増えてきております。20年間何が起こってきたかというと、日本の賃金ということが諸外国と変わらなくなってきた、本当に給料が高いオーストラリア、その他もろもろに流れていく現状があります。ただ、あと20年後に本当にこの外国人労働者というものが本当に雇えなくなってくる環境を見据えながら、本当にここは定住、将来の担い手の確保という意味合いでも重要なことだと思いますので、是非とも、そういう形でやっていただければと思っております。本当にうまく共生化ができている市町村は地域の担い手として活躍しているところも本当にありますので、地域活性化の一躍という形で、頭の片隅にでもおきながら、こういうことを強く進めていっていただければなと思います。

それと、住居環境についてですが、結構大きな金額をつぎ込んで賃貸住宅の建設とリフォーム、リノベーションをされて、住宅環境がすごく整ったところもありますので、そこの対応、対策も考えながら、こういった多文化の共生、その他もろもろをやっていただければと思っておりますので、是非とも強く要望して、次の質問に移りたいと思っております。

先ほどの回答からもありましたように、よく回答で国や県の動向を見ながらやっていくということで、本当に国や県の動向を見ながらやっていく、だからこそ、国の動向についてちょっと一般質問をという形でやらせていただきました。

その中で、消費税その他もろもろ、いろいろと問題があるのですが、僕は喫緊の課題として一番懸念するのが、薩摩中央高校の在り方についてであります。

薩摩中央高校がなくなれば、16歳以上の方々が高校進学のために町外に必ず出るという形になってしまいますので、そういうことで考えているのですけれども、ちょっとお伺いしたいことがあるのですが、今、報道などで言われているのが2026年から本当に予定されているような報道が流れている私立高校の授業料の無償化について、町としてどういうふうに考えているのか、お聞かせください。

○大平 誠総合政策課長

私立高校の授業料無償化についてという御質問でございますけれども、これまでには公立高校への進学しか選択肢になかった生徒が私立高校も選択肢として進学することについて考えるということになるため、私立高校への進学を希望する生徒が増え、結果的に公立高校へ進学する生徒数が減少するものと想定されます。

それから本日、官報の方で国の動向ということでございましたけれども、文部科学省の方で、

この無償化の対策を打つというような文書も出てきておりますので、国の方も動いているところでございます。

○古田 昌也議員

国の方も対策をとるということですけど、なかなか本当に厳しいと思っております。20年前、30年前、僕らが高校受験する時には、私立高校というのはすべり止めという言い方をしながら、公立高校を目指した現状があるのですが、今、本当に少子化の時代になって、それでも私立高校の方がこうやって無償化になってしまふと、そういった進路でよりよい環境で高校生活を送りたいということで、そっちの方に進んでいっているので、本当に公立高校の存続が、鹿児島県これだけ子どもが減っていたら存続が難しくなってきているのが僕は現状だと思っております。このことを強く、本当に地方のことを考えてくれと、高校のことを本当に真剣に考えてくれと、国に進言する考えはないのか、お聞かせください。

○上野 俊市町長

今、公立高校、私立高校の授業料無償化の関係等について、合意がなされて今進めておりますけれども、御案内のとおり、石破総裁が退陣ということになりました、今後、国の動きがまたちょっと不透明化が出てきているところではございますけれども、おそらくこれは時間がかかるつても進められていくものと思っているところであります。

この関係等については、先般、知事にもお越しいただきました、町村会の方で地方自治懇談会というのがございまして、その中でも私立高校の授業料無償化による影響ということで、議題となりまして、そこで私も発言をしてきたところであります。

また、私自身が、県が今立ち上げております県立高校の将来ビジョン検討委員会というのがございまして、私もその町村会の代表ということで、委員となっているところであります、この県立高校、特に薩摩中央高校の今後の維持存続を含めまして、いろんな方面から御意見を申し上げているところでございます。

今、議員からもありましたように、このことについては、あらゆる機会を通じながら国へも要望を上げていく必要があると考えているところであります。

○古田 昌也議員

是非とも、知事、その他もろもろ、県、国に対して、そういう現状、本当にこのまちにとつて薩摩中央高校というものは重要だということをアピールしながら、公立高校の考え方、本当に考えていただきたい。進言していただきたいと思います。

すみません、根本的なのですが、本町にとって執行部の方々は薩摩中央高校というものはどういう存在で考えているのか、そういうことというのをお聞かせください。

○大平 誠総合政策課長

薩摩中央高校につきましてですけれども、昨年、創立20周年という大きな節目を迎えたところでございます。

薩摩中央高校が創立されまして、ずっと振興対策協議会というものを立ち上げまして、この高校の支援をいたしているところでございます。

本町で唯一の高校ということで、こちらの町としましても非常にバックアップを強くしてきたところでございますけれども、昨年、パートナーシップ協定をさらに締結をいたしまして、永続的なこういった協力体制、支援体制をやっていくというような取組を始めたところでございます。

そしてまた本年度につきましては、高校魅力化の取組といたしまして、都道府県の枠を超えて高校を選択することができる国内留学と言われておりますけれども、地域みらい留学3年間へ参画をいたしております。現在、来年度からの生徒募集に向けて、様々な取組を進めていると

ころでございます。

国内から薩摩中央高校に来ていただく、3年間学んでいただくということで、非常に生徒、学校全体に好影響を与えることを期待しております、生徒数が増えることを期待しているところでございます。

そしてまた、その内容につきましても、現在、学校の空き教室を活用した学習サポートルーム、いわゆる公営塾の設置も計画いたしておりまして、生徒たちが受験もですけれども、いろんな悩みごととか、資格の取得について、専門家による指導を受けられるというような学習環境を整えていきたいというふうに考えているところでございます。

そしてまた、町内に向けましても高校の魅力化の取組につきましては、毎年ですけれども、今月7日に全戸配布のリーフレットを配布させていただきまして、町民の皆様にもしっかりとこの薩摩中央高校の活動というのも見ていただいて、そしてまた、応援していただいているというふうに認識しております。

○古田 昌也議員

すみません、ちょっとお伺いしたいことが一点あるのですが、今の回答の中で、簡単でいいので、学習サポートルームという形で空き教室の活用をしているものですね。これって、計画を進めているというのは、どういった計画で進めているのかだけ、お聞かせ願ってもいいですか。

○大平 誠総合政策課長

学習サポートルームのことですけれども、公営塾というような言い方をしますと塾ということで、学習面だけのサポートというような受け取り方をされるかもしれませんけれども、そうではなくて、生徒一人一人の悩みごとを聞いたり、特性を伸ばすというような形で、こういった方をサポートする人材を今、業者の方にお願いしまして、その人材を今、面接をしたりして決めようとしているところでございます。

そういう方々に学校に入っていただいて、サポートをしていただくということになります。

○古田 昌也議員

素晴らしい取組で、人材の活用ということで、外国人の活用であったり、理学療法士その他もちろん、いろんな活用ができると思いますので、是非、そういう計画をどんどんやっていただきたいと思っております。

それと、先ほど高校の魅力化の取組について、いろいろと聞いておりました。また、そういう形で高校生の活動内容が全戸配布でリーフレットが配られて、そういう形でこういうことで連携しているのかという周知というものをされたと思っております。

今回、質問全体的に對して、本当に国の動向、国の考え方、それが中心となって、大きく左右されるような問題ばかりだと取り上げたつもりであります。

本当に、国の動向で地方は本当に振り回されて、国の動向、いわゆる東京です。東京でやっている感覚、ニーズが、現状が、法整備が地方にそれぞれ浸透させられている現状で、本当に地方と合わないというのが本当に実情だと、本当に考えております。

本当に最初の保育関係に関しては、待機児童なんてさつま町はいない、その他もうろもろで、地方にどんどんこういうことを東京に合わせたことをやれ、先ほど課長の方からお伺いしました0歳から2歳のこども誰でも通園制度、ああいう形も受け入れる側としては、「おいおい」というところも現状あると思っております。

また外国人の雇用の問題でも、先ほども回答にありましたように、技能実習生の特定技能の方々とか、法改正がどんどん変わると地方にそのままくる現状です。

本当に今の政策自体、国の動向自体が東京一極集中、東京ありきで、地方のことは何も考えて

いないと思って仕方がないような政策をとつてられて、こちらの方は、本当に圧迫感しかない現状であります。

特に最近、話題になりました商工業に関しては、時給が1,000円を超えて73円でしたか上がりまして1,026円上りました。本当に事業者、今、僕たちのさつま町内で商売やっている事業者が千円を超える時給を払つていかにどう商売をしていくのかというのは、喫緊の課題であります。

こういった形でいろいろ調べていくと、これは行政が関わらず、労働組合、その他もちろんの方々が決めて、それで提言をして時給がどんどん上がっていく形になっているというのはお伺いしておりますが、こういうことで地方の現状を、本当に把握をしていない政策というものは、本当に断固として、町を上げて本当に町長が中心となって訴えていかないと、本当に住みづらい、本当に地方がなくなる現状というものが、本当にすぐそこまで迫つてきていると思います。

国の成り立ちは、地方があつてこそその国、県だと僕は考えますので、地方が強く、本当にものを言つていかないといけない現状というものは本当にすぐそこだと思いますので、是非とも、何というのですか、町の方から、地方の方から、県を動かして、国を動かすような本当に強い発信力を町が持つていただきたいと思っております。そういう形で僕は考えているのですが、最後、町長、僕はこう考えているのですが、町長自身のお考えをちょっとお聞かせください。

○上野 俊市町長

大変力強いお言葉をいただきまして、誠にありがとうございます。

私自身、やはり東京等行く機会が多くございまして、その度にやはり地方の現状、この関係等については、これまででも強く訴えてきているところでございますけれども、なかなかこれが届かれていないというのが現実であるかと思っているところであります。

今、国があるのは地方があるからだと私は思つておりますので、やはり地方の元気なくして、国のこれから的发展はないと思っておりますから、そこにしっかりと目を向けていただきような施策をやはり国としてもとつていただきよう改めて強く今後も要望していくところであります。

○古田 昌也議員

先ほど、力強い町長のお言葉もいただきましたので、是非とも地方の重要性を本当に理解していただくような陳情活動、請願活動、本当に要望活動を実施していただけますよう、そこを強く要請して、地方があるからこそ國がある、地方があるからこそ県があるという考え方で、地方を本当に声を届けていただきますよう強く要望して質問を終わりたいと思います。

○新改 秀作議長

以上で、古田昌也議員の質問を終わります。

次は、12番、川口憲男議員に発言を許します。

[川口 憲男議員登壇]

○川口 憲男議員

古田議員が熱っぽく町長に要請をしたところで、私はちょっとトーンダウンするかもしれませんけど、午前中最後の質問として捉えていただきたいと思います。

先に通告しました、「町の財政対策」3項目について質問いたします。

以前の所信で、農林業・商工業の推進、安全なまちづくり、人口減少対策に総合的推進室の設置や交流、関係人口増対策と、広く効率的・効果的な運用を進める。そして、職員一人一人の意識改革と資質向上に努め、町民に目配りと気くばり、思いやりを持った行政サービスを目指すと述べられました。

どの市町村でも人口減少対策には苦慮されているのが現状であるが、最大の命題でもあると思います。さつま町も合併後、年数を経過し、施設の修理、改築が目に見えてきているし、新しい時代への構築やまちづくりも必要ではないかと思っております。

人口減はまちの税収減にも大きな問題もある。そのことを踏まえ、今後、さつま町の財政対策について、次の3項目について伺います。

1問目、町が抱える課題等を踏まえ、将来的な予算編成の在り方をどう考えるか。

2問目、行政改革における職員の定数減や庁舎内の重要費の縮減等の効果は。また、町民サービスへの影響とコミュニティー力の低下への対策は。

3問目、公共施設の補修や建て替えは、各課において計画書を持って取り組む姿勢が必要だが、町長はどのように考えているのか問います。

日々の仕事に対する熱意は感銘を受けているが、町の将来を担うリーダーとして、さらに努力していただきたい要望ですが、どういうふうに考えられるのか、1回目の質問といたします。

[川口 憲男議員降壇]

[上野 俊市町長登壇]

○上野 俊市町長

それでは、川口憲男議員からの御質問にお答えいたします。

1点目の「将来的な予算編成について」であります。

先ほど、岸良議員の質問にもございましたけれども、さつま町の財政は、現状では大きなリスクを抱えている状況にはありませんが、今後、将来を見据えますと、人口減少による税収の伸び悩みや、公共施設の維持、修繕の費用、それから社会保障関連経費の増加などが中長期的に財政を圧迫することが予想されているところであります。

今後の財源対策としましては、まず自主財源の確保と強化、ふるさとさつま応援寄附金の増加を図っていく必要があると考えているところであります。

また、国や県の補助金等、資金調達の可能性についても積極的にこれらを活用することを検討してまいりたいと考えているところであります。

その上で各分野における課題等への対応につきましては、その緊急性、必要性、町民の皆様の要望などを総合的に判断し、効果的で優先度の高いものから予算計上するものであります。

「集中と選択」と先ほど申し上げましたけれども、それらを念頭におきながら、予算編成等を行っているところであります。

総合振興計画をはじめとした各種計画と整合を図りつつ、国・県の動向を注視しながら、限られた財源を効果的・効率的に活用しながら、将来を見据えた財政運営となるよう、先ほど申し上げました「選択と集中」を基本に予算編成等を進めているところであります。

次に、2点目の「行政改革における職員の定数減」等の御質問でございます。

本町の行政改革は、合併後、継続して取り組んでいるところであり、現在の第4次行政改革も本年度で終了し、来年度から新たな第5次計画に基づく取組がスタートするところであります。

職員数に関しましては、定員管理計画に基づいて定数削減を進めているところでございますが、定数減の状況を申し上げますと、本年度の正職員数が消防職を含めて「304人」で、合併直後の平成17年度の「425人」と比較して、「121人」減少しているところであります。

また、第4次行政改革の初年度である令和2年度の職員数は「326人」で、本年度までの5年間で「22人」減少しております。このことにつきましては、先ほど、岸良議員の質問の中でもお答えしているところでございます。

行政改革による財政上の影響につきましては、施設集約による維持管理経費やペーパーレス会

議の進展による関連経費の削減など幅広い分野に及ぶところですが、御質問の庁舎内の需用費部分に関して一例を上げますと、本庁舎では、電気料金の抑制につながるデマンド監視システムを導入しており、近年電気料が高騰する中においても、なるべく歳出が抑えられるよう努めているところでございます。高圧電力契約をしている一部の学校や宮之城総合体育館にも同じく導入しているところあります。

一方で、消耗品などの物品や電気・ガス・燃料をはじめ、物価高騰等による影響が、ほぼ全ての予算科目に波及しており、節電努力による電気使用量の削減が歳出削減に直接結びつかない状況となっているなど、需用費が増加傾向となっていることも財政上の課題と捉えているところであります。

町民サービスに関しましては、公金のコンビニ収納、それからスマートフォン決済、書かない・行かない窓口、ダイヤルインの導入、また、おくやみ手続きのワンストップ窓口、本庁総合案内、本庁・支所間のリモート窓口の設置、町広報紙のLINE（ライン）配信、など、時代とともに変化する町民のニーズに適時・適切に対応しながら、町民の利便性向上とともに職員の負担軽減にもつながる取組を進めており、質・量ともサービスの低下を招かないよう努めているところであります。

さらに、昨年4月には、全庁的に大規模な組織再編を行ったところでございますけれども、特に民生部門については3課体制から2課体制として、来庁された方がなるべく迷わない、待たない体制づくりを行ったところであります。

地域コミュニティに関しましては、人口減少等に伴う地域活力の低下が、兼ねてより懸念されており、行革の取組におきましても共生・協働の地域づくりとして推進項目に掲げ、区公民館等活動運営補助金や地域元気再生事業などの財政支援、また、地域活性化計画策定や地域活動への地域担当職員による支援など、地域活性化を財政面・人的側面から支援しているところであります。

しかしながら、一部の地域におきましては、高齢化の進行や若者の流出によるマンパワー不足等によりましてイベントの実施や、集落道の草払いなどの共同作業が困難になっている地域もあります。人口減少が引き起こす様々な地域課題も増えつつありますことから、私自身、新たな支援策等の必要性を強く感じているところでございます。そういうことから、担当課に対しては各種の地域課題への対応策について積極的に検討を進めているところであります。

頑張る地域は、さらに頑張っていただくような支援。できない地域には、新たに人的な支援なども含めながら、そのような取組をしていきながら努力が報われるような対策というのを進めていきたいと考えているところであります。

次に3点目の「公共施設の補修や建て替えについて」であります。

公共施設の整備は、単に建設や設備の更新といった個別の事業にとどまらず、町全体の将来像を見据えた、重要な政策判断をしていかなければならないと考えているところであります。

そのため、公共施設の老朽化や利用状況の変化、財政に及ぼす影響等に対応するため、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づき、計画的かつ効率的な施設管理となるよう取り組みを進めているところであります。

老朽化施設の修繕、それから更新には多額の費用が係るため、今後の維持管理費の増加が見込まれることから、次世代に負担を残さないよう、集約・複合化や廃止・民間譲渡を進めることで、維持管理コストの抑制を図っていきたいと考えているところであります。

利用状況や地域のニーズに応じた施設の見直しや財政負担の平準化と長期的な維持費の削減、地域住民への丁寧な説明を行いながら持続可能な行政サービスを提供することに向けまして、必

要な施設の機能を維持しつつ、老朽化対策・統廃合・複合化などを推進してまいりたいと考えているところであります。

[上野 俊市町長降壇]

○新改 秀作議長

ここでしばらく休憩します。再開は、おおむね午前11時28分とします。

休憩 午前11時28分

再開 午後 1時05分

○新改 秀作議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○川口 憲男議員

町長の方から、いろいろなことについて答弁をいただきましたが、私が3問質問いたしましたその中で、まず1問目ですけれども、予算編成については年次質問しているところでありますけれども、やっぱり将来的に予算編成の在り方はどうあるべきかということは、随時聞いてきましたけれども、今回、町長にあえて聞きたい点を質問したいと思います。

当然、同僚議員の中からも人口減による税収減ということが、重々述べられましたけれども、町長、自主財源。さつま町として、これが伸びるのはどういうことかと。町長の答えの中には、ふるさとさつま応援寄附金の拡大を図りたいのだということがありました。しかし、マスコミとかいろんな新聞記事を見ますと、このふるさとさつま応援寄附金の方も、幾分、伸びるような状況ではなくて、各地域が競争をしているような状況で減になっていくのではないかと。私も思うに、さつま町は独自のこれはさつま町にしかないよということで、応援給付金が増えていくような可能性があるような気がしますが、そこで、町長、やっぱり人口減による税収入。人口減じゃなくて、世帯数の減による人口減が多いのではないかと思うのですが、そこあたりの考え方、これから先にどういうふうな方向性を持っていくかという考えはお持ちですか。

○上野 俊市町長

人口減の関係で当然ながら、今後、税収減ということも考えられるわけですけれども、自主財源として、我々自治体というのは本当に厳しい財政運営。先ほど申しましたように、地方交付税等に頼らざるを得ない状況下にあるところでございます。

そういう中にありまして、いかにして自主財源、自分たちで自由に使えるお金をどう見つけ、どう工夫をしていくかというのが非常に大きな課題でもあるところでございます。

そういう中で、自主財源の確保の一つとしまして、このふるさとさつま応援寄附金、ふるさと納税の関係等もあると考えております。

この取組につきましては、いろいろ町の特産品、それからまた新たな加工品等々を開発しながら、それをまた広くPRをしていくって、ふるさと納税につなげていくというような取組もいたしているところであります。

また他方では、やはり優良企業の方々にも進出していただき、また今ある企業にも規模拡大をしていただきながら、使える財源を確保していくということをやっているところであります。

なかなかこの自主財源を簡単に見つけて、簡単に増やしていくというのは非常に難しい時ではございますけれども、そういう可能性のある部分は、いろんなところに取組みながら、しっかりと

そこは自主財源確保に努めていきたいという考えであります。

○川口 憲男議員

答弁のとおり、人口減の中でこの自主財源をどう確保するか、私も何がいいかと提案するに項目がないわけすけれども、事業が進出してきて、その固定資産とか、いろんなことが上がっていけばいいことだと思うのですけれども、ふるさと応援給付金で以前も3億いくらかまでいったのですけれども、それがまたぐっと減って2億円まで下がってきたという経緯もあるのですけれども、やっぱりそこらでも、どういう外に対して協力を求めていくかということも、努力が必要かと思います。

そこで、町長、この自主財源を増やすというのは、一概にはこれが得策ということはないという、ないという言葉はおかしいですけれども、探しめてないところがあると思うのです。

そうなつていけば、依存財源の例えば今、町の方でも自衛隊誘致とか、これから、つい最近では原発の30キロ圏内も交付税ですか、交付金が増額されるというような話がありましたけれども、果たしてそれがどれだけ増えるかという金額的には私も知り得るところではないのですけれども、そういうところでも微々たる額ではあるけれども、そういうところに希望を持って税収を増やしていくということも一つの手だと思うのですけれども。

金額がそこまで見えない状況なのですけれども、そこあたりのところに、町長はどういう希望を持っていらっしゃるのか。これだけと金額を示すことはできないと思うのですけれども。こういうふうにして、多少交付税は増えてくるよねというのはあると思うのですけれども。そこあたりの考え方はどうなのですかね。

○上野 俊市町長

今、いろいろと原発交付金やら自衛隊の話も出ましたけれども、原発交付金の関係等についてちょっと申し上げておきますけれども、先般、報道があった関係につきましては、半径10キロ圏から30キロ圏へと拡大するということで示されておりましたけれども、対象となるのは、インフラ整備、道路とかですね、教育施設等に係る補助事業に係る補助率が50%から55%に引き上げられるということでございまして、交付金が直接増える、こちらに直接交付されるということではないだけ御理解いただければと思うところであります。

これが今後、交付金については我々も30キロ圏内に半分以上が入っておりますので、これはしっかりと今後も国に対しても要望をしていきますけれども、この前報道がありました分については、そういうことで御理解いただきたいと思います。

また、防衛施設の関係等についても、これは具体的にどういう施設ができるかということで変わってくるかと思っておりますけれども、今のところこれについてもお答えできるものではございませんことを御理解いただきたいと思います。

ふるさと納税等やら、今取り組んでおります公共施設のネーミングライツ等の募集を今かけております。企業版ふるさと納税も年々増えてきているところであります。

先ほど申しましたように、可能なものについては、どんどん自主財源として使えるものを導入していきたいと思っているところであります。

また本町の基幹産業であります農業の関係等につきましても、昨年から米価の買取価格も非常に上がりまして、今そちらの方の税収も若干伸びるのではなかろうかという気がいたしておりますけれども、そういうことで地場産業、それから進出している企業、それからこの農林業の関係等についても幅広く支援を行いながら、また税収が増えるような対策も講じていければと思っています。

○川口 憲男議員

答弁のとおり、正にそのとおりだと思います。

原子力発電の交付金の状況で、若干パーセンテージが上がると、私もこれは、なおさら今であれば、避難道路とか、いろんなのに対しての道路に対する処置だろうとは私なりには考えておりましたが、町長の説明にありましたように、そのパーセンテージが少し上がったということですので、いかにせよ、収入増を図るというのは非常に難しいことだと思うのですけれども、事ある度に、何が上乗せできるかということは努力していただきたいと思います。

それから2問目に移りますけれども、この行政改革による定数削減のことも出ましたけれども、同僚議員の中でも出了しましたように、正職員の定数の関係、前の質問でも数値的に申されましたので、二度の質問はないと思いますので、一つそれは差し置いておきます。

それと、どうしても一つお聞きしたいのは、やっぱり人口減で財源は減っていくけれども、歳出増でいろんな子ども政策の充実とか、物価高騰とかで出ていくお金が多くなってくるわけですから、需用費ですね。そこあたりをいかにしていくかということは、職員一体となった努力が必要ではないかと思うのですけれども、そこあたりの取り組み方をもう一回説明していただきたいと思います。

○上野 俊市町長

ただいまの具体的な取組については、担当課長の方から説明させますので、よろしくお願ひいたします。

○小野原和人行革推進室長

行政改革を推進している立場からお答えさせていただきます。町の行政改革につきましては、今現在、第4次の行政改革大綱またこれに紐づく推進計画によって、進めているところでございます。

一番大きな柱として捉えているのは、先ほど来出ております歳出の削減の部分です。それから、職員が減る中においても、いかに町民サービスを低下させないか、維持していくか。できることなら拡充していくかということで、ここは2つ大きな柱になってくるかと思います。

そのためにあらゆる取組を進めているところでありますけれども、町長が先ほど1回目の答弁で少し触れましたけれども、例えば、ペーパーレスにしても使用枚数自体は庁舎全体で、議会も含めてですけれどもだいぶ削減されていますが、単価自体が上昇しているものですから、なかなか費用的な削減効果につながっていないというところが一番の大きな課題として捉えているところです。

来年度から第5次大綱による取組がスタートするところでして、今現在、策定作業を進めているところですけれども、先ほどあった公共施設等も含めて、できる取組はもうもれなくやっていく必要があると考えているところです。

○川口 憲男議員

歳出削減に対して、課長の方から答弁がありましたけれども第5次計画で、そこあたりをもう少し網羅していくということでした。どうしても、私が一番思うのは、職員削減をして、何人減らしたからどうなるという数字的なところもあるのですけれども、そうすることによって、町民に対するサービスがどれほど低下するか。低下するという言葉はおかしいですね。少なくしたけれども、サービス低下はなかったと。答弁でもお答えいただきましたけれども、そういうことが一番ではないかなと思います。課長のお答えにありましたように、タブレット化によるペーパーレスですね。議会もそれを取り入れて、私も手元には自分のペーパーで来ましたけれども、やっぱり、そこあたりをペーパーレスにはかるために、議会の立場で、4年間でペーパーレスを進めてきましたけれども、どれだけ（紙が）減ったかと、どういう効果が出たかということを、私た

ちも研鑽をしないといけないところがあると思うのですけれども、そういうことによって、少しずつでもいいから庁舎内、全体を含めて、減らしていくことが必要だと思います。

町長の答弁の中に、電気代いろんなことの費用に取り組んで削減できたということもおっしゃっています。電気とかガスとか、いろんなことにですね。そういうわずか微々たることなのですけれども、それが大きな力となっていくのが効果じゃないかなと思っております。

是非、これから先も歳入における歳出削減は努力していただきたいなど、そういうふうに思います。

なぜこういうことを申し上げるかと申しますと、人口減が進む中によって、地域がいろんなことが必要なお金が出てくる。基金にもいっぱい積立ているということではなくて、ある程度の必要性を見て、積立も行っておりますので、いざ、3年後、4年後、いかなる時に必要性があるということで、この基金が十分活用できるかということが、活きてくるのではないかと思います。そこあたりのも含めて、やっぱり町民にも、こういう災害の時などにも自助・公助・共助といった役割を担うその務めも訴えていかれるべきではないかと思っております。2問目はこれで終わりますが、3問目の公共施設の補修・建替え、これは各課において計画性を持って行われていることは、重々承知のとおりですけれども、今後、その必要性が十分出てくると思うのですけれども、そこあたりの計画、老朽化等の計画、どういうことを考えられているのか。そういうところに対する予算的なことまで考えているのか。そこをちょっとお聞きしたいと思います。

○上野 俊市町長

公共施設の在り方につきましても、庁舎内で議論しながら、これは計画的に進めてきているところでありますけれども、基本、長寿命化対策ということで、いかにこの施設を長く使っていくかということで、長寿命化対策を取り入れながら、施設の維持・長寿命化を図ってきているところであります。

一方では、午前中もありましたように、老朽化した施設、利用が極端に少ない施設などについては、廃止、もしくは譲渡という取組もしながら、スリム化を図っているところであります。

また今後、予定されていると言いますか、老朽化が進んできたときに検討しなければならない衛生管理施設、それから、消防施設等の庁舎、そういうのも当然ながらそういう期間を迎えるわけでございますので、それに向かってしっかりととした財源対策もしていかなければならないということであります。

そのような観点から目的基金を定めながら、そういうのが出てきた場合には対応できるように、財源的にしっかりと確保しながら、今これも進めているところであります。

今後におきましても、歳入はどんどん増やす取組をしながら、歳出はできるだけ抑えていくということもしながら将来に備えていくということは、これから先、10年先、20年先の将来を見据えますと、非常に重要なことだと思っているところでございます。

財源が何もせずに降ってくるわけではありませんので、やっぱりしっかりとそういう財源対策、これは国におきましても、しっかりとこここの地方を守る対策というのは、国にもしっかりと訴えながら、我々は我々として、しっかりと確保できる分は、血を絞り、汗を絞り、確保していく必要があると思っているところであります。

そういうことで、この公共施設につきましても、残すべきは残し、また不要なものは廃止していくというような取組をしながら進めていきたいと思っております。

○川口 憲男議員

おっしゃるとおり、基金というのは限られるものに対してどう使うかということで、あるいは、先のことですね。3年先、あるいは5年先、災害に関してもある程度、不足を持っていないと、

いざ、何かあった時に使えるお金をどうするか。それが基金の在り方だと思いますけれども、是非、そういう考え方は今後も持続して取り組んでいただきたいと思います。

一番、私が思うのが、姶良市・霧島市で豪雨災害がありましたけれども、自分の独り言として言うなら、なぜ、そこは防ぐことができなかつたのか、事前の設備は何で取り組まなかつたのかというようなこともあつたりしますので、うちの町としても、中小河川の中洲除去とか、いろんなできるところは、予算が可能であれば、そこあたりを取り組んで、事前の対策というのも必要ではないかと私は思います。

だから、お金がないのをどうにかしてくれということではなくて、やっぱり、あるお金を有効に使うというようなことを考えの方が先じゃないかと私は思っております。

基金も相当上乗せで積んでおりますけれども、それをまた有効に使うというのも一つの町長の手腕じゃないかと思っております。

それともう一つは、去年の11月末でしたか、宮之城の商店街のところの買収を積立金でされて、今、話を聞きますと、いろんなところで構想が進んでいると、まだ確実に形が見えていない状況にはあるのだけれども、やっぱりこういうのも屋地の商店街が減少する中で、あそこに商店の活性化でどういうができるか、虎居も商店街が9件しかないそうですが、さつまの商店街ということで、寂しいことなのですけれども、やっぱりそこあたりがどういうふうにして活性化ができるかといふことも、やっぱり今度は基金をどういうふうに持っているかといふこともあると思うのですけれども、まず、屋地の商店街のところの買い増しをした構想というか、以前にも聞きましたけれども、町長9月になって、そこあたりのところで町長の腹積もりというのはないですか。なかつたらいいです。

○大平 誠総合政策課長

屋地の元「パチパチ」跡の施設建物、土地ともに購入させていただきました。今年の3月に購入いたしまして、11月に購入の予定ということで説明いたしましたので、実際の購入は3月ということになります。

現在、職員の間でもいろんな中心市街地の活性化に向けて、あそこの再利用ということで、提案をいただくような形でお願いはしておりますけれども、まだ具体策は出てきていないところでございますが、個人的にも提案を出してきていただいているところもございます。

そういった中で、「パチパチ」跡の施設とその隣にありますタイヨーの跡の駐車場、そちらの方も含めた形での利用というのを考えないと、あそこは無理だらうというところでございます。

そういった中で、地方創生交付金というのが国からありますけれども、そういった交付金を使って、ソフト事業。いわゆる話し合い活動、そういった「中心市街地をどのようにしていきましょうか」ということで、多くの方に意見をいただきながら、あそこの施設をどうしていこうという話し合いを進めていきたい。それプラス、施設の整備というのも交付金事業ができるようになりましたので、そういったものを絡めながら、すぐにはできないのですけれども、年数をかけて、あるいは地盤を固めて、タイヨーの方の協力もまたいただかないといけないと思っておりますけれども、そういったものを積み上げていくと。ゆっくりしているわけにはいきませんので、ある程度、スピードを持っていきたいと思っておりますので、地方創生交付金の申請を来年の4月には出して、国の採択をいただいて、そこから動き出そうということで、今、構想を練っているところでございます。

○川口 憲男議員

分かりました。屋地商店街の方については、令和8年の4月には、地方創生交付金事業に申請をするというお話でございます。

今まで、あれがなかったものですから、どうなっているのかと。地元の方も私がちょっと早めに言ったものですから、「あれはどうなっているのか」という質問もあったものですから、あえて、ここでしたのですけれども、是非、この形がどういうふうになるか、どういう形でできていくかということは、今後の注目かというか、見つめていかないといけないところだと思います。どうしても屋地の商店街ということで、この前も夏まつりがあってということで、古田議員からは御礼の言葉がありましたけれども、活性化に対してどういうことをしていくかということは、町の在り方の形ではないかと思います。是非、来年、4月とおっしゃいましたから、そのところを見据えて動いていただきたい。

その間、しかしある程度のところは、私なんかの方にもお示しを願いたいと、そのように要請をしておきます。

最後、町長答弁の方が完璧というか、いろんなことで良くしてもらったものですから、そんなにないのですけれども、やっぱり歳入の確保、それに伴って歳出をどのようにしていくか、先ほどおっしゃった「選択と集中」というような言葉でされましたけれども、非常にその言葉の意味も深くなってきて、どうしていくかということなのですが。いい言葉なのですが、そこに向かって、町長の施政がそこに伺われてくると思うのですけれども、最後に町長、さつま町が今後、やっぱりこうして歳入減になったり何かするのですけれども、これをどういうふうにして、どういう流れを持っていきたいのか、形的にこうしたい、形はできてこないと思うのですけれども、町長の希望としては、所信があれば申し添えていただきたいと思います。

○上野 俊市町長

基本的には、私の考えとしては、町が元気、人が元気、やはりみんなが元気が出る町を目指していきたいと思っています。

人口が減って、町自体は小さくなっていくかもしれませんけれども、小さい町は小さいなりにできる、このまちづくりというのが、私はこれから先必要かと思っておりますので、私は、これを念頭にしていきたいと思っているところであります。

それには、先ほどありましたように「選択と集中」。必要なところには、しっかりとと思いつ切って投資しながら、事業を進めていくということが今後、必要であろうと思っているところでございます。

○川口 憲男議員

町長は、為せば成る町民と共に知恵を絞り、汗をかきながらまちづくりに全身全霊努力する意気込みであるということを随時、以前にもお聞きしました。

是非、苦しい時代ですけれども、そこらへんのところを職員と一緒にになって、汗を出し、知恵を出し、頑張っていただけるように要請をして、私の質問を終わります。

○新改 秀作議長

以上で、川口憲男議員の質問を終わります。

次は、8番、武さとみ議員に発言を許します。

[武 さとみ議員登壇]

○武 さとみ議員

お弁当を食べて、ちょっと眠くなってしまったが、目が覚めるような質問をしたいと思います。

大項目の1点目は、6月議会の一般質問で「弾薬庫建設計画」について質問いたしましたが、再度、町長の見解を問います。

1点目、今年の2月19日に町長が防衛大臣に提出した要望書の中に、「我が国をめぐる国際上の安全保障環境は、極めて厳しい状況に置かれているものと認識しております」と書いてあり

ますが、町長はどのような厳しさがあるとお考えなのか、見解を問います。

2点目、前回の質問で、「どの程度まで軍事化することで、抑止力が高まると町長は考えるか」と私が質問したら町長は、「戦争は絶対にしてはならないという強い意志を持っている」と回答されました。

弾薬庫建設は戦争準備ではないのでしょうか。絶対にしてはならないと思うものをなぜ、誘致されるのですか。

3点目、私がまだ議員ではない昨年の6月頃、町長と弾薬庫建設計画について話がしたいなと思って役場に数名で伺いましたが、町長は会ってはくださらず、質問項目を5つ書いて置いて帰りました。弾薬庫ができて有事になれば、犠牲になるのは私たち住民です。

質問の中の一つに、「もし戦争になったとき、町長が責任をとれるのか」と問いました。後日、総務課の方が町長と一緒に考えた回答だとして、読まれた内容ですが、「国民保護に関する事案であるため、地方自治体の首長の責任という問題ではない」という文面でした。これは、地方自治法や憲法の趣旨に基づいて間違いはありませんか、お答えください。

大項目2つ目、「人を育てる」学校の在り方の観点で、教育長にお尋ねします。

まず1点目、「学びの多様化学校宮之城城中分校」についての今後の説明会等の計画を問います。誤解や偏見を生まないためにどんな取組をされるのかを含めてお答えください。

2点目、「学びの多様化学校分教室」は、「不登校」の子どものことで、思い悩む保護者の相談場所になるのかを問います。

3点目、「不登校」「荒れ」「いじめ」「学力低下」等、今、文科省がやっているG I G Aスクール構想との関連があるのではないかと、私は考えます。

文部科学省は、現在「学校教育の情報化の推進に関する法律」を整えて、デジタル教科書やA I ドリルの促進、児童・生徒一人一台のタブレット配布など、4年前から学校教育制度が劇的な変化をしています。デジタル媒体により子どもたちに何が起こっているのか検証し、議論する必要を感じていますが、教育長はどのようにお考えなのか問います。

以上、1回目の質問を終わりります。

[武 さとみ議員降壇]

[上野 俊市町長登壇]

○上野 俊市町長

それでは、武さとみ議員からの御質問にお答えさせていただきます。

先に申し上げておきますけれども、私が前回の議会で申し上げました「日本につきましては、戦争はしてはならない、してはいけないし、これはしてはならない。また、日本自体が、侵略を受けてはならないと思っていることにつきましては、私は全く搖るぎのないところであることは、最初で申し上げておきたいと思います。

1点目の「弾薬庫建設計画について」でございます。

「安全保障環境に関する認識について」の御質問でございますけれども、御指摘の要望書に記載した「我が国をめぐる国際上の安全保障環境は、極めて厳しい状況に置かれている」との認識につきましては、近年の国際情勢、特に周辺諸国の軍事的動向や安全保障上の緊張の高まりを踏まえてのものでございます。

次に、「弾薬庫建設と戦争準備の関連性について」の質問でございますけれども、先ほど申し上げましたように、「戦争は絶対にしない、してはならない」その考えについては全く変わりはないところでございまして、町としましても、平和の維持を強く願っているところであります。

国民の命や暮らしを守るために防衛体制整備につきましては、国の責任のもとで進められる

ものであり、平和と安全を確保するための施設整備と理解しているところであります。

次に、「戦争になったときの責任と地方自治法」の関係等についての質問でございます。

地方自治体の役割としまして、首長は、武力攻撃事態などが発生した場合においても、国の方針に基づき、政府や自衛隊等と連携しながら、地域住民の生命・財産の保護、生活基盤の維持、災害対応などにあたる責務を有しているとされているところであります。

具体的には、避難指示および避難誘導、救助活動の実施、通信手段の確保、国民保護計画の策定および実施などが主な役割となるところでございます。

これらの対応につきましては、地方自治体としての重要な責務であり、首長はその責任のもと、住民の安全と安心を守るために最大限の努力を行うことが求められていると認識しているところであります。

そのことが、我々首長に与えられた責任であると認識しているところであります。

[上野 俊市町長降壇]

[中山 春年教育長登壇]

○中山 春年教育長

続きまして、私の方から、武さとみ議員の御質問についてお答えいたします。

まず、「学びの多様化学校分教室の説明会等の計画」についてですが、これまで、5月以降、学校運営協議会・教職員・保護者・地域住民、さらには町PTA連絡協議会長等に対し、順次説明を重ね、8月後半には、町内の住民・保護者向けの説明会も開催し、理解の促進に努めているところでございます。

併せて、7月28日に第1回目を開催しました、「学びの多様化学校設置及び運営に関する協議会」を今後も年度内に3回開催し、設置及び運営に係る具体的な事項について議論を深めてまいります。

協議会には、県教育委員会生徒指導担当者・学校・福祉関係者・保護者代表等が参画しており、多方面からの自由闊達な意見交換を通じて、準備を進めております。

第1回協議会におきましては、設置までの流れや、入級者決定までのプロセス、分教室の愛称、キャッチフレーズ等について議論を重ねたところであります。

また、協議会でいただきました、説明方法については「少人数や個別の対応が望ましい」との意見を踏まえ、今後話を聞いてみたいと考えておられる児童生徒・その保護者には個別相談や面談を行う方向で検討を進めています。

入級希望者に対しましては、希望者及びその保護者への説明、面談、活動体験を経たうえで、11月に設置する入級者検討委員会において決定し、12月に通知を行うという、段階的な手続きを考えているところです。

なお、入級に向けた面談は、教育委員会の指導主事等が担当し、入級ありきではなく、複数回の面談を通して、本人の自己決定を促していくことを考えております。

このプロセスは、児童生徒自身が自らの学びの場を主体的に選択する機会を確保するものであり、安易な方向付けや誤解を生じさせないための大切な仕組みであると考えております。

併せて、設置場所である山崎小学校の児童への説明についても、その方法も含め、現在学校とやり取りを重ねております。

今後とも、町民の皆様に対して、正確かつ丁寧な情報提供に努め、誤解や偏見を生むことのないよう配慮しながら、着実に準備を進めてまいります。

次に「学びの多様化学校分教室は不登校に思い悩む保護者の相談場所になるのか」についてお答えします。

不登校は誰にでも起こり得るものであり、決して特別な問題行動ではございません。

重要なことは、課題を抱えた一人ひとりの状況に応じた安心安全な居場所、多様な学びの場を保障し、将来の社会的自立につなげていくことあります。

本町における分教室の設置は、そのための選択肢を広げ、子どもたちの可能性を支える重要な取組であると認識しております。

学びの多様化学校分教室は、先ずは学びの場であります。当然、分教室に通う生徒や保護者の相談の場であり、寄り添う場であると捉えております。また分教室にも、県のスクールカウンセラーの派遣を、宮之城中学校とは別枠でお願いしているところであります。

御質問の不登校に思い悩む保護者の相談場所についてですが、分教室に通級する生徒も含め、他の町内児童生徒の保護者の相談窓口は、1センター化を図らず、これまでどおり、各学校、校内支援センター、さつまる～ム、町スクールソーシャルワーカー、町の教育相談員、教育委員会内の学校教育課、町のこども課等に宮之城中分教室を加え、より多くの相談窓口を町内に設置することで、保護者それぞれにとって一番身近に感じる窓口を選択できるようとともに、その窓口同士が密に連携を図って、その役割を担ってまいります。

なお、それぞれの窓口は、学校を通して紙面及び安心安全メール、またはホームページでお知らせしているところです。

次に、「不登校」「荒れ」「いじめ」「学力低下」等の課題とG I G Aスクール構想とは関連があるのでないか、についてお答えします。

まず、学習指導要領におきましては、子どもたちがこれから社会を生き抜く力を育むために、「主体的・対話的で深い学び」の実現が重視されており、そのために、子ども一人ひとりの理解や特性に応じた「個別最適な学び」と、仲間と協働して課題に向き合う「協働的な学び」を一体的に充実することが必要とされております。

学習指導要領の理念を実現するための環境整備として位置付けられているのが、国の進めるG I G Aスクール構想であります。

一人一台端末や高速ネットワーク、デジタル教科書やA I ドリルの活用は、まさに「個別最適な学び」と「協働的な学び」を支えるものであり、「主体的・対話的で深い学び」を大きく後押しするものと考えているところです。

また、これらの学びの基盤となる資質・能力とされているのが「情報活用能力」です。

将来の予測困難なV U C A（ブーカ）の時代の中でも、児童生徒が情報を主体的に捉えながら、何が正しく、何が重要かを見極め、見い出した情報を活用しながら他者と協働し、新たな価値の創造に挑んでいくようにするために「情報活用能力の育成」が極めて重要となっていきます。

V U C A（ブーカ）の時代に生きる子どもたちにとりまして、一人一台端末は、鉛筆やノートと並ぶ文房具の一つで、効果的に活用していく必要があると捉えております。

一方で、デジタル媒体の急速な普及により、子どもの生活習慣の乱れや人間関係の希薄化、ネット依存の問題が指摘されております。

議員のおっしゃる「不登校」「荒れ」「いじめ」「学力低下」等の課題につきましては、様々な要因が複雑に絡み合い起きていることだと考えておりますが、デジタル媒体との関連についても、注視していかなければならないと考えているところです。

近年、インターネット上の誹謗中傷やいじめ、犯罪や違法・有害情報の問題の深刻化などを踏まえ、情報モラルについて指導することが一層重要となっており、本町ではI C T教育支援員とともに、情報モラル教育を進めているところです。

具体的には、いくつかの学校においては、学期や月1回、1週間程度、メディアやデジタル媒体の利用時間を調査し、その結果を職員や保護者で共有し、改善に努めています。

その他の学校につきましては、教育委員会で準備しております「生活リズムふりかえり表」を通して、子どもたちの実態を調査分析し、学校保健委員会や学校運営協議会で議論・啓発に努めていただきたいと考えているところです。

また、増田クリニックの増田彰則先生の御指導のもと、長年、子どもの睡眠と脳を守るための「睡眠とメディア日誌」の活用を促し、町PTA連絡協議会でも話題にしてきたところあります。

併せて、児童・生徒の一人一台端末には、フィルタリングを設定し、有害情報等へのアクセスを遮断しております。さらに、端末を持ち帰った際、夜9時以降はインターネットを利用できないように制限しているところです。

御指摘の学力低下の課題につきましては、全国学力・学習状況調査の結果によりますと、ICT機器を活用する自信がある児童生徒ほど、各教科の正答率が高い傾向にあり、鹿児島学力・学習状況調査では、平均正答率の高い市町村は、全教科で、一人一台端末等を「ほぼ毎日使用している」、「週二、三回程度使用している」と回答した割合が、県平均を大きく上回っています。

また、本町では、子どもたちの基礎的な学力の土台を大切にする考え方から、「第3次さつま町教育振興計画」に読み・書き・計算等の基礎学力の定着を掲げています。

読み・書き・計算という教育の不易の部分に、これから児童生徒には必須となるICT活用を加えることによって、より確かな学力の定着を目指します。

そして、教員による直接的な関わりや体験活動とのバランスをとりながら推進することで、一人ひとりの学びを支える学校教育を今後も進めてまいります。

[中山 春年教育長降壇]

○武 さとみ議員

御答弁いただき、2回目の質問をいたします。

まず、大項目1点目の弾薬庫建設計画についてですが、先ほど、国際上の安全保障環境について町長が言われましたが、日本は攻められる理由はありません。なぜ、攻められると思うのか、そこも良く分かりません。

昨日の新聞にも、「九州防衛整備加速自衛隊と米軍の一体化が進み、いざ有事になった際に動けるようになりつつある」、「日本は、反撃能力、敵基地攻撃能力を持つことになり、配備先が標的となるリスクが高まるとの懸念は根強い」と、南日本新聞にも書いてありました。そういう記事がありました。

日本も9月11日から25日に国内で、過去最大規模の約1万9,000人が参加する実動訓練、レゾリュートドランゴンというものに参加します。相手の国をミサイルで攻撃する準備で、こちら側も挑発していながら、相手の国に対してだけ挑発していると言っている。アメリカは戦争をする国です。アメリカと共に戦争をするのではなくて、武力に頼らない、戦争をしないための外交努力が必要なのではないでしょうか。その点で、町長の見解を伺います。

○上野 俊市町長

先ほど申し上げましたように、「戦争はしない」というのは、これはもう絶対にあってはならないと思っているところであります。

今年戦後80年という年を迎えたところでありますて、改めて戦争という悲惨さというのは国民みんなが改めて知るきっかけにもなったとは思っているところであります。

武議員からありましたように、国際上のいろいろな問題、これにつきましては、我々がどうこうと言えない部分でございまして、そこについての回答は控えさせていただきますけれども、昨今の国際情勢等を見ましても非常にこの時の犠牲者と言いますか、この近隣諸国には非常に多くおりまして、いろんなところで今、紛争が起きてきております。

やはり自国を侵略されたり、そういう悲惨な国等も出てきております。そういう観点から、しっかりと国としては国を守っていく責務として動いているものと私は理解しているところであります。

○武 さとみ議員

「戦争はしない」と言いながら、戦争の準備をする、挑発しながら、相手からは攻撃してほしくないというのは、ちょっと整合性がないと思うのですけれども、いかがですか。

今年は戦後80年、今、町長が言われましたが、80年目の節目の年だからか、新聞とかテレビでも80年前の戦争に関する報道が毎日のようにあります。テレビでは、戦争中兵士だった方が戦後、無事日本に帰ってこられましたが、トラウマで体がぶるぶる大きく震えて歩くこともできない、そんな症状が出ている映像とか、夜中に目を覚まして家族に暴力を振るう。だから娘は、そんな父親は早く死んでほしいと思っていたというような、苦しい番組を見ました。

軍民統制で、戦争協力をしたことにより、一般市民が犠牲になるのが戦争です。弾薬庫ができる有事になれば、戦争をすると決めた人は無傷で、死ぬのは私たち住民です。中岳近くに住んでいる私たちの恐怖を想像して、先ほどの答弁とは違う答弁で御見解をお聞かせください。

○上野 俊市町長

先ほど申しましたように、昨今のこの国際情勢というのに鑑みますと、我々日本が戦争を仕掛けている、それは違う見解だと私は思っているところであります。

今、この置かれている日本の立場、この島国である日本は、周りに今強い力を持った国の指導者がいるところであります。

そういう中において、いかに日本を守っていくか、日本を防衛していくか、これが一番大事な部分だと私は思っているところであります。

やはり、冒頭私が申し上げましたように、侵略されでは駄目なのです。やはり侵略されないためにもある程度のしっかりと均衡ある防衛力というのは必要だと思っているところであります。その防衛力がどの程度かということにつきましては、これは国の専権事項でございますので、私が申し上げるところではございませんけれども、そういう情勢に置かれているということは、改めて認識しながらやはり我々国民はおかなければならぬと思っているところであります。

○武 さとみ議員

また南日本新聞の紹介なのですから、8月18日に吉永小百合さんの記事があったのは見られましたか。「戦争をしない国続けるために」という記事です。

吉永小百合さんは、東京大空襲の3日後の1945年3月13日に生まれ、お母さんは空襲警報が鳴るたびに、赤ん坊の小百合さんを抱いて、防空壕に避難したそうです。その一文ですが、

「中学生の時に、どうして戦争になっちゃったの？戦争やめようと言わなかつたの？」と母に尋ねたことがあります。母は、「言えなかつたのよ」と一言だけ答えて、黙っていました。昨年亡くなった夫は、子どもの頃に戦争を体験し、「本当に憲法9条が大切なんだ」と常に言っていました。と書いてあります。

防衛力を高めることで、戦争を止めることができるでしょうか。そこは、専権事項だと言われましたけれども、3つ目の質問にもありましたように、地方自治法や憲法、地方自治法の勉強をこの夏やってみました。勉強をしてみました。地方自治法は、先ほど町長は、町民を守る義務は、

責任はあるということをおっしゃったので、私が聞いた自分に責任はないと言われた文章とは違った回答でしたので、お気持ちがよくわかりましたが、専管事項というのは、地方自治法で住民の安心、健康及び福祉の保持を地方自治体の責任として定める。この規定の趣旨目的に照らせば、地方自治法の定める国と地方の役割分担の原則は、決して防衛外交に関する地方自治体の判断を全て否定するものではない。逆に、住民福祉の増進を実現するために、地方自治体の長は、住民の命や生活を守る責任を果たすことが求められていることが、勉強をしてわかりました。

だから私たちの命を守るためにも、この弾薬庫建設はしないでほしいと強く思います。

私は、武家に嫁いできて、武二夫さんという人の存在を知りました。

武二夫さんは、特攻隊員になって18歳で死んでしまいました。日本は負けているのに、国のために死ぬように教育されて、志願させられた80年前、二夫さんは、5月3日に特攻で亡くなりましたが、その3日前、5月1日に中岳に自分1機だけで中岳の方に向かって飛んで来られて、さよならを言いに中津川に戻ってこられました。そして、その時に自分が首に巻いていたマフラーを落とされたんだそうです。

そのマフラーに「大元気行くぞたのむ」と黒い墨で書かれていました。私は、二夫さんの18歳までの一生をないものにしたくないと思って、1冊の本を作りました。

今、国は国防の名の下に、住民に交付金等で犠牲を強いています。町長は、それに同調されています。全く、過去の戦争の教訓が生かされていないと思います。

軍備予算が増加する一方で、物価は上がり、年金は下がり、私たちの命、暮らしを守る予算は削られ続けています。

これからも諦めず、弾薬庫建設計画問題について一般質問を続けることを訴えて、一点目の質問を終わります。

次、二点目です。

学びの多様化学校分教室についてですが、教育長は実際、これまでに学びの多様化学校分教室について、学校に行かないことを選んださつま町の子どもたちの話を聞かれていると思いますが、どんな話を聞かれているか教えてください。

○中山 春年教育長

今の御質問が、私がどのような視点での話を聞かれているかというところをもう一度教えていただければと思います。

○武 さとみ議員

学びの多様化学校というのは、いわゆる不登校の子どもたちの居場所だと思うのですけれども、その子どもたちが、学校に行くことを選ばなかった子どもたちが、その話を聞いてどんなふうに思うかというところを知らないと、その子どもにあった学校にはならないと思うので、子どもたちの思いというのが一番大事だと思うのですが、もし、不登校の子どもたちのお話を聞かれいたら教えてください。

○中山 春年教育長

分教室の設置について、どのように子どもたちが思っているかということでよろしいですか。
御質問は。

○武 さとみ議員

分教室についての説明をされでは、まだいらっしゃらないわけですか。
そのことを、子どもとか、親とかに話してはいらっしゃらないわけですか。

○中山 春年教育長

保護者の方たちにも、先ほど申し上げました説明会等に参加していらっしゃる方はいらっしゃ

います。

あと、さつまる～ムの子どもさんや、またそこを卒業した子どもさん達に、話は聞いております。

そういう、まずこれはですね、学びの多様化学校というのは、ちょっと私どもも気になるのですけれども、居場所の場でもあるのですけれども、これは、ほかの校外教育支援センター、校内教育支援センターと違うのは、学びの場なのです。居場所の場でもあるけれども、そこの居場所とは違う、さつまる～ムとは違う、一つ場所が、この学びの多様化教室であるというのを御理解いただきたいということですね。

そして、先ほど申し上げました子どもさん達も、そういう勉強したくても教室に入れない。学校に行けない。そういう子どもさん達に違った場所があれば、または自分にあった、そういうカリキュラムの場があれば、学びたいという子どもさん達がいることは確かです。それは聞いております。また、保護者の方からもそういうお話を、「そういうところがあったら、是非うちの子どもは行かせたい」ということも、我々の方にも届いております。

○武 さとみ議員

私も具体的に学びの多様化学校は、今考えているのは山崎小学校の一部のところだよと、学校に行かなかった子どもが卒業したので、その子に聞いてみました。

そしたら、「小学生と一緒に怖い」と、その子は言いました。小学生というのは、本当に思ったことをどんどん言ってくるので、ちょっと怖いということも言いましたし、こちらの言いたいことが伝わらないということも話していました。

それとあと、「学びの多様化学校は、トイレは男女1つずつあるみたいだよ」と話をしたら、ほかの子が、「トイレは1つでは足りない」「トイレは1人になれる安心の場だ」と、「仮設トイレとかでもいいから、なるべくたくさん作ってほしい」と話してくれました。私もそれを聞いて、「ああ、自分では全然気づかなかつたことだな」と感じました。

教育長は、これをどんなふうに受け取られますか。

○中山 春年教育長

まず、「小学生と一緒に怖い」という話を前半されたと思います。それからトイレの話をでした。

今、子どもたちにとって、今、議員がお聞きになられたお子さんが、そういうお気持ちにあるということは、それは直接お聞きになられたから確かだろうと思います。それも推測、私もできます。

ただ我々が学んできた、あるいは、直接見てきて感じているのは、また昨今、新しい情報等も入っていますが、最初作るとき、非常に我々も小学生との接触というのを敏感にしていたけれども、前回の全協でもお話ししましたが、子どもたちの力というのは非常に大きくて、子どもたち同士が、大人が仕掛けなくても子どもたち同士が一緒になって遊んでいる。コミュニケーション能力がついていく、人との接触する力、それから、人と接触する不安な気持ち、これが和らいでできている。これも、現実として事実ですね。

ですから、子どもさんが今、そういう心配なことが膨らんでいるというのは、これも確かだろうと思います。

我々というのは、「絶対こうなる」、「こうだ」というのは、決め付けることはできないと思います。

子どもさんのそういう自然とした、子どもたちの持っている力というのを感じていきたいと思いますし、今、新しい話で、我々がどこまで出していいかわかりませんけれども、逆に小学校と

中学校が一緒になって活動しているというようなところも今、出てきているというのが、我々、情報をつかみました。まだそこまでは、我々は考えておりませんけれども、そういう状態になつていいといふのは、繰り返しになりますけれども、子どもたちの力といふのは大きいな、人間不信やら、いっぱい人との交流を避けてきた子たちがそういうのを徐々に回復し、身につけてきていることが、「これはいいな」というふうに思っております。

もう一つ、トイレの件ですけれども、トイレに関しては、今、私どもが考えている場所で、できる場所で、できることをやっております。今後、もし、そういうようなことができるような場所が見つかっていけば、それは一つ、やぶさかではないところだろうと思ひますし、あわせて、トイレだけでなく、我々は子どもたちが一人で考える場といふか、いろんなところで、我々が見ているところでは、やはりコーナー、いろんな部屋のコーナーとか、ちょっとした一人で落ち着きたい場所とか、そういうところがあつたらいいなということを、我々も思っております。ですからトイレと決め付けずに、いろんなそういったところも広げて、含めて、私たちは、今いろいろと今ある場所を使いながら、どうできるかということを考えているところであります。

○武 さとみ議員

小学生と仲良くなっていくという過程があるということは、そういう自治体を見ていらっしゃるということはよく分かりました。

でも、やはり人によっては、「もう小学生は苦手だけど勉強はしたい」という子もいるということは、知っておいてください。

あとトイレのことですけれども、やはりトイレなのですよね。人が待っていると、二人待っていると入れないわけですよね。だから、トイレというのは、やっぱりとても大事みたいなのです。子どもたちの話すことを聞いていたら、そうだったので、是非、トイレの方も実際、子どもたちにも相談されて、また改善していっていただけたらなと思います。

あと、保護者の話を聞いたときに、「多様化学校分教室の話を聞いたとき、子どもが行きたいと思っているみたいなのですけれども、人数制限とかで落とされたら、もう立ち上がることができないのではないか、子どもは」と、話されていました。

この方には、どう答えられますか。

○中山 春年教育長

人数制限があるとできないということですか。ごめんなさい。ちょっと私が最後の方、わかりにくかったのですけれども。

○武 さとみ議員

人数制限とかで、いろんな理由があると思うのですけれども、とにかく何かの理由でもし落とされた場合に、もうその子が立ち直れないのではないかなど、我が子のことを思ってそうはなされました。

○中山 春年教育長

もし、そういう希望を持っているお子さんが、そこでやっぱり認められなかつたら、もうその後はこれが最後の砦のつもりでやつたのだけれども、ということでよろしいですか。

わかりました。

我々も今まで御説明させていただいてますように、子どもたちにしっかりと話を聞いて保護者の方と子どもさんに、今、本当に自分が必要とする、または、やり遂げられる場所というのが、さつまる～ムなのか、校内支援センターなのか、学びの多様化分教室なのか、ここをしっかりとまず理解してもらう。これをしながら、「これなら自分は行ける」ということ等があれば、我々は、そして、それに本当に自分でやっていく、自己決定して、考えてくれれば、これは我々はや

ってくれる、また本当にその学校で頑張ってくれるだろうと思いますので、そこに対して人数だけで、これは大きな人数がたくさん来れば、また考えなければいけない部分があるでしょうけれども、3名という数字も出していますが、これは厳密に3名だということではございませんので、そのところを我々は、いろいろと子どもたちの実態を考慮しながら判断していきたいと思っております。

○武 さとみ議員

もう一つですが、小学校での小学生に対する説明の仕方なのですけれども、これからまたいろんな機会をもって話し合って、小学生にも分かるように、お兄ちゃん、お姉ちゃんたちのことについて、どう説明するかというところについては、これから考えるということでよろしいですか。

○井手口 勉学校教育課長

小学生の説明につきましては、今度の協議会等でもどういう形で説明していくのがいいのか、学校を通じてなのか、それとも私どもが説明をするのかということも含めて検討をしてまいります。

○武 さとみ議員

あまり時間も無くなりましたが、不登校は全国で41万4,000人だと言われています。増える一方です。

これは、私も学校で働いていたのですけれども、なかなか学校が好きになれませんでした、私も。

これは公教育の敗北なのではないでしょうか。多様な子どもたちが、個性を伸ばしながら、人格を形成できる学校になっていないということではないでしょうか。教育長のお考えをお聞かせください。

○中山 春年教育長

不登校の生徒が増えてきている。これは、確かです。

そして、不登校の生徒たちが増えてきている要因というのは様々だらうと思います。いろんな事情が複合的に交差している場合もあり、また突然、子どもが理由なく「行きたくない」と言っている子どもさんたちも出ているのもあります。

公教育の敗北かと言われますと、それがそうですとも、いいえとも、私は言いようがありませんけれども、自分自身の経験から言いますと、完結に申し上げますが、初任校の最初の時に、不登校の生徒を初めて預かりました。

そして、その子どもさん、なかなか難しかった。そして、卒業した後に「先生」と言ってくる。「なんでだった?」と聞いたら、「先生、特に理由は分からぬのです」と、だけど元気にしていました。すっごく明るい顔で、「あつ、これがこの子の本当の顔やな」というふうに思ったところです。

また数年後には、自分のクラスで不登校を出してしまいました。これは私が本当に一生覚えていきます。どんな場面だったか、どんなことだったか、クラス同士の子どもたちのやり取りでした。最初気づかない時の私がいたのですけれども、その後、私も十数名ぐらいの子どもさんを預かりましたけれども、すべて子どもたち、全国から集まってきた、いろんなところから。その子どもたちは全員学校に復帰してくれました。

自分は思いというのをしっかりと持って、子どもさんが心の中にエネルギーを、そして一番大変なのは、私は保護者だと思っています。その保護者の思いをしっかりとやわらぎながらしていくこと、それが今後また学校の先生たちにずっと語っておりますけれども、そういった部分やら、ただそれだけでは今はもう上手くいかない時代というのは分かっておりますので、いろんなこと、

本当に本当に寄り添いながら、本当の意味の寄り添うというところを僕らもなかなか難しいですけれども、それを少しでもやっていただこうと、それが私は敗北にはつながらないだろう、そういうふうに、今からの教員に対しても、先生方に対しても信頼を持って、願っているところであります。

○武 さとみ議員

日本の公教育が本当にこれでいいのかということを、もうちょっと本当に考えなければいけないと私は思っています。

とかく、不登校の子どものことを甘えているとか、怠けなどという人がいますけれども、私の知っている子どもたちは、学校に行っていない中に夢を見つけたとか、新しい自分を見つけたとか、学校に行くと自分が潰される気がした。絵が大好きで、絵が逃げ道となって幸せになれた、心が軽くなって、前よりネガティブにならなくなつたと言っています。大人が考え方を変えることが必要なではないかなと思います。

先日のあるテレビ番組で、日本の画一的な学校になじめないというのは当たり前のことだと、膳場貴子さんが言っていました。

この番組は何かお分かりでしょうけれども、その番組のコメンテーターも子どもがアメリカに留学していた時、学校参観に行ったらアメリカは別々のことをやらせていたとも言われていました。

私も、それぞれの子どもに合わせた場所を選べることが大切だと思います。不登校は、育ち方の一つで、多様な選択肢の一つではないでしょうか。

立ち止まった経験は悪い財産ではなく、積極的に自分の思いを表現できることで勇気を与えられていると思います。

今、通信制に行く子どもが増えています。それも関係があると思います。不登校時代に、社会の偏見で、親子ともども疲弊しています。人と同じであって、学校に行ける子が偉いという社会。学歴が優先で、聞き分けのいい子が重宝がられる社会は健全なのでしょうか。不登校の子どもに向かられる視線を変えて、柔軟性を大事にする仕組みを作っていくことが大事なのではないでしょうか。

あと、G I G Aスクール構想について、10分しか時間がないですけれども、新聞ではスマホは1日2時間以内でという記事とか、あとオーストラリアでは、16歳未満の利用を禁止する法律を12月に施行とか、そういう記事があります。

あと9月6日、つい先日の南日本新聞に2024年に一人一台タブレットが完成し、先ほど町長が言われたように、情報活用能力を強化するための教育の必要性を強調しています。

だけど、学校の教職員からは、現場は手一杯なのに、やるべきことがトップダウンでどんどん増える一方だと、減るものがない。授業時数が変わらないのに、現場に工夫を求められて、とても余裕がないと訴えています。

デジタル教育からアナログ教育に戻った国があります。スウェーデンとか、フィンランドです。

デジタル教育の進展で読解力低下とか、学習効果への懸念から紙の教科書に戻したということです。アメリカの主要なIT企業のガーファ（G A F A）、グーグル（G o o g l e）、アップル（A p p l e）、フェイスブック（F a c e b o o k）、アマゾン（A m a z o n）の労働者は、我が子が小学生の間にはデジタルは使わせないと聞いています。教育長はこの実情を聞いたことはありませんか。

○中山 春年教育長

私も学校現場にいるときに、その話はしてきました。ちょっと名前が出てきませんけれども、

こういうパソコン等を作ってきた方たちが、自分の子どもにはさせないと、ある程度の判断力がつくまではさせないのだという話は聞いております。

それから、先ほどありました、国内でも制限をかけてきている自治体があります。間違った情報がとんでいったらいけないので申し上げますけれども、ほとんどがSNSの禁止、デジタル媒体を禁止しているのではない。先ほど、お話をされていましたスウェーデンのことにつきましても、2018年にはほぼ日本と一緒に一人一台端末を配った。そして、スウェーデンは教科書というしっかりとしたものではなく、その時に出たのが、広告だらけの無料の教科書というのが配られ、そして、それでいろんなことが起きました。広告だらけの中に教科書、教育的な要素が入っているということでした。

これではいけないのではないかということで、2022年にスマホの使用禁止をうたっていった。そして、2024年から紙媒体を教科として提示していった。その部分が今、議員がおっしゃっているところではなかろうかと。ただこれは、紙媒体でしっかりとした教科書、これをきちんと定義したことと、あわせてデジタル教材については禁止されておりません。あとあわせて、いろんな政治的なこの国のいろんなものが複合していたというのもお聞きしております。

我々というのは、本当に使うものの、どんな道具を、私も良くわかりませんけれども、そういうものを子どもたちに与えていいものと、いけないもの、そして、これから子どもたちにとっては、これは避けて通れません。「電子媒体、これは禁止だ」と、今からさつま町の子どもたちがこの世の中に出ていくときにどうなるか。ですから、我々はきちんとしたものを計画的に進める。そして、おかしなことにならないように、そういうリテラシーをしっかりと勉強させていく。こういったことを進めていくことが大事だろうというふうに捉えております。

先ほども繰り返しになりますけれども、我々は本当に一つの道具として、ツールとして大切に、丁寧に子どもたちが使えるように、しっかり判断能力を持っていけるようにしていきたいというふうに考えております。

○新改 秀作議長

武議員に申し上げますが、時間内に終わるようにお願いします。

○武 さとみ議員

では、最後にします。

アメリカの大学で、コンピューターサイエンスを専攻している息子さんが、数年前までコンピューターサイエンス専攻は無敵とまで言っていたのに、今年の卒業生は就職に苦戦しているというものが、南日本新聞の9月1日に載っていました。

IT企業が今、少数精鋭のエンジニアを軸とした体制に舵を切り、従業員を減らす可能性があるので、実力のある学生でも面接にさえたどり着けないケースもあるのだそうです。

日本では、少子化を背景に若者をそういう優位の売り手市場が続いているけれども、いつまでも補償してくれるとは限りません。アメリカも日本と同様に、到達という波がやってくるのは時間の問題かもしれません。

4年間学んだプログラミングは、AIがあれば4秒ができる。「人間にしかできないことがあるとしたら、それは、人類の思考や歴史からの学びではないか」と、その記事にも書いてありました。

そして息子さんは、機械にはできない仕事とは何かという問い合わせてている。数千年に渡る人類の歴史によって、蓄積された英知と思想、倫理、文化や人間の理性、感情といった領域は、まだAIのアルゴリズムでは分析できない領域かもしれない。ただ、技術を学ぶことに留まらず、なぜ、技術を使うのか、その先に何を生み出したいのかという根源的な問いを自ら立てられるよ

うな教育が、これからますます重要になるだろうと書かれていました。

先ほど教育長もおっしゃいましたが、情報をとるツールとしてのタブレットの使い方ならいいのですけれども、子どもたちは本当に家に帰るとゲーム三昧、タブレットの勉強になると、そのタブレットを見てという、とにかく子どもたちの健康とか、それから体験の少なさとか、そういうものについて、もうちょっと話をしたかったのですけれども、また次回にお願いしたいと思います。

これからも、さつま町の教育について、「教育がこんな教育だったら、さつま町に住みたいな」というような教育ができるようなさつま町にしていけたらなと思いますので、これからもよろしくお願いします。

ありがとうございます。これで、終わります。

○新改 秀作議長

以上で、武さとみ議員の質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開は、おおむね2時40分とします。

休憩 午後2時30分

再開 午後2時40分

○新改 秀作議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次は、3番、豊山秀樹議員に発言を許します。

[豊山 秀樹議員登壇]

○豊山 秀樹議員

皆さん、どうもお疲れ様でございます。

議席番号3番、豊山秀樹です。本日、最後の質問者です。皆様、お疲れのところではござりますけれども、最後までどうかよろしくお願ひ申し上げます。

私は今回、農業に関連しまして、稲作に関する項目2点、それから、農業管理団体に関する項目1点、及び8月の豪雨の被災に農家に関する項目1点、合計4項目につきまして、質問させていただきます。

はじめに1として、加工用米について。令和7年産の加工用米については、令和6年産主食用米の買い入れ価格が高騰したことから、令和7年産も価格が維持されるとの見込みで、作付け面積が大幅に減少、前年対比で60%減少している。地元産の原料にこだわる製造業者からは、数量を確保することが困難との声も上がっておりまます。

こうした現状を受けまして、加工用米の生産性向上取組加算としまして、町単独の加算金を昨年の1万5,000円から5,000円引き上げた20,000円に、一反当たり引き上げる対策を講じられておりますけれども、面積拡大には至っておりません。

面積確保に向けた次年度の対策について、加算金のさらなる上乗せも含めまして、町長の見解をお聞かせください。

2としまして、WCS用稻の検査基準についてであります。

本町のWCS用稻の栽培につきましては、さつま町農業再生協議会を中心に、例年、耕作者を集めた説明会を実施し、栽培管理や経営所得安定対策についての説明を行っております。しかしながら、圃場の確認検査については、検査後、毎年のように検査に対するクレームが発生してお

ります。現場の職員は非常に苦慮しております、また生産者も疑惑を払しょくできない部分もございます。

国の指導では、検査基準についての明確な基準は示されず、地域農業再生協議会の判断にゆだねられているのが現状であります。

このような状況下、町としまして、統一した検査指針、若しくは検査基準を示す検査マニュアル等を作成することができないか、町長の見解をお聞かせください。

3番目に、農業管理センターの運営についてであります。

農業管理センターにつきましては、現在、町とJAとの共同出資、町が70%、JAが30%で運営が行われております。業務内容としましては、農業従事者に対する労災保険の窓口、農作業受託の取りまとめ、農作業受託料金の設定などを行っております。

以前は、農地の貸し借りに関する業務を主として行っておりましたけれども、現在、この業務は農地中間管理機構へ移行され、また農作業の受託についても、直接オペレーターへ依頼される相対取引が多く、管理センターの機能が低下しております。

また、以前の一般質問で農業公社への移行も提案されておりますが、隣接する市町村の公社の経営状況を踏まえ困難との判断に至っております。今後の運営管理について、町長の見解をお聞かせください。

最後に4番目、今回の8月豪雨水害における被災農家への対応についてです。

今回の8月豪雨により旧薩摩地区、求名・永野・中津川に被害が集中しております。特に、中津川地区においては、南方川の氾濫により水田に土砂・流木等が流入し、甚大な被害が発生しております。川の流域一帯では、種子糲の作付けがされておりまして約6.9ヘクタール、これは8月26日時点での被害でございますけれども、総体面積70ヘクタールの約10%程度に及んでいるというふうに考えます。

また、当地区は県の指定を受けており、次年度以降の種子糲の確保に影響が懸念されております。

現時点では、被害による収量減がどのくらいか確定はされておりませんけれども、被災された生産者は苦悩を抱えていると考えます。被災された農家への支援策について、町長の見解をお聞かせください。

以上4項目につきまして、町長の見解をお聞かせください。

[豊山 秀輝議員降壇]

[上野 俊市町長登壇]

○上野 俊市町長

それでは、豊山秀樹議員からの御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の「加工用米について」でございます。

今年度の水田作物の主な作付面積につきましては、昨年度と比較しまして、加工用米が40ヘクタール、飼料作物が18ヘクタール、WCS用稻が50ヘクタール減少し、主食用米が81ヘクタール逆に増加しているという状況にあります。

町内の農業者が生産する加工用米につきましては、ほとんどが北さつま農協で集荷され、令和7年産の加工用米につきましては、3社と販売契約を締結し、出荷予定となっているようあります。

この3社中2社につきましては、県内の需要者団体で米穀粉、いわゆる米粉でございますけれども、として購入予定であり、需要者団体の必要数量の出荷ができる見込みとなっているようあります。

また残りの1社につきましては、県外の需要者団体で清酒用、それから焼酎用として購入予定であり、需要者団体の必要数量に足りない出荷となる見込みであるとのことであります。

町の農業再生協議会におきましては、本年度、加工用米に対する交付額の引上げを行い、国・県・町の交付額合わせまして10アールあたり85,000円と、一番高いWCS用稻の交付額91,000円に次ぐ交付額にして対応しているところであります。

次年度の対策としましての作付け面積の確保につきましては、JA等の出荷団体は、例年、同じ需要者団体と販売契約を締結していますことから、他の需要者団体がどれだけの需要量を必要としているのか、出口対策を国・県にお願いしながら、町農業再生協議会として検討してまいりたいと考えているところであります。

また、加算金の上乗せ等につきましても、農業再生協議会で協議の上、国から交付される产地交付金の範囲内で上乗せできるかどうか検討をしていきたいと考えているところでございます。

次に、2点目の「WCS用稻の検査基準について」でございます。

WCS用稻取組については、5月に宮之城・鶴田・薩摩、それぞれの地区で説明会を開催し、取組の農家107名が出席され、肥培管理等についての説明会を実施しているところであります。

WCS用稻につきましては、全国一律の助成対象作物ですが、具体的な検査基準については示されておらず、検査は各地域の農業再生協議会の判断で実施されている状況にあります。

町の農業再生協議会では、検査対象の圃場も多いことから、農協職員や町職員の協力のもと検査を実施している状況でありますことから、検査前には、説明会や現地での目揃え会等を行い、手順や肥培管理についての見解の統一を図っておりますけれども、他の地域の農業再生協議会との見解の統一は図られていないところであります。

特に、入作で栽培されている圃場の肥培管理の判断につきましては、大きな相違があり、問題となっている状況もありますことから、国・県に統一した明確な検査基準を示していただくよう、引き続き要望してまいりたいと思っているところであります。

これにつきましては、私も農政課長時代に、非常にこの関係で苦慮したこともありました。これにつきましても、その度に国の農政省の九州鹿児島拠点の方にもお願いしながら、してきたところでありますけれども、なかなかこれが実現できなかったということもありました。

基本的には、この交付金の対象であることから、栽培者の方々には一定の基準については、しっかりと遵守していただくと、これが基本であろうと考えているところであります。

次に、3点目の農地管理センターの運営についてであります。

さつま地域農業管理センターの運営につきましては、町・JAの負担金と事業収入、それから、その他収入により平成6年度より任意団体として設立されているところであります。

現在、事務局は北薩地域振興局さつま庁舎内に有り、事務局長、事務局員の2名体制で業務を行っております。

業務内容は、地域農業の担い手の確保と育成、農作業受託業務、農地利用集積円滑化事業、傷害共済の手続きが主な業務となっております。

設立当初は、旧4町とさつま農業協同組合の負担により業務を遂行しておりましたけれども、JAの広域合併や平成の大合併による市町村の合併により、JA管内の市・町ごとに農業管理センターと農業公社の2つの機関が設立された経緯がございます。

業務内容のうち、地域農業の担い手育成の確保と育成につきましては、担い手育成総合支援協議会において、認定農業者や認定新規就農者へなるための申請書類の作成支援を行っております。

農作業の受託業務につきましては、相対を含む全体受託面積のうち農業管理センター経由での

受託は約30%で、年々減少している傾向にあります。

農地利用集積円滑化事業は、農業経営基盤強化促進法の改正によりまして、令和7年4月から農地利用集積円滑化事業が廃止となり、農業管理センターで利用権設定手続きを行うことが出来なくなり、農地中間管理機構に移行されたところであります。

現在の業務は、農作業の受託業務と傷害共済の更新手続きのみとなっています。

以上のようなことから、農業管理センターの機能が低下している状況にありまして、今後の運営管理につきましては、町・JA・受託者部会で組織する任意団体でございます、さつま地域農業管理センター運営協議会の中で、この在り方の協議・検討を進めているところであります。

次に、4点目の「8月豪雨災害」の関係でございます。

8月6日から9日にかけましての大雨につきましては、御指摘のとおり、中津川、旧薩摩地区を中心に連続雨量374ミリの雨量を観測しているところであります。

この大雨の影響で、道路や河川の損壊、耕地関係の被害が多数発生しており、特に、南方川の氾濫により、河川の護岸が決壊し、水田への土砂の流入などが局所的に発生している状況にあります。

また、中津川地区では、県の普通期水稻の種もみの採種地に指定され、その採種圃場も被害を受けており、現時点では、どの程度の収量減になるかは不明でございますけれども、今後、優良種子の供給に影響がでることが懸念されているところであります。

被災された農家の皆様方への支援策につきましては、任意加入の公的な保険制度である収入保険や水稻共済などを利用していただき、今後、収穫量等の状況を見ながら、来季の栽培につながるような対策が必要かどうか見極めながら検討していきたいと考えているところであります。

また、河川の災害復旧につきましては、去る9月4日に、鹿児島県知事宛ての要望書を北薩地域振興局の本田局長と、瀬戸口建設部長さんに対しまして要望したところであります。

内容につきましては、農地や農業用施設の早急な復旧支援や抜本的な河川改修の実施、復旧対策に係る十分な財源の確保等の要望を行ったところであります。

今後につきましても、被災された農家の皆様方の生産意欲が低下しないように、あらゆる機会を捉えながら、引き続き、これについては要望を行ってまいりたいと考えているところであります。

[上野 俊市町長降壇]

○堅山 秀樹議員

ただいま、町長より4項目についての答弁、見解をいただきました。

現在の状況を踏まえ、今後の対策あるいは方針等について、それぞれ答弁がありました。

それでは、ただいまの答弁を受けまして、関連した内容について1番から順次、再度質問をさせていただきたいと思います。

まず1番目の加工用米について、2点ほどお尋ねいたします。

1点目でございます。

実際に昨年の加工用米と、一般米、主食用米とでは、10アール当たりどれだけの収入に差があったかというのを試算してみましたが申し上げます。

品種を加工用米、一般米ともにあきほなみとしまして、収量は昨年、県の加工用米の収量基準一反当たり502キロで統一いたしました。加工用米の集荷業者の買い入れ価格につきましては、昨年の概算金をキロ単価、あきほなみ1等、2等が167円。それから3等で162円ということで試算をいたしました。

一方、一般米の昨年のあきほなみの概算金をキロ単価に換算し直しますと、1等でキロ当たり

440円、2等でキロ当たり436.7円、3等でキロ当たり426.7円となりますので、この価格を502キロ換算で試算いたしましたところ、一般米1等が昨年は22万880円、加工用米が1等、2等8万3,834円と、プラス昨年の交付金額8万円を足しまして、合計で16万3,834円となり、その差額が5万7,046円。3等米では5万2,870円の差となりまして、かなり加工用米が一般米より安くなつたという減少が起きております。

このことが今年の栽培面積の減少の大きな要因だと考えております。

また、昨年の集荷業者の買い入れ価格がまた低かったことも原因だと考えます。次年度対策としまして、加算金のさらなる上乗せとあわせまして、集荷業者の今年の買い入れ価格の上乗せも必要と考えますが、その点についてはどうのようにお考えでしょうか。

○山口 良浩農林課長

加工用米の件についてでございます。

町の補助金としまして、水田の作物加算の助成金、そしてまた、国・県の助成金等がございます。先ほども答弁にありましたWCS用稻に次ぐ、加工用米の補助金の上乗せを今年度行っているところでございます。

そしてまた、次年度の対策としましても、町の予算の範囲内、交付金の額の範囲内において、検討を進めていくということで考えているところでございます。

そしてまた、JA等の出荷者団体についてなのですが、今年も主食用米の価格が高いということです。当然、生産者の方々は高い方になったという考えは持っているのですが、JA等の出荷者団体については、加工用米の方もやはり主食用米と同様に高くて契約を行うような、そういう声も聞いているところでございます。

例年、同じ需要者団体と販売契約を締結していることから、その需要者団体が、その年、どれだけ需要量を必要としているか情報収集に努めながら、少しでも高い価格で契約ができるようにJA等の出荷者団体へ、これからも要請をしてまいりたいと考えているところでございます。

○豊山 秀樹議員

農協というか、集荷団体ですね。今年は、多分というか、春の加工用米の説明会の中で、昨年からすると100円ぐらい上げるというふうなことの話が説明会であったということありますから、そこは確実だろうというふうに考えます。

それを見込みますと、例えば、町長の答弁でもありました10アール当たり上限が85,000円、国が30,000円、県が上限35,000円、町が昨年より5,000円上乗せの20,000円の交付額というふうにありました。今申し上げましたように、集荷業者が昨年より100円上がるとしますと、267円になるのではないかという、キロ単価ですね。そうしますと、反収で計算をしますと21万8,500円ぐらいになるのではというふうに予想しております。

あと、加算金をあと5,000円上乗せできれば、そう一般米とは変わらないのではなかろうかと思いまして、状況によっては3等米よりは加工用米が高くなるのではないかと考えられますが、あと5,000円というこの金額についての上乗せはお考えではないでしょうか。

○山口 良浩農林課長

昨年度より今年の方は5,000円上乗せをしました。

そしてまた、ある程度、交付金の中でも調整しながら議員の方が要望されました、次年度に向けての検討ということで、加工用米の価格、そして主食用米の価格、それが今年の価格が決定して、次年度対策にどのように反映するか未定でございますので、それをもとに次年度の対策に努めてまいりたいと思います。

○豊山 秀樹議員

今、おっしゃられたことを一応、私もそのように考えます。

集荷業者への買い入れ価格の引き上げの要請や、それとあわせて、国・県への交付金の上乗せの働きかけも含めまして、今後の取組の強化を要請いたします。

つづきまして2点目でございます。

昨年、契約数量に満たない生産者が何名かございました。収穫後の契約数量の変更はできないかとの申し出がありました。

主な原因是、高温障害による収量減でしたが、生産者の中には、一般米やそれから自家用米を不足分として、出荷に充てられた方もいました。

契約数量の変更については、国の示す作況指標が低かった場合や、自然災害等による減収の場合に認められておりますが、昨年はこの制度を満たす要件に達していないとの判断により、また変更となりますと、集荷業者と販売先との契約変更も発生するなど手続き上、困難なことでもあるということで、数量の変更是実施されませんでした。

今後も、このような現象は起こると考えられますが、行政としての指導監督については、どのようにお考えでしょうか、見解をお聞かせください。

○山口 良浩農林課長

議員も御存じだと思いますが、加工用米の契約については、農協との直接契約でございます。契約の種類としましては、面積契約と数量契約の2つがございます。

面積契約は、主食用米とは別々の圃場で栽培・生産され、全収穫量の出荷が義務付けられているところでございます。

また、収量契約につきましては、主食用米と同じ圃場で栽培・生産し、主食用米と区分して保管・出荷いたします。

先ほど、議員が言われました主食用米を食ってでも加工用米の契約が発生しますから、「同じ圃場で、数量契約の中で補ってくださいよ」と、そういうことになつたと考えているところでございますが、その年の生産終了に応じた作柄変動による調整も可能となっているところでございます。

基準反収を下回った場合の対応としましては、面積契約には特にはありませんが、数量契約の場合は、契約数量になるまで、先ほど説明しました同じ圃場内の収穫された主食用米から収量補てんしなければいけないという規定もございます。

どちらの契約も注意点がありますので、農協と契約される際には十分な説明を農協から行ってもらうよう、また、変更基準等の説明に関しても、今後も引き続きお願ひしてまいりたいと考えているところでございます。

○豊山 秀樹議員

今ありましたように、数量契約にするのか、面積契約にするのか、あるいは、別の契約方法もあるというふうに、九州農政局の窪山参事官もおっしゃっておりましたけれども、これらを含め、何らか対策を講じる必要があると、これだけ高温障害による収量減が発生するとなれば、こういう現状を国・県につないでいただきまして、緩和措置ができるよう加工用米に関しての緩和措置ができるよう要請していただくように今、思います。

一応、ここで加工用米に関する質問を終わります。

つづきまして、2番目のWCS用稻の検査基準についてでございます。2点ほどお尋ねをいたします。

まず1点目、国のWCS用稻の検査基準については、主食用米と同様に適切な管理が必要とい

うことだけで、明確な基準が示されず、地域農業再生協議会の判断にゆだねられているのが現状でございます。

町長の答弁では、特に入作で栽培されている圃場が問題となっているということで、隣接する市町村との再生協議会との連携とか、検査の見解を調整するように提案したいとのことでございましたけれども、実際それが可能なのか、また調整するとしたらどのような形で調整するのか、例えば、どちらかの協議会に合わせるといったこういう方法をとられるのか、再度、お聞かせください。

○上野 俊市町長

先ほど回答でも申し上げましたけれども、非常に目ぞろいといいますか、基準の統一が非常に難しいところでございます。

国としましては、主食用米と同様の適切な管理をしてくれということでございますけれども、やはり現場サイドといたしましては、この判断というのが非常に難しいのは現実でございます。

先ほど申し上げましたように、私も農政課長時代に、この現場に行きながら「これは合格」、「これは不合格」という、その線引きというのが非常に難しいということは実感しているところであります。

そのようなことから、先ほど申しましたように、この鹿児島拠点の方にも統一した基準というのを作れないかということで要望しているのですけれども、なかなかそれが現実的にならないということであります。

また議員からもありましたように、他の協議会との統一した関係につきましても、基準的なところの協議はするのですけれども、実際その現場での判断となりますとなかなか難しいところがあります。

もうこれは議員も御存じかと思いますけれども、そのような状況でございますから、やはり今後も国・県に対しまして、本当に誰が見ても分かるようなそういう統一した基準を作つてもらうように、改めて要請していく必要があると考えておりますので、そのように御理解いただければと思います。

○豊山 秀樹議員

町長のおっしゃるとおりだと、私も現場にいた人間でございますから分かっておりますけれども、そういうふうにおっしゃるのですよ。あそこに生産農家の方が来て、「あんたたちがやっているのは甘い」とか、逆に「厳しか」とかですね。ある方は、こんなことを言われました。これは、実際です。「あなたたちは人を見てしてないか。」とかですね。本当にこんなことを言われまして、それに対して「私どももこうして、一生懸命目ぞろいをしながらやっていますよ。」と、「そういう方には、こうしてちゃんと注意をしています。」ということも言って、納得していただく、中身はもうこれ以上申し上げませんけど、そういうことを申し上げながら、現場の職員は本当に苦慮しているということを御理解いただきたい。ある意味、こういうふうにちゃんとした基準でいきますというふうに指針がないというのは、非常に難しいところだというふうに思いますけれども、ですけど、それでこのまま置いていくというわけにはまいりません。生産農家の不公平をなくすことが一番大切だと考えます。

しっかりとした指針基準を出してくださるよう、要請をいたします。

次に、2点目でございます。

WCS用稻の栽培要件では、隣接する圃場の耕作者の承諾書が必要でございます。それで、隣接する耕作者の承諾書の提出を行っていますけれども、隣接する耕作者より、WCS用稻の圃場管理、特に畦畔の管理、土手の草払いとか、そういうことに関して非常に苦情が多くなっており

ます。

栽培管理は、説明会などでも説明はしておりますけれども、畦畔までが要件と考えますが、今後の栽培管理の指導については、どのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

○山口 良浩農林課長

先ほどの検査基準、それと相まってのことにはなると思うのですが、栽培管理につきましては、国の経営所得安定対策等実施要項の規定によりまして、「近隣圃場の作物の品質や収量に影響を与えないよう配慮する必要がある」という項目も書いてございます。

畦畔、畔を含めた圃場全体での栽培管理であることから、畦畔の除草等につきましても説明会等の会議や転作確認の場で、皆様に周知を図ってまいりたいと思います。

○豊山 秀樹議員

今のことに関しましては、事務局の再生協議会だけでは非常に困難であると思います。連携を図りながら指導を行っていただければというふうに、また要請もしておきます。

WCS用稻につきましては、以上で質問を終わります。

つづきまして、3番目の農業管理センターの運営について、再度、質問をさせていただきます。

農業管理センターの運営費である本年度の負担金は260万円ということで、予算計上してございます。町が182万円、JAが78万円というふうになっております。

勤務体制については、事務担当の専属の女性職員が1名と、センター長1名。このセンター長につきましては、農業再生協議会と兼務というふうになっており、センター長については8割が再生協議会の業務を行っているというふうに考えます。

身分保障としましては、2名ともJAの臨時職員としての扱いではございます。町長の先ほどの答弁にもありましたように、これまで町とJAが一体となった組織運営がなされ、その機能的な役割が十分発揮されてきましたが、農業を取り巻く環境の変化により管理センターの機能が低下していると、「今後、センターの在り方について運営協議会の中で良い検討が必要あります。」というふうに回答いただきましたが、そこについては、運営協議会の中で、検討の中身については分かりませんけれども、事業中止あるいは、事業移管もあり得ると考えてよろしいのか、お聞かせください。

○永江 寿好担い手支援室長

管理センターの中止あるいは、事業移管についての質問かと思いますけれども、先ほどありましたように、さつま地域農業管理センターの中で、幹事会構成として、その中に受託者部会の方々も構成委員として入ってきていらっしゃいます。宮之城受託者部会、鶴田受託者部会、薩摩受託者部会ということで、31名の構成委員と現在なっております。その方々も含めて、今後、事業中止あるいは、事業移管も含めて、時代にあった組織運営となるために、今後の在り方について、協議・検討を進めてまいります。

○豊山 秀樹議員

今、回答いただきましたように、もし事業中止なり、事業移管となった場合、今ありました受託者部会、祁答院地区を含めますと42名というふうに聞いております。オペレーター部会、受託者のオペレーターですね。この方々がいらっしゃいまして、現在、受託者部会育成補助金ということで一人当たり4,000円を支部の活動費として予算の中から還元していると考えますけれども、こうなった場合、今おっしゃったように、こういう方々への対応というのは、もう一回、どう考えいらっしゃるか、この方々が一番、問題になるのかなというふうに私は思いますが、この方々への対応について、もう一回、すみませんけど、お答えを願います。

○永江 寿好担い手支援室長

先ほど申し上げましたように、基本的には、この協議会の中で受託者部会の会長さんも含めて、どのような対応をしていくかということで、機能低下、取扱いの面積等も減ってきている中で、見直しが必要ではないかというような質問であろうかと思思いますけれども、これについては、もし、仮にそういう状況になるのであれば、やっぱり受託者部会の皆様方の総意がなければ、事業中止あるいは、移管というところの了承まではいかないというふうには考えておりますけれども、先ほど申し上げましたように、協議検討の中で、どういう御意見が出るかをちょっともう一回、聞きながら進めていく必要があると思います。

○豊山 秀樹議員

今ありましたように、現況、受託者部会の支部の活動というのがほとんどないと、鶴田支部が年に1回会合を開いているというふうに思っておりまして、薩摩地区、それから宮之城地区に関しましては、ほとんど部会の機能をしていないというか、そこに一人当たり4,000円なのですけれども、前は5,000円がありました。それを4,000円に下げて、活動費ということで助成をしているのですが、果たしてこれが機能しているのかなと、十分思っておりまして、私どもが一番考えたのは、例えば、秋の収穫作業の取りまとめを今しておりまして、それを取りまとめてから各支部の支部長さんを集めて、その支部長さん方に、「今年は、こんだけ作業依頼がありました」というのを配布するのです。その中身は、ほとんど。この間も事務局に行ってちょっと調べたのですが、3ヘクタールぐらいしか刈り取りはないですよ。こういう実態の中で、オペレーターの方々に申し上げたのは、「少ないですけれども、もし、こうして天候不順があって、稻が倒れたりすれば、ここに依頼される方がいらっしゃいますから、その時は皆さん、力を貸してください。」というお願いをずっとしてきましたけれども、これがですね、本当、その方向性がこのまでいいのかなというふうには、私自身思います。最終的には、こういうことを言っていいのか分かりませんけれども、町長、それから組合長の協議で、最終的にそうなるのではなかろうかと思いますけれども、その方向性は、町長いかがでしょうか。

○上野 俊市町長

再度と言いますが、実態等をいろいろお聞きしましたので、改めてまたここについては、協議をしていきたいと思います。

○豊山 秀樹議員

分かりました。その方向性につきましては、受託者部会の会員であるオペレーターの納得ができるような結論となりますように要請をしておきます。

以上で、農業管理センターについての質問は終わります。

最後に、4番目でございます。

今回の8月の豪雨災害における被災農家への対応についてでございまして、1点ほど再度、質問をいたします。

町長の答弁では、今回被災された農家支援については、公的な保険制度である収入保険や水稻共済での補償と、町としての支援は、今後の収穫量等の状況を見ながら検討をしますというふうにございました。

種もみの生産者につきましては、県経済連と地元JAが協議して、何かしらの対策を講じるとの話は聞いております。町としては、検討ではなく支援を行うという考えはございませんでしょうか。再度、お尋ねいたします。

○山口 良浩農林課長

種もみ生産者だけではなく、被災された全ての米生産農家を含めた支援策の検討につきまして、経済連やJAも何かしらの対策を講じる。特に、種もみですね。そういうことがあれば、動向を

注視しながら、そしてまた、町といたしましては、今回の議会に提案しました災害工事等の予算の含めた形での支援のほか、昨年6月に緊急対策支援の補正予算をお願いしました梅の凍霜被害のような、前年度減収8割といった甚大な被害において、大幅な減収となれば、秋の収穫量を見ながら価格所得補償ではなく、肥料代等の助成といった次年度栽培生産に対しての緊急的な助成の検討も行っていかなければならないと考えているところでございます。

○豊山 秀樹議員

次年度対策も含めた形での答弁をいただきました。

実際、被災された農家さん、地域住民の方々は一刻も早い復帰を願っておられると思います。自分がそうだとしたら、「いつになるのだろうか」、「してもらえるのだろうか」というふうに不安を感じるところだと思います。この不安払しょくのためにも経過や進捗状況という、こういう情報発信を行っていただきたいと思いますが、その点はどのようにお考えでしょうか。

○山口 良浩農林課長

9月18日でしたか、6月の梅雨の豪雨関係の災害査定がございます。そしてまた、10月の中旬ぐらいには、今度は8月の豪雨災害時の国の災害査定がありまして、この場で災害の工事金額そして、災害の関係、そしてまた激甚指定等々の経過が進められるということでございます。

工事においては、先ほど町長も9月4日に知事の方にお願いしました。抜本改修等々の工事もお願いしました。そして、私たちの方は、今度の議会の方でお願いをして、国もそういう態勢を整えて、補助金を下ろすというような計画もあります。

そして、先ほど収量の関係は言いました。秋の収量どうなるか、8割減なのか、7割減なのか、そういう状況を見守りながら、生産者の方には逐次情報を提供していきたいと考えているところでございます。

○上野 俊市町長

今、担当課長から説明がございましたけれども、やはり被害等が発生して収入が減るということが度々発生いたします。豪雨災害等でありますけれども、やはりそうなった時のために、収入保険制度、それから水稻への共済という制度がありますので、やはりこれに加入していただくということが大前提だらうと、私は思っているところであります。

それ以上に、やはり大きな災害が出た場合については、町としても何らかの、次期作付けにつながるような対策というのは講じていきたいとは思っておりますけれども、やはり生産者の方々には、そういう最低限のことはしていただきたいなということが前提であります。

それから、この災害の関係等についても、もう大雨のたびにこの南方川、北方川については、越水をして田んぼ等に被害が出ている状況もございまして、先般の9月4日の要望の際につきましては、その局部だけの災害復旧事業ではなくて、それに改良を組み合わせた、局部的な改良も含めながらやってほしいということも強く要請してきたところであります。

このような対策を講じながら、やはり地元の方々に栽培意欲が低下しないような取組というの、やはり引き続きやっていきたいと考えているところであります。

○豊山 秀樹議員

9月4日に知事宛ての要望書も出されたということでございまして、水田だけではなく、この河川の改修、そういうことに関しましての抜本的なかさ上げとか、そういう取組を県・国に要望をしたということでございます。

今後も、復興復旧に向けた行政一丸となったさらなる取組を要請いたします。

以上を持ちまして、私の全ての質問を終わらせていただきます。

○新改 秀作議長

以上で、堅山秀樹議員の質問を終わります。

△散 会

○新改 秀作議長

以上で、本日の日程は全部終了しました。

明日は午前9時30分から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日は、これで散会します。

散会時刻 午後3時23分

令和 7 年 第 3 回 さつま町議会定例会

第 3 日

令和 7 年 9 月 10 日

令和7年第3回定例会一般質問

令和7年9月10日（第3日）

順番	(議席番号) 質問者	質問事項・要旨
6	(2) 上別府ユキ	<p>1 放課後児童健全育成事業について</p> <p>子どもが健やかに成長する環境の整備については、町内全ての小学校区に放課後児童クラブを設置し、子どもや保護者にとって安心できる居場所の確保と共に、共働き世代の働きやすい環境づくりに努めていくと令和7年度の施政方針で掲げている。そこで放課後児童健全育成事業について町長に問う。</p> <p>(1) 児童クラブを運営している場所が、災害時指定避難所と重なる施設が4か所ある。この対応についてはどのように考えているか。</p> <p>(2) それぞれの児童クラブでは、夏休みの過ごし方について、猛暑対策を考えながら工夫されている。</p> <p>町マイクロバス等を利用した夏休みの移動手段については、二、三か月前から計画的に予約しているが、その後に計画が出される映画鑑賞会等への参加が難しいところである。</p> <p>何か柔軟な対応は考えられないか。</p> <p>(3) 児童クラブは、夏休みの猛暑の時期や、冬休みの冷え込む時期に運営しているが、これからのこと考慮した支援は考えないか。</p> <p>2 気温表示板の設置について</p> <p>ここ最近の暑さは、「尋常ではない」猛暑の夏が続いている。今年8月13日は、「さつま柏原」での気温観測が全国上位を記録したと聞いた。</p> <p>また、冬場になると厳しい寒さになる地である「さつま柏原」の最低気温は、鹿児島県内で常に上位である。</p> <p>そんなさつま町に、交通安全対策、熱中症対策、気象情報提供などに大いに利用できる、気温表示板を設置する考えはないか。</p>
7	(4) 徳留和樹	<p>1 今後の農業対策について</p> <p>昨今の異常気象で、水不足や気温の高温化に加え、線状降水帯の発生等により、災害レベルの雨量による農業被害も出ている。</p>

順番	(議席番号) 質問者	質問事項・要旨
		また、本町で農業などに従事している方々に対し、農協と手を組み農業指導も含めて、今後、町として対策を強化する考えはないか。
8	(11) 有川 美子	<p>1 入湯税について</p> <p>町政における課題の一つとして自主財源の確保がある。令和5年度決算における自主財源は30.5%で、依存財源は69.5%だった。我が町が30年後も生き残るためにも自主財源確保に向けた議論と決断が必要な時期だと考える。</p> <p>本町の入湯税1人1日100円を、標準税率150円へ引き上げる是非について町長の考え方を問う。</p> <p>(1) 標準税率より低くしている理由と、入湯税を徴収している鉱泉浴場の施設数及び合計税額は。</p> <p>(2) 仮に入湯税率を標準税率まで引き上げた場合に考えられるメリット・デメリットは何か。</p> <p>2 学校施設の空調設備について</p> <p>気象庁のホームページでの発表によると、我が町の今年7月、日最高気温の平均値は33.5℃で、昨年同月の32.8℃より上がっている。</p> <p>町民から学校関連施設の空調設備設置について要望があり、井か質問する。</p> <p>(1) 小中学校の体育館へ空調設備を設置する考え方や計画はあるか。</p> <p>(2) 学校給食センターの調理場は調理中高温になると聞いているが、スポットクーラーでの対応だけで十分か。</p>
9	(13) 中村 慎一	<p>1 紫尾神の湯キャンプ場の今後の方針について</p> <p>紫尾神の湯キャンプ場の今後の取扱いに関して以下の点を問う。</p> <p>(1) 紫尾神の湯キャンプ場の現状と課題について、また当該施設への町の評価と価値について説明を求める。</p> <p>(2) 令和3年に定めた「個別施設計画」の目的及び正確について、また計画で定めた廃止施設、継続施設等の振り分け考え方について説明を求める。</p>

順番	(議席番号) 質問者	質問事項・要旨
		<p>(3) 鹿児島銀行の紫尾地区ローカルプランディングの報告内容の説明と、またこの中で神の湯キャンプ場等に対する評価・位置付けはどうなのか、さらにはこのプランディングを通してさつま町は何をしようとしているのか説明を求める。</p> <p>(4) 町政振興に当たって物産・観光やローカルツーリズム等によって交流人口を増やすことは大事である。紫尾温泉や周辺地区は一つの大変な資源だと思うが、今後の町の地域振興や地域経済・町民所得の向上に向けての総合的な振興策について紫尾地区の位置付けを含めて説明を求める。</p> <p>2 紫尾小学校廃校施設の今後の方針について 紫尾小学校跡の校舎利用について、先の業者選定の経緯、及び現在の状況と今後の方針について説明を求める。 また、これまで地元には経緯等の説明はされてきたのか。地域の関心は高い。途中経過について説明をされる考えはないか。</p> <p>3 福祉医療施設等への物価対策、人材確保対策等について (1) 町内の医療福祉関係の施設については昨今の物価・米価高騰・クラスター等の感染症対策など医療施設や福祉・介護・児童施設等では施設の負担が増え厳しい経営環境に置かれている。 また、利用者や在宅の高齢者等にも影響し、利用控え、食事の制限など厳しい状況になってきている。これに対する支援対策を独自に講じる考えはないか。</p> <p>(2) 医療介護施設における外国人雇用による人材確保については施設の運営において欠かせないところにあるようだが、これについては多額の経費を必要とされ事業所負担が大きい。これに対する支援を行う考えはないか。</p>

令和7年第3回さつま町議会定例会会議録

(第3日)

○開議期日 令和7年9月10日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議場

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（14名）

1番	岸 良 光 廣	議員	2番	上別府 ユキ	議員
3番	豎 山 秀 樹	議員	4番	徳 留 和 樹	議員
5番	橋之口 富 雄	議員	6番	古 田 昌 也	議員
7番	桑波田 大	議員	8番	武 さとみ	議員
9番	宮之脇 尚 美	議員	10番	柏 木 幸 平	議員
11番	有 川 美 子	議員	12番	川 口 憲 男	議員
13番	中 村 慎 一	議員	14番	新 改 秀 作	議員

欠席議員（なし）

○出席した議会職員は次のとおり

早 崎 行 宏	事 務 局 長	神 園 大 士	事務局長補佐兼議事係長
奥 平 一 樹	議 事 係 主 任		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

上 野 俊 市 町 長	角 茂 樹 副 町 長
中 山 春 年 教 育 長	富 滿 悅 郎 総 務 課 長
菊 野 祐 二 危 機 管 理 監	大 平 誠 総 合 政 策 課 長
小 野 原 和 人 行 革 推 進 室 長	垣 内 浩 隆 財 政 課 長
西 困 豪 紀 税 務 課 長	川 崎 里 志 ほけん福祉課長
内 村 千 鶴 ほけん総括監	久保田 春 彦 こども課長
山 口 良 浩 農 林 課 長	上 谷 川 征 和 森 づく り推進監
山 口 泰 徳 さつまPR課長	藤 園 育 美 教育総務課長
串 下 哲 也 学校給食センター所長	

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

△開 議 午前9時30分

○新改 秀作議長

おはようございます。ただいまから、令和7年第3回さつま町議会定例会第3日の会議を開きます。

本日の日程は、配布しております議事日程のとおりであります。

△日程第1「一般質問」

○新改 秀作議長

日程第1「一般質問」を行います。

一般質問は、一問一答方式となっております。質問時間は、答弁を含め60分とし、質問回数の制限はありません。

質問通告に従って、順番に発言を許します。

まず、2番、上別府ユキ議員に発言を許します。

[上別府ユキ議員登壇]

○上別府ユキ議員

皆さん、おはようございます。

本日、朝から雷や雨がさつま町に降り注いでいますけれども、この時期になると雨が降るたびに、お米も頭を下げていくのですけれども、生産者の農家もこれ以上雨が降ると倒れてしまうという不安で、今朝もそういう思いを抱きながらこの会場に向かってまいりました。

それでは、本日の一般質問を通告書に従い、行わさせていただきます。

まず、放課後児童健全育成事業について、子どもが健やかに成長する環境の整備については、町内全ての小学校区に放課後児童クラブを設置し、子どもや保護者にとって安心できる居場所の確保と共に、共働き世代の働きやすい環境づくりに努めていくと、令和7年度の施政方針で掲げています。

そこで、放課後児童健全育成事業について、町長に問います。

まず1番目、児童クラブを運営している場所が、災害指定避難所と重なる施設が4か所ある。この対応については、どのように考えていますか。

2番目、それぞれの児童クラブでは、夏休みの過ごし方について、猛暑対策を考えながら工夫されています。

町マイクロバス等を利用した夏休みの移動手段については、二、三か月前から計画的に予約していますが、その後に計画が出される映画鑑賞会等への参加が難しいところである。

何か柔軟な対応は考えられませんか。

3番目、児童クラブは、夏休みの猛暑の時期や、冬休みの冷え込む時期に運営していますが、これらのこと考慮した支援は考えられませんか。

大きな2番。気温表示板の設置についてです。

ここ最近の暑さは、尋常ではない猛暑の夏が続いています。今年の8月13日は、さつま柏原での気温観測が全国上位を記録したと聞きました。

また、冬場になると厳しい寒さになる地である、さつま柏原の最低気温は、鹿児島県内で常に上位であります。

そんなさつま町に、交通安全対策、熱中症対策、気象情報提供など、大いに利用できる、気温表示板を設置する考えはないですか。

以上で、1回目の質問を終わります。

[上別府ユキ議員降壇]

[上野 俊市町長登壇]

○上野 俊市町長

改めまして、おはようございます。

それでは、上別府ユキ議員からの御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の「放課後児童健全育成事業について」でございます。

現在、放課後児童クラブと、指定避難所が重なる施設につきましては、山崎交流館・鶴田中央公民館・柏原地区集会施設ほたる館・薩摩農村環境改善センターとなっているところであります。

これらの施設につきましては、避難所開設が決定した段階で、各放課後児童クラブの運営者を通じまして、LINE等で保護者への連絡を行っていただいているところであります。事前の閉鎖予告や、児童クラブ開設中における急な避難所設置の場合につきましては、保護者による速やかな児童の引き取りをお願いしているところであります。

このことにつきましては、「児童クラブ入会決定通知書」の中でも、自然災害時は、学童が閉鎖になることを記載しながら、保護者の理解をお願いしているところであります。

次に、2項目の「町のマイクロバス等を利用した夏休みの移動手段について」の御質問でございます。

公用バスの利用につきましては、基本的に、予約は利用日の前々月末までに行うこと、また、同一団体の年度内使用回数は2回までであることについて、児童クラブの管理者には通知し、早めに予約していただくようお願いしているところであります。

ただ、これらの規定にかかわらず、特別な事情等により、急な利用が必要になった場合におきましては、予約の空き状況等により、柔軟な対応を行っている場合もあるところであります。

なお、やむを得ず、公用バスの利用ができない場合につきましては、各児童クラブで対応していただくようお願いしているところであります。

次に、3項目の「夏休みの猛暑対策、冬休みの冷え込み対策」についてであります。

各児童クラブにおきましては、子どもたちの健康と安全を守る上で、特に猛暑対策として、古田議員の質問でもお答えしましたように、遮光ネットやミストなどの設置によりまして、熱中症対策を行っていただいているところであります。

これらの施設の環境整備につきましては、先ほども申し上げましたが、補助事業等の活用により整備を行っていくことと同時に、町独自の猛暑対策等も検討してまいりたいと考えているところであります。

次に、2点目の「気温表示板の設置」に関する御質問であります。

議員御指摘のとおり、近年は夏の猛暑や冬の厳しい寒さは、町民の皆様の健康や生活に大きな影響を及ぼしてきており、夏場の熱中症や冬場の路面凍結による事故防止は重要な課題であると認識しております。

現在、町におきましては、防災行政無線での定時放送をはじめ、町公式LINEやメール配信サービスなどのデジタル媒体を活用するなどしながら、気象情報をリアルタイムに発信する体制を整えているところであります。

御提案の気温表示板の設置につきましては、住民に気温や注意喚起を「見える化」ができる有効な手段であると考えておりますけれども、設置や維持管理にかかる経費等、長期的な財政負担や、限られた設置場所での周知効果という観点から、設置にあたりましては、非常に課題が多いと考えているところでございます。

[上野 俊市町長降壇]

○上別府ユキ議員

御回答いただきました。

それでは、2回目以降の質問に入りたいと思います。

まず、児童クラブを開所している公民館などが、災害避難所開設になった場合に、児童クラブは休止になるという旨の同意が交わされているということですが、もし、避難生活が長期になった場合は、どのように考えていらっしゃるのですか。

先ほど、町長の方から4か所あるということでしたが、お手元のタブレットの方に、山崎・鶴田・改善センターのにじいろ学童・そして柏原のほたる館の住所と場所が記載しております。

○久保田春彦こども課長

ただいまありましたように、避難所が長期化した場合の対応。また、夏休み、冬休みなど、児童クラブが開設中に急な避難所設置等があった場合とか、その対応につきましては、児童クラブ利用者と、避難者が利用される部屋の区分をすることで、対応してまいりたいと考えております。

今4か所のうち、山崎学童クラブが山崎区交流館、にじいろ学童が薩摩地区農村環境改善センターということで、この2か所につきましては、現時点におきましても児童クラブ部分と、避難所部分というのはすでに区別されておりますので、そちらで対応できるということ。

それと、つるだ学童クラブが鶴田中央公民館と、あさひ児童クラブが、柏原のほたる館となっておりますが、これらの施設につきましても状況により、児童クラブ部分と避難所部分は部屋を区別をするとということで、これは施設側との協議が整っているところでございますので、臨時の対応として、臨機応変に対応していきたいと考えております。

○上別府ユキ議員

4施設のそれぞれの対応ということで、考えていらっしゃるということでしたが、確かに、改善センターは部屋がたくさんありますし、それから、山崎もそれぞれ対応できるような施設になっていると思います。

鶴田の中央公民館におきましても、現在借りていらっしゃるところ以外に2階とか、いろんな状況で借りることはできるかと思いますが、柏原のほたる館については、厳しいところがあるのではないかなど考えますので、今後、より一層の慎重な対応をお願いしたいと思います。

次の質問に入ります。

町マイクロバスの利用についてですが、まず、それぞれの児童クラブでは、年2回の計画的な利用が可能ということでしたが、その計画的な利用でどのような場所に移動するために各児童クラブは利用されていますか。

○久保田春彦こども課長

現在の利用状況を見てみると、温泉プール・鶴田ダム・きららの楽校などの利用が多いというところでございます。

○上別府ユキ議員

温泉プール・鶴田ダム・きららの楽校、町内の施設を利用して移動に使っているということでした。これ以外に、それぞれの児童クラブに話を聞いてみると、町外の少年自然の家とか、それから、それに類似するようなところに行って、一日体験学習をしたりとか、そういう形で夏休みの間、ずっとその施設の中に閉じ込めておくという考え方ではなくて、いろんな体験活動をしながら、子どもたちに長期休みを過ごしていくという工夫をそれぞれがされているようでした。

そこで、町のマイクロバス利用について、もう一つ伺いますが、二、三ヶ月前から予約を必要としているのはなぜですか。

○垣内 浩隆財政課長

町が保有しておりますマイクロバスにつきましては、さつま町公用バス管理及び使用に関する要綱に基づき、管理をしているところでございます。

この運行に関しましては、さつま町シルバー人材センターと、労働派遣契約を締結し、6名の運転手により運行しているところでございます。

この運転手の配置の計画があります。そういったことから、利用希望日の前々月までに予約をお願いし、利用される前日の中頃までに運行計画を作成し、運転手に配布をしているといった状況があります。

そういったことから、2か月前の予約ということで、お願いをしているところでございます。

○上別府ユキ議員

ありがとうございました。

どうしても計画を立てるのに間に合わないような状況があった場合に、さて、児童クラブではどう考えるかというところなのですけれども、まさに子供向けのイベントの場合、各児童クラブが1日1台という形で借りるのではなくて、各児童クラブを巡回して、移動する児童たちを乗り合わせて利用できるという方法は考えられないですか。

○久保田春彦こども課長

各児童クラブ間において、同日における時間差での利用や、乗り合わせ等による対応については、公用バス利用において、より効率的な利用方法でありまして、それぞれの児童クラブにおいて、そのことが可能であるとすれば、各児童クラブに対し、積極的に協力を呼び掛けていきたいと思っています。

○上別府ユキ議員

そのように、前向きな柔軟な対応をお願いしたいと思います。

次の質問に入りたいと思います。

それぞれの児童クラブでは、夏休みの間は、早朝や夕方に外遊びを取り入れたり、先ほど町長がおっしゃいましたように、遮光ネットで日陰をつかったり、シャワーミストを利用したりして、猛暑対策を工夫されているところです。しかし、一日中クーラーが必要です。

冬休みの期間中も暖房は欠かせません。子どもたちの快適な居場所となるように、是非、児童クラブに支援をお願いしたいところです。

補助事業の活用により整備を行っていくと同時に、町独自の猛暑対策を検討するということですが、是非、実行していただきたいものですが、具体的にはどのように考えていらっしゃいますか。

○久保田春彦こども課長

特に、猛暑対策につきましては、今年度、非常に気温の高い日が続きましたので、部屋の中で過ごした時間が長いということもありまして、電気料に対する支援ができないかということで考えておりましたけれども、今年度、国が、熱中症予防対策としまして、7月から9月分の電気料の減額の措置をするということもありましたので、その対応については、今回、見送ったところでございます。

今後につきましては、先ほどありましたように、遮光ネット等の整備に係る費用等につきまして、各園が取組をされておりますので、その内容等も確認をしながら、どのような方法がいいのか、来年度に向けて検討をしてまいりたいと考えております。

○上別府ユキ議員

御回答いただきました。

是非、前向きに検討していただきたいと思います。

この児童クラブについてですが、全体的に年間の利用者はどういう状況になっていますか。

○久保田春彦こども課長

利用者の状況につきましては、年々増加傾向にありますと、令和6年度の町内の児童クラブの利用者数につきましては、年間で延べ33,800人ほどとなっているところでありますと、前年度に比較しますと2,200人ほど延べ人数で増加しているという状況でございます。

○上別府ユキ議員

そこで、この児童クラブの全国の状況も含めて考えていきたいというところなのですが、子ども家庭では、交付金で令和5年度で使われなかった不要額が子ども子育て支援交付金全体で341億円。子ども子育て支援施設交付金全体で約34億円の不要額が発生していると公表しています。この不要額はおおむね5割が、放課後児童クラブに係る不要額であると発表しています。そのため、それを減額して、令和7年度は予算額が減っていると言っています。放課後児童クラブに入所している子どもは、全国で146万人。公立学校に通う1年生から3年、4年生までの約40%が通っていると発表しています。

それは、年々増加しているそうです。鹿児島県でも平成28年度の登録者が1万7,673人だったのが、令和5年度には2万5,467人になっているということです。どんどん増え続ける利用者に対して、公的支援の必要性というのは、増加していくかないとならないのに、予算が減っていきます。

児童クラブの一般的な認識として、子どもたちを1日のうち2時間から3時間ぐらい見てもらえるところぐらいに思われがちです。

ところが子どもの安全を守りつつ、それぞれの年齢や発達を踏まえて、遊びや生活を楽しめる環境を補償しつつ、安心できる人間関係を築いていく場所でなければなりません。それはまた、保育園やこども園、または学校とは違った意味で難しいところがあるのかもしれません。

ある意味、学校は行かなければならぬところ、児童クラブは子どもたちにとっても、共に働き続けていらっしゃる保護者にとっても、必要な人にはなくてはならないところです。

さつま町では、各小学校区に児童クラブが設置され、量的な部分は確保できましたが、質の向上については、まだまだではないでしょうか。子どもの数は減っていくので、新たな施設は作らないというのであれば、質的向上のために県や国の補助を取りにいく姿勢でどんどん調整していくことを要請したいと思います。

県の補助には、児童クラブ利用料支援というのもあるそうです。今後、放課後児童健全育成事業については、これからも質問をし続けるということで、この質問については、これで終わりたいと思います。

次に、温度表示板というものについて、質問したいと思います。皆さんのお手元のタブレットに温度表示板とはなにかということで、表示をさせていただいている写真があると思うのですが、1番目と2番目です。

冬場の寒気の頃、町内の道路を走行すると、道路の脇に融雪剤の袋があちこちに置かれているのを見ます。「ああ、さつま町は凍結しやすい道路が多いのだ」と、実感します。

そういうところに温度表示板があれば、スリップ事故防止の交通安全喚起につながると思いますが、いかがですか。

○菊野 祐二危機管理監

御提案の気温表示板につきましては、視覚的な情報提供による注意喚起の効果が期待されると考えているところでございます。

一方で、設置にあたりましては、いくつかの技術的、制度的な課題もございます。例えば、気

温を公的に表示する場合には、気象業務法に基づく、気象庁への届出が必要となる場合もございまして、使用する気温センサーにつきましても、気象庁の検定済みである機器を用いることが求められるなど、一定の基準を満たす必要がございます。

また、表示される気温が必ずしも路面の凍結情報を正確に反映するものではないことから、交通安全上の注意喚起としましても、実効性についても慎重な検討が必要と考えております。こうした点を踏まえ、現時点では設置は難しいと考えているところであります。

○上別府ユキ議員

理解しました。

それでは、次の熱中症対策の方向からの気温表示板ということで質問したいと思います。

気候変動適応法の全面施行により、2024年4月から熱中症対策の強化が盛り込まれましたが、本町として、その具体的対策はどうなっていますか。

○内村 千鶴ほけん総括監

今、御指摘がありましたとおり、熱中症対策の強化のため、気候変動適応法が改正されまして、令和6年4月1日に全面施行されております。

その中におきましては、熱中症の危険が高い場合に、国民に注意を促す熱中症特別警戒情報の法定化や、その発表期間中における暑熱から避難するための施設の開放措置等の仕組みの創設が措置されております。

これを受けまして町としましては、環境省熱中症予防情報サイトにおける暑さ指数が35以上と発表される熱中症特別警戒アラートを注視しまして、前日や当日において、予測された場合に運動・外出・イベント等の中止や延期を検討・推奨することなどについて、防災無線等を通じて町民の皆様に周知・啓発を行っていくこととしております。

また、本町におきましては、令和6年7月に暑さから身を守る場所として、クーリングシェルターを役場本庁及び各支所に設置しまして、広報・お知らせ版等において、周知を行ったところであります。

また、本年の7月16日におきましては、日本郵便株式会社の町内11郵便局におきまして、気候変動適応法に基づく、指定暑熱避難施設にかかる協定を締結いたしまして、全てのクーリングシェルターにおいて、目印となるのぼりを設置したところであります。

○上別府ユキ議員

御回答いただきました。クーリングシェルターという言葉が町民の間で少しづつ耳に馴染んできておりますし、あののぼり旗が町内各地にひるがえっているところを良く目にするようになりました。少しづつ対策が進んでいるところを感じるところです。

そこで、救急搬送での熱中症疑いの件数というのは、今、どのようになっているでしょうか。

○内村 千鶴ほけん総括監

町消防本部の情報としましては、令和7年度は8月末現在で23件となっております。令和6年度の8月末時点は27件でありまして、昨年度と比較すると、わずかではありますが、減少している状況であります。

○上別府ユキ議員

少しではあるが、搬送者が減っていると。対策が少しづつ浸透しているのだろうかというところを感じるところですが、次の質問ですが、熱中症弱者と言われる子どもの対応というところを考えてみたところです。

各学校を回ってみたのですが、各学校では、暑さ指数計などを使い、それぞれ工夫されているようです。

その日の朝と昼に暑さ指数を測定して、外活動や外遊び、体育館での活動などに利用されているようです。

熱中症対策も遮光ネットの活用やミストシャワーなどの活用で対策されているようでした。

また、運動会の開催も練習時期から暑さを避けられる日程を考えてあります。10月後半で開催されるところが4校、5月、6月で開催が済んでいるところが3校ということで、本当に暑さの時期を避けているというところがよく見えています。

学校の対策として気が付いたのは、熱中症の弱者と言われる子どもたちに、暑さに気づくこと、それから見える化に力を注いでいるなど感じました。お手元のタブレットの3番目と4番目なのですけれども、決まったところで暑さ指数計を観測し、決まった時間、決まったところでしている様子と、それから子どもたちに暑さ指数が分かるように、玄関だったり、体育館の入口だったりに掲示しているところを垣間見ました。

それぞれで工夫しているなというところを感じるところです。

町民に対しても、熱中症予防への注意喚起に向けた見える化のための温度表示板を、宮之城鉄道記念館前、ゆくゆくは観光案内所になるのかなと思っているのですが、そういうところとか、宮之城運動公園入口とかに設置できないでしょうか。

○内村 千鶴ほけん総括監

町民の皆様に対する熱中症予防の注意喚起についてましては、今、お話しがありましたとおり、子どもたちについては、学校・保育園とか、様々なところで取組を行っていらっしゃいます。

また、本年6月からは、改正安全衛生規則が施行されたことにより、職場における熱中症対策の強化について、事業者に義務付けられたところでもあります。

このようなことから、あらゆる分野における注意喚起が今後も必要となってまいります。情報発信につながる見える化につきましては、現在の気温などの情報も重要ではございますが、熱中症を予防するという観点からテレビなどの報道等や環境省のホームページ、またLINEでの通知というのも現在ございますので、そういったものの予測値により、一人一人が早めの対策を行っていただくことが、より重要であると考えております。

このようなことから、気温表示板の設置の必要性と費用対効果という面からは、現時点におきましては、難しいと考えているところであります。

○上別府ユキ議員

昨年の9月議会で、同僚議員から熱中症対策の質問がありました。それに対して、状況に応じた適切なそれぞれの対応をという、個人の対応ということが主であった回答だったと覚えております。

本年は、クーリングシェルターを郵便局などにも協力をいただき、涼みどころという意味で広がりを見せているようです。

私が今回、温度表示板を提示したのは、何かほかにできることはないかと思い、町民の方々との語らいの中からもたらされたひと言でヒントを得たものです。発想の転換です。

上からの施策の実行だけではなく、他の市町村のやっていない何か、そういう考え方の一助になればと思い、本当にささやかな一般質問です。

大きな課題を一方方向だけから考えるのではなく、我がまちらしさを表現できること、それは鹿児島県の中で夏一番暑く、冬は厳しい寒さをアピールすることで売りにする。違いを強調することが、今の時代に対応できると考え、質問しました。

担当の課と事前調査をしながら、この質問は取り下げてもいいかなと考えたところでしたが、却下されても、こういう発想の質問があつても良いのではないかと考え、今回は質問させていた

だきました。町長どうでしょうか。こういう発想の転換、こういう考え方、まだまだ掘り下げは足りませんが、最後にひと言、お言葉があればいただきたいと思います。

○上野 俊市町長

熱中症対策、それからこの温度計等の議論があつたところでございますけれども、今こういう昨今の非常に暑い日が続いておりまして、日々、全国各地におきまして35℃以上の暑さが観測されているところであります。

議員がおっしゃいましたように、そういう視点から質問したということでありまして、町民の皆様方がそういう形で要望を出されているということを捉えての御質問だらうと思っておりますので、ここについては、しっかりとそういう御意見があつたということは受け止めながら、必要な対策は講じていきたいと思っておりますけれども、先ほど来ありますように、なかなか、いろいろ厳しい条件等もございますので、それに代わるものはないかということで、先般もいろいろと検討したところもありました。

今、ダムの表示版等にいろいろな行事等も表示されたりしておりますけれども、ああいうのが使えないかということで、ダムの方にも話をしましたが、あれにつきましては、やはり事前の登録が必要だというようなことから、あそこではリアルタイムに出すことは難しいというような状況等もあったところであります。いろいろな対策ができないかというのは、今後も引き続き検討はしていきたいと思っているところであります。

○上別府ユキ議員

以上で、本日の一般質問を終わります。

○新改 秀作議長

以上で、上別府ユキ議員の質問を終わります。

次は、4番、徳留和樹議員の発言を許します。

[徳留 和樹議員登壇]

○徳留 和樹議員

改めまして、おはようございます。

本日、大変短い一般質問になるかと思いますが、農業従事者、また地域の方々から御貴重な御意見を伺いましたので、質問をさせていただきたいと思っております。

それでは、通告書に従い質問させていただきます。

今後の農業対策についてであります。

昨今の異常気象で、水不足や気温の高温化に加え、線状降水帯等の発生により、災害レベルの雨量による農業被害も出てきている。

また、本町で農業などに従事している方々に対し、農協と手を組み農業指導を含め、今後、町として対策強化をする考えはないか、お聞かせください。

[徳留 和樹議員降壇]

[上野 俊市町長登壇]

○上野 俊市町長

それでは、徳留和樹議員の「今後の農業対策について」の御質問でございます。

個別に質問が出ておるようでございましたが、「渴水対策」の関係等についてでございます。

本年の九州南部は、平年より14日早い5月16日に梅雨入りし、また、平年よりも18日早い6月27日に梅雨明けしたものということであったところでございます。

日本列島各地におきまして、先ほど来ありますように、最高気温が35℃以上の猛暑日が連日のごとく続いている状況下にあります。

このことによる、熱中症などの健康被害、加えまして農作物などの渴水、高温による水稻作物等への影響が、各地域で取り上げられているのが現状であります。

九州南部においては、6月27日以降、8月6日までの41日間のうち、降雨を観測した日は12日で、総合して111.5ミリと、期間内でかなり少ない降雨量となっているところであります。

さつま町におきましても、一部の地域で農業用水路の確保が困難となり、非常に苦労されているという声も聞いたところであります。

今後の渴水対策につきましては、農業団体や関係機関と連携をとりながら、必要に応じて、ポンプや機材の増設補助など、あらゆる手段で対応しながら、また、非常時における対応としては、渴水対策本部会議を設置して、対応策を協議していきたいと考えているところであります。

渴水の際には、農家の皆様には、取水調整への御協力をお願いすることもあるうかと思っておりますが、農業生産への影響を最小限に抑えられるよう努力してまいりたいと考えているところであります。

「農業用水路の老朽化対策について」でございます。

さつま町内における耕地面積のうち、田の耕地面積の割合は約68%でありまして、この水田全体に供給される水路など施設の今後の維持管理が喫緊の課題となっているところであります。

近年の異常気象により、高温による渴水被害、また、線状降水帯の発生やゲリラ豪雨などによりまして、予想もしない多くの雨量が短時間で降り、農地・農業用施設も大きな影響を受けているところであります。

現在、施設の管理につきましては、多面的機能支払交付金や中山間等直接支払い交付金等の国の助成制度を利用しながら、大部分が活動組織や受益者により、施設等の維持管理をされているところであります。

しかしながら、この制度につきましては、年間計画に基づき、事業実施されていますことから、災害時等における緊急的な資金捻出は困難であると考えているところであります。

それから、「水路等の現状把握」についてでございますけれども、これまで県営で設置した施設につきましては、事業管理計画に基づき、計画的に更新整備を進めていますことから、現状把握できているところではございます。

しかしながら、それ以外の施設につきましては、多面的支払交付金や中山間等直接支払い交付金等にて、活動組織や受益者で維持管理されているところであり、ここまでは把握できていないところであります。

しかしながら、昨今の気象状況や老朽化による施設の被害は、増えると予想されております。本町といたしましては、これまで同様に被害発生の際に現場を確認し、緊急的な復旧が必要であれば、町の単独補助制度を利用していただくようお願ひいたしているところであります。

次に、「営農指導員」の関係等についての御質問であります。

本町におきましては、営農専門指導員を設置してきたわけでございますけれども、昨年、園芸と果樹の2名が退職されまして、今現在、不在となっている状況にあります。

後任の営農専門指導員については、昨年度後半より県農政部に要望いたしているところであります、その必要性につきましては、町民の方々からもお聞きいたしているところであります。これにつきましては、今後も引き続き、設置に向けて関係機関等に要望、声を上げてまいりたいと思っているところであります。

最後に、「高温対策」の関係等で、ハウス施設の関係について、御回答させていただきます。ハウス施設の高温対策につきましては、作物の生育不良や品質・収量の低下を防ぎ、農業者

の熱中症リスクの軽減を図る上でも重要であります。

現在、町の単独補助事業の農産物生産振興対策事業で、自動開閉装置やヒートポンプ、遮光ネットなどの補助を対象としているところであります。

畜舎の関係につきましては、畜舎に現在、高温対策としての町単独補助事業等はございませんけれども、今後、畜舎の換気や送風、遮熱などの対策、それから既存の防疫対策を含めた環境整備などに対する助成制度も検討を進めていきたいと考えているところであります。

[上野 俊市町長降壇]

○徳留 和樹議員

御回答いただきました。

昨今、天気予報等の精度向上により、線状降水帯、台風予測など正確になってきており、避難所等の開設や、住民の方々の備えの準備が迅速に行え、また農家の方々も対策等の事前準備が早めにできているのではないかと感じます。

週間天気予報も2週間予報など、長期にわたる予報が見れるようになってまいりました。良い反面、先の天気が場合等、農業者にとっては渇水等の不安があるかと思います。本年は梅雨明けも早く、梅雨明けから8月上旬まで晴れた日が続き、本町でも一部渇水があったと、聞いております。

ポンプ等で水揚げを行った方々もいたと聞いております。

そこで、2つ目の質問ですが、河川等からの水の取り入れ許可が難しいと聞いているが、渇水等になった場合に手続き等の対応は行ってもらえるか、お聞かせください。

○山口 良浩農林課長

河川からの農業用水を取水するにあたり、河川管理者の占用許可が必要になってきます。

申請から許可までは長期間を要します。条件を達成するなど、段階を踏む必要があります。原則申請は、各個人で行うこととなっており、町としましては、代行申請は行っておりません。

しかしながら、各個人より町へ問合せがあった場合、申請先や申請方法等について、御相談・案内を現在行っているところでございます。

○徳留 和樹議員

御回答いただきました。

手続き等大変難しい部分もあると思いますので、町の方で補助というわけではないのですけれども、ちょっとお手伝いしていただきながら、手続きの準備が整えられるように、今後、さつま町としては、河川もたくさんありますし、渇水になる可能性というのはそこまで高くはないのかなとは思っておりますが、今後、そのような対応が必要な時には、町としてもお手伝いいただければと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

次の質問ですが、また渇水対策を行っている市町村では、補助限度額等を定めて対応されているようですが、本町としては渇水等になった場合に、どのような対策を行っていくのか、お聞かせください。

○山口 良浩農林課長

渇水になった時の対応ということでございます。

近年では、毎年のように猛暑が続いており、これから先、渇水災害も懸念されるところでございます。現在のところの対応としましては、具体的には示されてはおりませんが、異常な渇水時期には、町としまして、渇水対策本部を設置し、その中で、圃場の渇水地域と農産物被害に関する情報の収集、町が保有する地下水源やダム、ため池、井戸などの水源を融通し、水の活用、調整、水の無駄遣いを防ぐため、水の配分時間を決める番水や水路の見回りを各生産者において、

強化のお願いをする。排水路や井戸からのポンプアップ、沢からの導水、近隣用水からの臨時的取水と代替えとなる水資源の確保を図る等の協議を行いながら、農家への周知を図っていくという計画をしております。

また、対策本部により、国交省・農水省が保有している排水ポンプ車や散水車の依頼を行い、農地への灌漑用水を供給する支援の要請も行うなど、対策を行っていきたいと考えているところでございます。

○徳留 和樹議員

御回答いただきました。

大変、迅速な対応をしていただけるのではないかと期待をしているところであります。

また、農家の皆様からは、ポンプで汲み上げる機械がないという声も聞くところではありますが、国交省からの借り入れができるということで、また農家の皆様には一つ安心材料なのではないかなと思っておりますので、今後とも、もし渇水になった時等は、対応のほどよろしくお願ひいたします。

次の質問に移りますが、農業用水路等の老朽化についてです。

農業用水路や新田等の法面や水路の老朽化が多くなってきてているように感じます。稻作等につきましては、大変、水が必要であります。先ほど渇水の問題とはまた違いますが、水があるのに老朽化し、大雨等で崩れ、水が確保できないという問題が起こり得ると思います。

農業従事者としましては、崩れてからの迅速な災害復旧も大切ではありますが、事前に把握しておくことで、未然に防げる可能性はあるのではないかと考える。

そこで、国・県と連携をとりながら、災害発生前に地区等の聞き取り、事前視察等を行う考えはないのか、お聞かせください。

○山口 良浩農林課長

全体的な災害発生時の事前調査や聞き取り調査は、実施いたしておりません。

しかしながら、過去にあった災害箇所、復旧工事を行った箇所等の見回り、状況把握の確認は日頃から行っているところでございます。

また、災害が発生した場合には、農家の方や受益者の方々から連絡をいただいた際、現場へ出向き、湧水の確認や農地の状況及び水路の損傷状況等確認を行って、必要に応じまして、町単の補助事業の活用をお願いし、皆様に事業を行っているところでございます。

○徳留 和樹議員

地域の方々によっては、「ちょっと崩れそうなところがあったり、老朽化しているところがあるのだけれども、なかなか見に来てくれないよね」という話もあったりして、今回、質問させてもらったところなのですけれども、しっかりと見回りをされて、災害が出そうなところを把握されているということなので、また自分の方からも地域の方々に声を掛けていきたいなと思っています。

次の質問ですが、用水路等の維持管理であります。

担い手不足等もあり、今までのように維持管理が難しくなってきます。担い手、人手不足の中では、地区においては、今後の担い手不足などを考え、多面的機能支払交付金・中山間等直接支払交付金等の資金で、日当払いを行いながら5年後、10年後に向け、各地区の担い手が不足した場合に作業委託ができるように計画を立てている地区もあると聞きます。

今後、作業委託をしなければならない場面が多くなってくると思うが、多面的機能支払交付金・中山間等直接支払交付金以外に、本町として、対策の考えはないか、お聞かせください。

○山口 良浩農林課長

農業用施設の老朽化による維持管理についてでございます。

担い手・人手不足等により、農業者の方々は、大変苦慮されているところでございます。現在、議員が言わされたように、中山間等直接支払制度や多面的機能直接支払制度において、農地や農業用施設等維持管理されているところであります。

それ以外については、農地保全等についての町単独補助制度を活用していただいているところでございます。

今後においては、今ある制度の中で、中山間集落協定において、現在、地権者50%、協定50%の配分率で交付されておりますが、この配分率は、中山間制度の制定時から変わらない集落協定が多数ございます。地権者においては高齢になり、農地の耕作や管理作業も困難になっているのが現状であることから、そのような状況に合わせて配分率の見直しを行ってもらい、地権者の部分を少なくし、協定への配分の増額をはかり、議員の言われる業者委託のような費用の捻出、施設の補修工事に利用してもらえることも考えられます。各集落協定の活動組織において、このような対策をとってもらえばというふうに考えます。

また町としましても、中山間等直接支払制度や多面的機能支払制度の交付金の増額について、国に要望していきたいと考えているところでございます。

○徳留 和樹議員

中山間等直接支払交付金等もほとんどが50%・50%という割合で、地権者と耕作者とというところが多いかと思います。

自分たちの地域でも農道の草払い、用水路の作業など、地権者にも出てきてくださいという呼びかけを最近するようにはなってきたのですけれども、なかなか地権者の方々も高齢になってこれからしていく、なかなか出てこられないというところも多く出てくるようになってきました。

私が8年前に農業を始めた頃は、自分たちの地域では15名から20名ほど耕作者がいらっしゃいましたけれども、今現在6名ということで、大変少なくなっていました。また広い用水路を6名で作業していくのも、時間と労力もすごくかかりますので、今後は、支払交付金の中のパーセンテージを少しづつ変えていくように、また町の方からでも少しづつ中山間等の係の方々に呼びかけをして、周知していっていただければ嬉しく思います。

次の質問であります。農業指導員についてです。

本町の基幹産業と言われる農業でありますが、より安心安全で、良い品質の作物を作るために農業指導者の強化が必要だと感じます。

本年度は不在ということですが、町で農業をされている方からは、不在で不安であるという声も聞きます。来年度に向けて、指導員確保の要望をしていると、御回答をいただきましたが、本町としては、指導員の需要をどのようにお考えですか。また、指導員の現在の不在理由等、わかれればお聞かせください。

○山口 良浩農林課長

指導員の需要につきましては、農協や地域振興局さつま町駐在の技術職員と連携・協力しながら、農協共販はもちろん、共販以外のまちの重点品目等を中心に技術指導をお願いし、また直売所や青果市場等へ提供される農家の方々への支援も同時に実行しているところでございました。

昨年度2人いらっしゃった園芸と果樹の指導員については、一身上の都合により、昨年度末、自主退職され、現在不在の状況であります。

先ほども町長の回答もございました。来年度に向けて、現在、県の農政部へ県のOBの方を中心、園芸1名、果樹1名、2人の指導員の要望活動も実行しているところでございます。

○徳留 和樹議員

御回答いただき、ありがとうございます。

まちの方々で農業をしていて、大規模ではない方々がやはり町に園芸や果樹の部門で指導者がいたので、今年いなくて、高温になったり、病気が入ったり等でちょっと不安なところもあるという声を聞いておりますので、来年度以降、しっかりと採用していただければと思っておるところであります。

また、さつま町の基幹産業である農業です。

今後、様々な作物の分野で新たな技術、また高温など、作物が様々な天候に対応していくなかで、病害虫の発生も多くなってきてているように感じます。

また、スマート機械化・ICT化し、衛星データを基に施肥体系を考え、施肥計画をつくり、可変施肥機等で散布したり、衛星成育データを基に追肥等の作業がより効率的にできる技術が出てきています。

各関係機関も実証補助を設けながら、この技術に取組をしていると聞いております。

国内の農家さんでも、この技術を理解している方は、反収アップと経費削減につながっていると聞きます。このような、今までの農業とは異なるICT化、スマート農業化していく中では、専門的な技術指導等も必要ではないかと考えます。

鳥獣害ドローン等の運用も併せて、今後、基幹産業の農業と言える本町での最先端の農業ができるよう指導員の採用も要望をしていきたいと思います。

本日の日本農業新聞の記事に10年後の耕作者未定農地が17都道府県で5割超。鹿児島県では36.3%とありました。今後、さらなる後継者不足が加速するのではないかなど考えております。

本町には、薩摩中央高校があります。

農業に携わる青年等が本町では最先端の農業を学びながらチャレンジができれば、また新たな農業振興につながるのではないかと思っておりますので、御検討のほど、よろしくお願ひいたします。

次の質問です。町単独補助の農産物生産振興対策事業があることは、大変有難く思います。

ヒートポンプや遮光ネットなど、補助対象とお聞きしましたが、最近ではドローン等で施工ができる遮光塗布材等もあると聞いておりますが、こちらも補助対象になりますか、お聞かせください。

○山口 良浩農林課長

現在、町の重点品目に限り、町単独事業の補助事業において、衛生産地材等の補助も行っております。

遮熱用の資材等も対象と、含まれるということでございます。

○徳留 和樹議員

本当に、大変いい事業だと思いますので、また年々暑さが厳しくなっていくと思います。活用をまた広めていければと思っております。

また、年々気温が上昇する中、畜産の方々も様々な自助努力をされながら対応されていると思います。整備環境などの検討と回答をいただきましたが、畜産農家等からの意見等の聞き取りは行っているのか、お聞かせください。

○山口 良浩農林課長

全部の畜産農家からの聞き取り調査は行っておりませんが、県からの調査依頼で、多頭飼育農家や零細農家へのスポット的な聞き取り調査は行っており、高温による被害状況を確認している

ところでございます。

今後においては、畜舎や牛に対し、消毒を兼ねた細霧装置の設置、スプリンクラーの設置、寒冷紗を畜舎のサイドに貼って、そこからの散水、スレート屋根への消石灰塗布、牛用の寒冷マフラーの導入など、畜産業についても高温、暑さ対策の環境整備を図っていく必要があるのかなと考えているところでございます。

○徳留 和樹議員

畜産農家の方々とお話をしますと、価格が戻りつつあるが、もう少し回復してくれると活気が出てくると伺っております。

畜産のまちとも言える本町ですので、優良な牛を育てていただくためにも、暑さ対策など、今後、導入に際し、対応していただけますよう要望いたします。

また、普通期のお米の収穫まで残り1か月となっていました。少しずつ稻穂が垂れ下がり、収穫に向けて進んでいるところであります。

6月議会で一般質問をさせていただきました、新品種のあきの舞ですが、とてもよく育っております。一等米比率が高いのではないかと噂を聞いております。

稻作農家様にとりましては、あと1か月、天候や病気の不安が絶えないとは思いますが、無事に収穫ができるることを願うばかりであります。

昨年の米価の高騰、本年度のお茶価格の上昇、自助努力をしている青年農家が成果を挙げています。魅力ある農業ではありますが、稼ぐ力に結びつかせるのが大変難しく感じますが、昨年、本年と、青年の方々の収益が上がることで、さらに活気が出てきております。

お米に関しましては、米バブルという言葉も聞きます。私自身、バブルの頃は子どもだったこともあります。記憶がありませんが、バブルという言葉に対して不安を感じます。いつか価格が暴落してしまうのではないかと思っている稻作農家さんも少なくはないと思います。

栽培計画を立て、収益増へ向けて努力されておりましたが、高温で不良になる作物、雨不足、線状降水帯等の発生での豪雨など、様々な部分での対応をしていかなければならなくなりました。

本町の基幹産業の農業がさらなる収益確保ができるまちとして、積極的に新たな取組に向けて進んでほしいと思っております。

農業をする上では、収益増の年もあれば、減の年もあります。天候や市場に左右されます。そんな不安が一つでも減り、さつま町は農業に取り組みやすいまちであると、皆様に思っていただける政策に期待をいたします。

農業への取組で消費者の方々へより、安心安全な地産地消が届けられると思います。

担い手不足、後継者不足の問題はありますが、魅力ある農業ができれば稼ぐ力になると思いますので、議員としても農業振興策について意見を今後も出していくので、今後、さらなる対応のほどよろしくお願ひいたします。

これで、わたしからの質問を終わらせていただきます。

○新改 秀作議長

以上で、徳留和樹議員の質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開は、おおむね午前10時50分とします。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時50分

○新改 秀作議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次は、11番、有川美子議員の発言を許します。

[有川 美子議員登壇]

○有川 美子議員

改めまして、お疲れ様です。

議員番号11番、有川美子。一般質問をする前にまずは、先月8月の豪雨によりまして、我が町でも被災をされた皆様がいらっしゃいます。心からお見舞い申し上げます。

また、御存知のとおり、隣接する自治体では大きな被害が出ました。私もボランティアに1日行きましたけれども、本当に大変な被害をお受けになられております。亡くなられた方もいらっしゃいます。亡くなられた方には、哀悼の意を表しましてお見舞い申し上げますとともに、この災害が起こる前の準備とかもですね、職員の皆様はじめ、地域のいろんな関係の団体の方、業者の皆様のお一人お一人、一つの団体、団体との連携によるお力があつてこそだと思いますので、感謝申し上げます。これからもまた、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、9月議会の一般質問へと移ってまいります。

私は、「未来へつながるまちづくり」というのを、この2期目は心にしまして、いつも活動しております。

本日は、大項目2つ、そして、それぞれの大項目を小項目2つに分けて質問をしてまいります。まずは1、入湯税について。

財政における課題の一つとして、自主財源の確保があります。

令和5年度決算における自主財源は30.5%で、依存財源は69.5%でした。我が町が30年後も生き残るためにも自主財源確保に向けた議論と決断が必要な時期だと考えております。

本町の入湯税1人1日100円、これを標準税率150円へ引き上げる是非について町長の考え方をお聞かせください。

小項目1、標準税率より低くしている理由と、入湯税を徴収している鉱泉浴場の施設数及び合計税額はいくらでしょうか。

(2) 仮に入湯税率を標準税率まで引き上げた場合に考えられるメリット・デメリットは何でしょうか。

大項目2、学校施設の空調設備について、気象庁のホームページでの発表によると、我が町の今年7月、日最高気温の平均値は33.5℃、昨年同月の32.8℃より上がっておりまます。

町民から学校関連施設の空調設備設置について要望がありました。以下、2つ質問いたします。

(1) 小中学校の体育館へ空調設備を設置する考え方や計画はあるでしょうか。

(2) 学校給食センターの調理場は調理中高温になると聞いております。スポットクーラーでの対応だけで十分でしょうか。

以上、1回目の質問を終わります。

[有川 美子議員降壇]

[上野 俊市町長登壇]

○上野 俊市町長

それでは、有川美子議員からの御質問にお答えさせていただきます。

1点目の「入湯税について」であります。

入湯税につきましては、環境衛生施設、それから鉱泉源の保護管理施設及び消防施設、その他消防活動に必要な施設の整備や観光の振興に要する費用に充てるための目的税であり、鉱泉浴場

の入湯客に対しまして、負担していただいているものでございます。

御承知のとおり、地方税法による標準税率は150円でございますけれども、本町の税率は100円となっているところであります。

また、納税義務者は鉱泉浴場に入湯した者であり、鉱泉浴場の経営者が、入湯客から入湯税を徴収し、これをまとめて町に申告・納入することになっているところであります。

入湯税の特別徴収義務者は、鉱泉浴場の経営者でありまして、本町においては12名となっているところであります。

また、令和5年度決算における入湯税につきましては509万1,000円、令和6年度決算見込みは、577万5,000円となっておりまして、町税に占める割合は0.2%となっているところであります。

税率を標準税率より低くしている理由についてでございますけれども、入湯税の税率につきましては、市町村が財政上、その他の必要がある場合には、これによらないことができるものとなっているところであります。

また、地方税法で定められた使途に要する費用にのみ充てられることから、一般的には、これらの費用の額によって決まるものであります。これは、地方税法で標準税率のみを規定し、制限税率は規定されていないことも、このような目的税の性格によるものではなかろうかと考えているところであります。

入湯税の税率を定める場合には、これらの費用が多額であれば、税率も高く決めることがセオリーとなっておりますけれども、入湯税以外の財源を活用した事業推進や財政運営も手段のひとつでありますと、現状に至っている理由でもあります。

また、本町は古くから温泉が親しまれてきた地域でもあり、地元の方々だけではなく、観光を目的に訪れていただく方々にも、広く温泉を楽しんでいただきたいという思いもあることから、旧3町におきまして、このようなことがあったのではなかろうかと理解しているところであります。

仮に税率を標準税率まで引き上げた場合に考えられる点についてであります。

まず、引き上げに伴う使途の明確化と十分な説明が大前提になるところでありますけれども、メリットといたしましては、定められた使途に要する費用に充てられるため、更なる財源確保や施策の充実につながることが期待できるところであります。

他方、デメリットといたしましては、入湯される方々の税負担が増えることで、入湯者数が減る可能性も考えられます。また、特別徴収義務者であります鉱泉浴場の経営者におかれましては、入浴料金や宿泊料金の見直しを検討する必要があると考えているところであります。

仮に、税負担を特別徴収義務者が肩代わりされた場合には、経営負担が増すことも懸念されるところであります。

[上野 俊市町長降壇]

[中山 春年教育長登壇]

○中山 春年教育長

私の方から有川美子議員の「学校施設の空調設備について」の御質問にお答えいたします。

まず、「小中学校の体育館への空調設備設置」につきましては、全国的に関心が高まっているものの、現状ではまだ設置率は低く、本町でもまだ計画できていないところであります。

体育館は構造上、空調設備の設置に多額の費用がかかり、その後の維持管理コストも高額が予測されるため、現在はより多くの児童生徒が使用する普通教室や特別教室への空調設備投資を優先しております。今も経年劣化による更新を計画的に実施しているところであります。

昨年、文部科学省は避難所となる学校体育館に特化した「空調設備整備臨時特例交付金」を新設し、補助要件として「避難所に指定されていること」、「断熱性が確保されること」、これが条件となっており、本町では、建築からの年数を重ねた学校体育館が多いため、現在、断熱性の確保につきまして効果が得られるのかとの課題もあることから、今後、研究・検討を進める必要があると考えております。

次に、2点目の御質問の「学校給食センターの調理場について、スポットクーラーだけで十分か」についてお答えいたします。

現在の、学校給食センターは宮之城学校給食センターとして平成17年4月から給食の供用を開始し、合併当初は旧町単位の3センターで給食の提供を行っておりましたけれども、令和6年度から1センター化となり、現在は毎日約1,390食を町内全小中学校に提供しております。

文部科学省が昨年9月に実施しました「公立学校施設の給食調理場の状況調査」によりますと、共同調理場における空調設備の全国の設置率は、下処理室・洗浄室で84.9%、調理室等は91.4%で、鹿児島県においてはどちらも84.3%の設置状況です。

ただ、この調査ではスポットクーラーの設置でも設置済となり本町も設置済扱いとなっております。

本センターの空調設備は、下処理室及び休憩室には備えているものの、高温になり易い調理室や洗浄室には備えが無く、その2か所はスポットクーラー5台で対応している状況であります。

本センターは20年前に建設されましたけれども、空調設備が設置されていない経緯につきましては、役場及び設計事業者、当時の資料からは確認できませんでした。

また、埃等への衛生面の配慮ですが、文部科学省の「学校給食衛生管理基準」については、空調による埃等への記載はありません。しかし、職員向けの衛生関係の講習会では「食品に直接空調等の風が当たらないように」という指導があります。

実際に今月から新たに供用開始しております県内の学校給食センターでは、冷たい風を調理場内に送る仕組みは、今までの他の設置済のセンターと変わらないようです。

スポットクーラーだけで大丈夫かという御質問ですが、近年の異常な暑さの中において、スポットクーラーのみの対策では調理員の安全な労働環境確保は難しいと考えております。今後は、衛生面等にも配慮した空調設備の設置に向けて協議を進めてまいります。

[中山 春年教育長降壇]

○有川 美子議員

1回目の質問いただきました。

まずは、町長に質問いたしました入湯税について、2回目の質問へと移ってまいりたいと思います。

私が通告で、入湯税というのを出した時に、何人かお問合せいただきました。まず、入湯税というのをぼんやりと知つてはいたけれども、さつま町のどこの施設が入湯税を徴収しているのかとか、それは私の分かる範囲でしかお答えはしていないのですが、標準税率、地方税法では150円なのですが、これが100円であるとか、そういったことがやはり今回、私が質問することによって、皆様の関心を引いたことだと思いますので、すみません、まずは私が資料を出させていただきました。タブレットの中に議員の皆様もあると思いますが、表を作らせていただいて、私の方で鹿児島県のホームページに入湯税は地方自治体が条例で定めているので、定めてありますよと書いてあるところと、各市町村のホームページや条例などを調べて表に、一覧にしております。

一番上にさつま町の方が、先ほど町長もおっしゃったように、鉱泉浴場の入湯客に100円と

いうふうになっております。そのあとは、霧島市から一番下の18番目の南九州市まで出ておりますが、自治体名のところに黄色いマーカーを引かせていただいているのが、さつま町・伊佐市・湧水町・日置市4自治体であります。こちらが、標準の150円以下の税率を定めてある自治体であります。

その他の自治体の表にあるのは、霧島市で申し上げると宿泊料8,000円以上の方からは150円、5,000円から8,000円未満の方は130円、5,000円未満の方は80円、休憩・日帰り80円とか、自炊60円、あと霧島市は中高生の修学旅行というところでここが20円、一人当たりというところであります。

また各自治体、さつま町もですが、課税免除条件というものが条例で定められておりまして、大体12歳未満は徴収しませんとか、共同浴場または一般公衆浴場の入湯者からは徴収しませんなど、私どものさつま町でも決めてあります。

我が町は、さつま町老人福祉センターに設置された浴場に入湯する者というのが、条例で定めであり、これを一覧見ていただくと様々であるというふうに、条例によって定められているのが、わかつてくださると思うのですが、まず申し上げたいのが、標準税率へ今回、私の方が100円でさつま町がしているのを150円にまず税率を上げるのをする時期ではないかという質問なのですが、正直申し上げて、これは2年前から私の方考えておりました。税率についてやはり上げるということに大変ハードルがどれぐらいあるのかとか、税についての学びも必要でしたので、今回、私の判断で今じやないかというところであります。

なので、この表についてはまた皆様の御参考というところで見ていただければと思います。

では、先ほど税率が低い理由は旧3町からの引継ぎではないのですが、ずっとなっているというところであります。

やはりさつま町は温泉が宿泊だけではなく、もちろん地元の皆様、大変親しまれているので税率上げるという議論がなかったのかなと予想するところではありますが、すみません、この税率について、合併してさつま町になってから、一度でも行政内で「こういう税率上げるのを検討したほうがいいのではないか」というような議論があがったことはあるでしょうか。

○西園 豪紀税務課長

これまで入湯税の税率の引き上げの議論がなされたかどうかという御質問かと思います。

従来から地方税法による標準税率は150円であり、本町の税率は100円であると、こういった認識は当然ながらあったところではございますが、これまでにおきまして入湯税の税率を引き上げることを目途といたしました踏み込んだ議論や検討はなされていないものと承知いたしております。

○有川 美子議員

これまで議論の方は、税率を引き上げるという目途としてはなかったということで、確認をさせていただきました。

それにはいろんな理由があるということなので、なかったという確認だけで結構でございます。

ここで一つ確認であるのですが、私の方で、鉱泉浴場の施設数と税額、先ほど経営者から納めていただかないといけないので12名ということなので、12カ所かと思うのですけれども、すみません、この入湯税のところ宿泊のお客様からだけ徴収をしているでしょうか、それとも、日帰りとか、そういったところの方からも徴収しているか、ここの点、ちょっと確認をお願いいたします。

○西園 豪紀税務課長

この鉱泉浴場の経営者ということで、現在のところ12者から申告、納税をしていただいてお

りますが、基本的にこの12者のところは旅館等が主となっておりまして、宿泊できるところがほとんどであります。

逆に、入湯税を一般大衆浴場とか、こういったところで徴収が必要ないとされているところは、宿泊がないところといったような感じで今区別はされております。

○有川 美子議員

確認でございました。

ということは、現在、さつま町では宿泊してくださる方に入湯税を別途徴収しているということで、確認をさせていただきました。

なぜかと言うと、入湯税というこの質問をする時に、一般の区湯とか、いろんなところの金額が上がるのかという問い合わせをいただきました。

そうではないというふうに、しっかりとここで確認をさせていただきます。宿泊を伴うということで、確認ができました。

それでは、これから私の方が、自主財源の確保というところで今、2期目になりましたが、1期4年間ずっと考えていた中で、正直、入湯税しかないという結論で今、質問させていただいているのは、私どものさつま町の方、やはり必ず1年間の決算が出た時に自主財源、自分たちで町民の皆様の福祉の向上とかのために確保できる財源は何%ですよ、その他は国とかから交付金がくるのだというのが、表に出ているのですが、どうしてもやはり自主財源は今後10年、20年、どうやって増やしていくべきなのか、人口が減る中で町税は減っていくところ、やはりここに悶々としていた4年間がありますて、私は入湯税の引き上げにやはり踏み切るしかないという考え方なのですが、先ほどは令和6年度決算の方のことを町長からお答えいただきました。令和6年度決算、これから議会上程されますけれども577万5,000円の1年間の入湯税の税収があったと、そして、今年度、令和7年度の当初予算では入湯税は551万3,000円という当初予算で組まれております。これは100円ですから、単純に宿泊を伴い、入湯税を払っていただける方が5万5,130人見込めるというような私どもの予算となっております。

では、この標準税率に150円に、50円税率を上げた場合にはどうなるかと申し上げると、551万3,000円が826万9,500円になり、この中で275万6,500円の税収が増えると、単純計算ですがそのような見込みになります。200万円、250万円その時の関係、いらしてくださる方の数にもありますけれども、自主財源がこれだけ増えるということは、なかなか難しいことかと思っております。もし、これが引き上げになって250万円ほどの自主財源がしたときの使い方、使い道、こちらのほうが、実は今度は課題になってくると思うのですが、この250万円ぐらいの予算がもし確保出来たら、今ある事業とか、何かこういったところに、今から議論ですが、充当できそうな事業とかそういうことがあればお示しください。

○垣内 浩隆財政課長

ただいま標準税率の150円に上げた場合、270万円ほどの増収が見込めるということでございますが、入湯税につきましては、目的税ということで先ほど町長の方から答弁があったところでございます。

こういった定められた使途に充てるための税でございます。環境衛生施設や、消防施設、また観光施設、観光の振興、こういった費用に充てるものでございます。

現在、令和6年度におきましては、観光の振興ということで、577万5,000円の充当という形になっておりますが、こういった部分の観光の振興の充実、こういった部分への事業に対しまして充当というのが考えられるのではないかと思っております。

○有川 美子議員

今、御説明いただき、また町長にも最初の回答でいただいたとおり、4つの使い道というか、そういうのを定められるということあります。

観光だけでなく、鉱泉の施設の保持であるとか、環境関連、あと消防関連の施設の整備とか、広く使えるようになっておりますので、自主財源が増えたとしても、ここをどのように活かしていくかというのは、これから皆様で上がった場合は議論していただければと思いますが、大事なことは、これを50円上がったというのは、宿泊とかで来た方が「あれ、さつま町100円が150円に上がってない」で、「50円上がりました」で、「(これが)標準税率なのです」というだけでは御理解いただくの難しいと思います。

これは、50円標準税率に上げたのだけれども、この50円御負担いただくことによって、どんなふうにさつま町の観光もですが、消防とかいろんな事業に使っていきますという明確な使途というのをオープンにしていく必要があると思いますが、その点についてはホームページで現在報告がなされておりますので、引き続き、それを開かれてしていただければというふうに考えます。

では、次の質問です。

先ほど、メリット・デメリット、税収上げた場合にあるでしょうかとお伺いいたしました。

確かにメリットという部分を見ると、いろいろな施設の充実が図れると思いますが、デメリットの部分で、町長の回答に入浴料金と宿泊料金の見直しというふうにありました。こちらの方なのですが、入湯税はそもそも、すみません、私の考えでは、宿泊料とか、入浴料金とは別途頂戴していると考えていましたが、その点は分かるでしょうか。別途頂戴しているのか、それとも、入浴料金とか宿泊料金とかに込みでいただいているか、そのへんは御存知でしたらお示しください。

○西園 豪紀税務課長

標準税率まで引き上げた場合に考えられるデメリットの部分で、料金のところでございますが、町長からの答弁がありましたとおり、鉱泉浴場の経営者が入浴料金や宿泊料金の見直しを検討する必要があるという部分につきましては、議員のおっしゃるとおり、入湯税は別に徴収するものでございますが、通常利用料金とか、宿泊料金とか、こういったものに含まれている場合が多くなっていることから、このようなことになった部分であります。

ただそこで、宿泊された方が領収書、あるいはレシート等を確認いただければ、入湯税として別途記載されていることが一般的であろうかと思っております。

○有川 美子議員

今回、私の調査が不十分であったことがわかりました。

各この入湯税を徴収している経営者の皆様に、私の方でこの入湯税を別途徴収されているのか、それとも宿泊料金とか、そういった最初から含んで徴収されているかという調査をしておりませんでしたので、その点は今後、また私もお伺いしてまいりますが、その点で、そうやって含んでいるときに、単純に宿泊を伴う経営の皆様が、料金が上がったというふうにするのに、ちょっと二の足を踏まれるかもしれないという懸念があるというふうに理解しました。

その点については、丁寧な説明と議論というか、協議が必要かと思っております。

それでは、メリットとデメリットで申し上げたところで、財源を増やすという話だけを申し上げたのですが、自治体の基準財政収入額の算出と関係ない税収というのを今回増やしたいと思って、入湯税の話をしておりますが、私の方から一つだけ要請がございます。

私は、今、成年後見人として、叔父の介護をしておりますけれども、車椅子になりました。先

日、さつま町に来たのですが、なかなか車椅子で入れるきれいなトイレが見つからないのですね。

施設を利用すればあるのだけれども、すっと入れるところがなくてですね、高齢になって、車椅子になったり、杖をついた歩行になったりする方がやはりトイレ、バリアフリーできれいなトイレって観光に必要だなというふうに強く思いました。

なので、税率上がるかどうかというのはもちろん御協議、要請をいたしますけれども、もし、今後、少しでも自主財源とか、こういう財源になった場合に、観光のインフラというところでは、バリアフリー観光というところにも視点を置いていただきて、お風呂に入りたくても、車椅子で入れるお風呂も限られています。本当はもう少し欲しいです。そしたら必ず来てくださる観光の方はいらっしゃいますので、そこらへん、是非、検討を要請いたしまして、入湯税の質問から今度は学校教育の第2項目への質問へと移ってまいります。

学校施設の空調設備、私の方で、今、小中学校の体育館と給食センターというところで質問をいたしました。

小中学校の体育館について、まずは2回目の質問をしてまいります。

教育長にお答えいただいたように、体育館古いですので、断熱材が入っておりません。ただ、私が調べたところによりますと、学校施設環境改善交付金のうちの空調設備に関する整備臨時特例交付金というのがありますまして、これが国から小中学校が体育館を避難所に指定していれば、この交付金がありますよと、前は3分の1だった空調に関しては、それが2分の1に引き上げられてということになるのですが、この補助金の中に確かに断熱材の工事も含まれていると考えております。含まれているかどうかの確認と、あともう一つは、避難所に指定されていること。

確かに避難所に、2つの小学校の体育館は指定されてないと思います。山崎と佐志だと思うのですが、この辺は、いかがでしょうか。

○藤園 育美教育総務課長

今、有川議員からいただきました2点の質問、断熱というところが補助対象になっているかどうか、そちらの方は、補助対象になっております。

避難所に関しましても、山崎、佐志の小学校の体育館2か所が避難所には指定されておりません。

○有川 美子議員

まずは一つ、断熱材の工事について、これは国の方が補助金の対象の中に入っているということですので、私もいろいろと詳しく見ましたけれども、これは国がやはり小中学校の体育館の方を進めているということの一つなのですが、一つ、ここで、私が小中学校の空調というところにする時に、新聞記事をわざわざくださった方がいらっしゃいまして、これは読売新聞さんなのですが、「夏の避難所の備えが不足している」というところがありました。先月、8月29日、金曜日の記事であります。酷暑の中、ロシアのカムチャッカ半島付近で発生した地震、津波、こちらの方で体育館の方に避難をされたところが、結局、まずは仙台市、当日の最高気温が32℃であったと、これまで寒さのための体に巻く防寒用のアルミシートなど、いろんなものは準備してあったのですが、こちらの方は、暑さへの備えがなかったと、やはり50歳代の女性の方が熱中症疑いで搬送されたと書いております。

また、約200人が避難した宮城県の石巻市の総合体育館、これは総合体育館なのですが、冷房がなくて、災害時、スポットクーラー4台を設置したのですが、このスポットクーラーを運んでくるのに時間がかかったしまって、津波注意報の発令から約8時間後だったと。暑さに対する備えが不十分だったというところが、やはり小中学校の体育館などの冷房設置率とともに記事になっております。

教育長がおっしゃる時に、全国で関心が高まっている。これは避難所に小中学校の体育館がやはり指定されているからだと思います。

ここで質問です。

小中学校の体育館、佐志と山崎は指定されておりませんが、そのほかの小中学校の体育館についてはどうなのでしょうか、最初に雨が来て、高齢者避難から始まると思うのですが、1番目、2番目、3番目みたいにその地域で、避難所いくつか指定されている場合に、小学校、中学校の体育館っていうのは、何番目ぐらいの指定となるか、お分かりになればお願ひいたします。

○藤園 育美教育総務課長

現在、避難所に指定されている学校の体育館は5か所あります。担当課の方からは、避難者が多くなった場合に開けると。順位的には低い方であるということは伺っております。

さらに現在は、暑い時期ですので、空調設備があるところから優先的に開けていくということを伺っているところです。

○有川 美子議員

承知いたします。

そうなのですね、先ほど体育館がありましたが、宮之城屋地地区については、宮之城総合体育館にまず冷房がつきました。大変、大きいですし、そちらの方がまず最初、そういうふうなところから開いていくとは思うのですが、中津川の方、薩摩小学校ですね。薩摩小学校の体育館が指定されているのですが、中津川交流館とともに指定がこの2か所だけになっているのです。交流館、御存知のとおり今耐震のことがあるので、実質、中津川の方は、薩摩小学校の体育館が指定避難所1つというふうに、ほかも開くことはできると思うのですが、そのようになっております。そういう状況ですね。

大変、中津川の方はお伺いしましたら、窓を開けて夏は大型の扇風機とかでするのだけれども、避難となるとちょっと難しいのかなというところが一点、鶴田に関しては、鶴田小学校もなっていますが、中央公民館がありますし、コミュニティーセンターとか、いろんなところがあると、一番目の避難所ではないが、2番目か、3番手ぐらいの避難所に体育館がなっているということで、理解しております。

ただ、先ほど申し上げました国からの交付金の要件の中に、小中学校をまず避難所に指定されていることというのが出ております。

この交付金というのが、令和6年度から令和15年度までが対象となっております。

正直、宮之城の総合体育館であるとか、学校のトイレのことであるとか、とっても予算が掛かることでありますし、正直、計画とかで私は年数が掛かることなので、早めにお伝えを今回しておりますが、いかがでしょうか、もし、計画を作っていくとなったら、何年間ぐらいで設計に出してとか、協議して、この辺は少し大体で分かれれば2年か3年はかかるとか、そういうのが分かればお示しください。

○藤園 育美教育総務課長

今回、文科省の方からこのような通知がきた時に、その部分につきましても、課内で協議をいたしました。

やはり、計画に1年、設計に1年、昨今のこういう建設というところが、非常に時間がかかりますので工事というところには2年ぐらい見ていくほうがいいのではないかと、これはあくまでも課内で、今までの工事のことを参考にして算出した期間であります。

○有川 美子議員

ちょっとまだ、計画をしていくかどうかも分からない段階でお伺いして、大変失礼いたしまし

たが、町民の皆様にもわかつていただきたいのは、やはり大きな工事とか、いろんなことを進めるのは、一足飛びにはいかないということ、計画を立てて、設計をして、そして工事というふうに、大変、行政の皆様、担当の皆様が何年もかけてしていくものだということを御理解いただきたい。だからこそ、先を見据えての今回の提案なのですが、最後にこの学校施設の空調設備については、要請したいということが、今年は、我が町にとって重要な年の一つでありまして、第3次の総合振興計画と、第5次の行政改革大綱というのを、来年度から新しいものを策定していくということ、今年準備をしているという年であります。

行政の皆様のお仕事を議員として拝見しながらしていく中で、この計画にやはりこういう学校施設のエアコンのこととか、いろんなのが載らないと事業を進めるということが難しいというのを理解しております。

今回の中学校の体育館への空調設備の設置について、これから協議ではありますが、こういった計画というところで、総合振興計画とか、行政改革大綱とか、そういうものの計画にうたっていただきたいというのを要請したいのですが、いかがでしょうか。

○小野原和人行革推進室長

行革を総括する立場でお答えさせていただきます。

ただいまの学校の屋内運動場への空調設備の設置という、これを総合振興計画であるとか、行革大綱であるとか、そこに盛り込むことができないかという御質問なのですけれども、基本的には、今回、空調の整備が町の行政改革に資する取組なのかという視点でまずは判断する必要があるかと考えております。

一般的には、取組が短期に終わるものであったり、取組の影響範囲、これが整備によって恩恵を受けるというか、受益者、ここの範囲が限定的であったり、あるいは、歳出削減や町民サービスへの向上に影響が少ないものにつきましては、行政改革の計画、もしくは、総合振興計画の計画ではなくて、関連する個別計画等に基づいて進められることが妥当ではないかと考えております。今回のケースに関しましては、教育振興基本計画であるとか、学校施設等の長寿命化計画等に基づく、整備計画の中で進められることが妥当ではないかと考えておりますけれども、この場でちょっと断定的なことは申し上げられませんので、このあと、総合振興計画も行革につきましても、それぞれ計画の策定作業中ですので、関連する会議の中で検討させていただきたいと思います。

○有川 美子議員

おっしゃるとおり、私の方では、総合振興計画と行政改革大綱が来年度からというのがあるので、どうしてもそちらの方を考えておりましたけれども、その計画に資するものなのかどうかというところで、個別の計画の方がいいのではないかと、理解をいたしました。

それについては、こちらで私の方からこの計画をということではありません。

また、教育委員会の方で、すでに作っていらっしゃる個別の計画のもので対応できるものがあるかもしれませんので、そのへんは、計画というところに盛り込んでいただきたいということだけ要請をいたします。

では、最後の質問の2回目にまいります。

給食センターに移ってまいります。

エアコンのことを2つに分けて大変申し訳ないのですが、学校の子どもたちに対する小中学校、避難所というところと、今度は、学校給食センターと、少しお仕事の内容も違いますので、分けておりますけれども、教育長がお示しくださいました全国文科省の調査で、鹿児島は設置をしている84.3%がスポットクーラーも入っているのだということですね。さつま町自体もス

ットクーラーを増やして対応をしているということはお伺いしておりますが、おっしゃられたように、心配している、私が懸念しているものというのは、やはり、調理したものの食中毒が起らないようにというのは、正直、給食に関わる皆様がしてくださっていることなので、その部分ではなくて、その調理人の皆様の安全な職場での働く環境であります。

今、職場環境の改善とか、もちろん、働き方改革も含め、たくさんいろいろ出ている中で、やはりちらっと聞いたことが「大変、暑いんだ」ということは皆様、お訴えになっていらっしゃる。ただ、夏休みは調理がなくなるわけですね。このへんのスケジュールはいかがなのでしょうか。

暑さという点で、体感でも構いませんが、私の体感では5月も6月もとても夏と思うぐらい暑いと思うのですが、その辺調理の中で、調理人の方は何月ぐらいからというか、暑さに対して希望というか、声が出てないでしょうか。

○串下 哲也学校給食センター所長

何月ぐらいから暑いかという御質問ですが、具体的には何月からというのは把握していないのですが、調理場内の温度につきましては、本年度、令和7年度につきましては、7月で一番最高で38℃程度あったということで、記録しております。

昨年度も38℃、令和5年度につきましては36℃あったということで、徐々に6月から7月にかけて高温になってきているというふうに把握しております。

○有川 美子議員

やはり外の気温が上がるわけですから、直射日光浴びてまたスポットクーラーだけでは難しいかなというふうに思っております。

ただやはり建物を古くなっていますし、最初から取り付けられてないので、もしかして今、給食センターを建て替えるとかなれば、最初からこういう設備はつくのですが、あとからはどうしてもということなので、やはり抜本的に給食センターについては考えていく必要があると思います。

前回の4年間の私の1期目の時に、行財政改革特別委員会の副委員長をさせていただきました。その際に、給食センターを2センターあったのを、まず民間委託しましようという提案があったのですが、これに対しては議会の方では反対の意見の方が多かったので、2センターをまず1センター化というふうに変えていただいて、町長も協議をしていただいて、そのようになっておりますが、やはり令和5年度の第4次行政改革大綱に基づく、取組事項の実績のところを確認しましたら、やっぱり今後の方向性として課題を整理する。民間委託ということについても課題を整理しながら、引き続き、財政負担を考慮しながら、総合的に検討を継続していくというふうになっております。

この点、一つ確認させてください。

民間委託に関しては、抜本的に財政面も含めて、あと人材のことも含めて、必ずするということではないかもしれません、民間委託の方向性を協議するということは、なくなつてないというような理解でよろしいでしょうか。

○中山 春年教育長

給食関係に伴います民間委託の御質問ですけれども、以前の議会でも同様の質問がありました、その時にもいろいろと積算してメリットがないと、現在のところ総合的に判断してということで、そのようなお答えをさせていただきました。

今もそういう話等については、現在のところ民間委託に変えていくところについては、まだまだそういう状況ではないと判断しているところであります。

○有川 美子議員

教育長が以前も質問があつた中で、お答えいただいて、まだまだ今はということだというふうに理解いたしました。

世の中の流れは大変、本当、一年、一年、何があるか分からぬ状況の流れの中で、学校の給食というのは、子どもたちのために地産地消のほうも取組ながら、安心安全な美味しい給食をお腹いっぱい食べてもらうということだと思うのですが、そこにやはりこれまで議員の皆様のいろんな計画で、職員の定数ですとか、いろんなことがありました。

なので、私は空調のことも含め、抜本的な協議というのは、継続であるのかなというふうに考えております。要請ではありません。私の考えを示させていただきました。

では、最後の質問でございます。

先ほども申し上げました、何事も行政の皆様が事業をしていく上で計画にまずは、プランに上がつていなければならないという点で、この学校給食センターの空調設備というところを行財政改革だけではなく、いろんな個別施設計画とか、学校施設の計画等に盛り込んでいただきたいというのが、私の要請でございますが、いかがでしょうか。

○串下 哲也学校給食センター所長

計画の方になりますが、本年3月に策定されました第3次さつま町教育振興基本計画の中に、学校給食の充実という欄がございますが、給食センターの運営や調理作業の効率化を図るために、施設の改善を含めた機械設備の計画的な整備に努めますと記載しておりますので、こちらの方で進めてまいりたいと考えております。

○有川 美子議員

教育振興基本計画の方に、項目で当てはまるということで理解しております。

準備いろいろあると思いますが、協議を進めていただきまして、私が申し上げております未来を見据えてのまちづくりという観点でどうぞ、議員の私どもも一緒に考えていくべきだと思いますので、計画をしながらいろんなことをしていただきたいと思います。

最後の給食センターの方、もう一つだけ。

給食センターもかなりいろいろ古くなっているというふうに聞いております。調理するのも大型の調理器でありますよね。こういったものの更新とかというのもどうなのでしょうか。今回、空調のことを申し上げておりますが、設備というところで、トラブルがあったりとかというのを小耳に挟んでおりますけれども、そういったところは、大型の調理器とか設備については、安全、大丈夫な状況でしょうか。

○串下 哲也学校給食センター長

設備につきましても建物同様、導入から20年を経過しているものもございまして、故障する機械も多々出てきておりまして、今回の補正予算でも修繕料の追加をお願いしているところでございます。大型の調理器具や運搬車などもございまして、年次的に今後、更新の計画を立てていきたいというふうに考えております。

○有川 美子議員

補正の方に修繕料出ております。確かに。でも先を見据えて、こういった調理器具とか、運搬車のことなども含めて、民間委託の方向性とか、いろんなことを含めて協議を進めていただきたいと思います。

最後、時間がきましたのでまとめさせていただきます。

まず最初の入湯税については、税率のほうを標準税額まで上げていただきまして、100円という税率を150円へ上げることを目途とした協議を進めていただきたいと思います。

ただし、上げるからにはその使途というのをきちっと明確にしまして、そしてそれを情報は、これまでと同じようにホームページで報告をしていただく。

そして、何より12の経営者の皆様のいろいろ、もしかすると御苦労が出てくると思いますので、お声を聞いていただきまして、進めていただければと思います。

ただし、私の意見としましては、自主財源を増やすというところには、この入湯税、税率を上げることはもうやむなしと考えております。

小中学校の空調設備、そして給食センターについては、期間が掛かるというのも町民の皆様にも御理解いただきながら、どうか先を見据えて大きな災害はないに越したことはありませんが、いつくるのかわからないのが災害でございますので、どうぞ空調設備、給食センター調理器具も含めての計画というのを是非、協議して、それぞれ個別の計画であるとか、そういう行政の皆様が立てていく事業計画の中に、盛り込んでいただかうように要請をいたしまして、私、有川の一般質問を終わります。

○新改 秀作議長

以上で、有川 美子議員の質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開は、おおむね午後1時5分とします。

休憩 午前1時43分

再開 午後1時05分

○新改 秀作議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次は、13番、中村慎一議員の発言を許します。

[中村 慎一議員登壇]

○中村 慎一議員

それでは、今期一般質問の最後になりましたけれども、一つ最後まで、よろしくお願ひいたします。少々長くなるかもしれませんけど、最後までよろしくお願ひいたします。

この通告にしたがって質問をいたしますが、この1番目の質問です。

紫尾の神の湯キャンプ場ですが、紫尾地区への指定管理施設を令和7年度限りで廃止されるということのようあります。

ただ、これに対しましては疑問がありますので、いくつか質問をいたしたいと思います。御答弁をいただきたいと思います。難しい説明は不要ですので、手短にお願いを申し上げたいと思います。

まず1つ目ですが、紫尾神の湯キャンプ場の現状と課題について問いたいと思います。この施設、当該施設の町当局の評価はどうなのか、その価値について、どう見られておられるのか説明をいただきたいと思います。

次に2つ目は、令和3年に定められた個別施設計画の目的ですが、その正確について説明をお願いしたいと思います。

この計画の中で、廃止対象施設、継続対象施設と振り分けてあるわけですが、なぜ廃止なのか、なぜ継続なのか、その振り分けの考え方につきましても、御説明をいただきたいと思います。

それから3つ目に、鹿児島銀行が紫尾地区にローカルブランディングという形で、入られまして、私どもは期待をしておりましたけれども、今年3月で事業が終了したようあります。国の

交付金を利用された事業なのですが、報告内容はどうだったのか、この中で神の湯キャンプ場に対する評価とか、位置付けとかいうのはなされていたのか、それからこのローカルプランディングを通して、町はどういうことをしようと考えていらっしゃったのか、そこの説明を求めます。

4つ目ですが、町政振興にあたりまして、物産・観光・ローカルツーリズムというようなこういう交流人口を増やすということは大変大事であるというふうに思いますが、紫尾温泉や紫尾神社、それから神興寺跡の墓石群とか、いろいろあります。紫尾地区は古くからの古刹として、大事な資源を持っていらっしゃるところです。

今後の町の地域振興とか、地域経済、町民所得の向上に向けての総合的な振興策について計画づくりをされていると思いますが、その中で、紫尾地区の位置づけというのはどういうふうにされるおつもりなのか、概略説明をいただきたいと思います。

2番目ですが、紫尾小学校の廃校施設の今後の方針についてあります。

今、係争中だということで、3月説明がありましたけれども、紫尾小学校の廃校舎利用につきまして、先の業者選定の経緯とか、現在の状況、今後の方針、これについて説明を求めるといいます。

またこれまで、地元に一連の説明をされてきているのか、地域の皆さん方は非常に関心が高いわけですが、途中経過についての説明をされるおつもりはないのか、そこについて答弁をお願いしたいと思います。

それから、3番目ですが、福祉医療施設等の物価対策、人材確保対策についてです。

町内の医療福祉施設の関係につきましては、昨今の物価・米価の高騰、クラスター等の感染症対策とか、医療施設や福祉・介護・児童施設では、施設の負担が増えて厳しい経営環境に置かれているということあります。

それから、このことが利用者や在宅の高齢者等にも影響をしております。利用控えとか、食事の制限など厳しい状況になってきているようです。

これに対する支援対策を独自に講じる考えはないのか、御答弁をお願い申し上げます。

それから次に、医療介護施設におきます外国人雇用による人材確保についてありますが、今のところ、この施設の運営においては欠かせないようなところにあるようですが、内情は非常に難しい問題を抱えているように感じます。これについては、多額の経費を必要とされる事業所負担が大きいわけですが、これに対する支援、これを行う考えはないのか、御答弁をお願いいたします。

[中村 慎一議員降壇]

[上野 俊市町長登壇]

○上野 俊市町長

それでは、中村慎一議員からの御質問にお答えいたしたいと思います。

中村議員からもございました、もう事業等の詳細な説明は省略させていただいて、回答を中心に行わせていただきたいと思います。御了承いただきたいと思います。

まず、キャンプ場の現状と課題についてでございます。

紫尾神の湯ふれあい施設全体としましては、ここ数年の利用状況は減少傾向にあるところであります。

施設につきましては、ふるさと創生館やバンガローは開設後30年以上が経過し、老朽化が進んでいる状況であり、維持費の増大と安全性が懸念されるところであります。

また、常設テントサイトにつきましては、老朽化により利用者数が大きく減少していたことや、テント持参による利用者のニーズに応えるとともに利用拡大を図るため、指定管理者の意向

もあり、令和5年度に撤去し、テントの設置スペースとして運用されているところであります。

当該施設の町の評価と価値についてでありますけれども、これまで自然体験の提供や地域観光の一助を担うといった価値を持つ資源として位置づけ、町民の健全なアウトドア体験の機会を確保する場としての教育的価値、それから交流機会の創出といった直接的な波及効果も評価しているところであります。

次に、個別施設計画の目的・性格等に関する質問でございます。

個別施設計画での廃止・継続等の振り分けの考え方については、それぞれの施設について、施設建設後の経過年数や耐用年数、町内での類似施設の有無、過去の修繕等の履歴や将来予測、施設運用に係る指定管理料などの管理費、施設周辺の災害リスク、施設所在地域への影響などを個別具体的に検討した上で、将来の人口規模や財政状況の見通しなどを含め、総合的に判断し、決定したものであります。

次に、ローカルプランディング事業の取組についてであります。

はじめに、地方銀行との協働によるローカルプランディング戦略の展開事業についてでありますけれども、これにつきましては、県内でも有数の泉質を誇る紫尾温泉と地域資源活用の玄関口となる物産館を繋ぐローカルプランディング戦略を展開することで、本町への新たな人の流れをつくり、担い手となる観光事業者や、物産館の安定的な売上の実現を目指し、分析・調査・実証実験・体制構築など、令和4年度から3か年事業として取り組んだものであります。

その主な事業内容といたしましては、一つ目は、「地域資源活用のための新たな人の流れを生む」ということであります。

具体的には、作成した散策ガイドやSNSなどを活用し、地域の魅力を掘り下げ、情報発信・情報共有することで意識の醸成を図り、地域資源の活用や地域活性化の一助として飲食店「神の湯食堂」が展開されるなど、温泉資源のプランディングを向上させる取組を実施・支援してきたところであります。

また、地方創生の根幹となる地域の多分野連携の一つ、産学連携では、鹿児島大学との連携により、複数の学生グループが直接、紫尾温泉を訪れ、温泉に浸かり、地域を散策し、肌で感じたものを元に、地域を活かすプランディングアイデアを御提案いただいたところであります。

学生によるプランディングアイデアの発表会には、紫尾区の役員の方々も参加されまして、各グループの柔軟なアイデアを聞いていただき、その後、参加学生とも直接意見交換会が行われるなど、充実した内容となったところであります。

その他、紫尾地区・紫尾温泉の持続可能な在り方については、先行事例を含め、共生共助による紫尾温泉の維持を主軸に別途提案を行ったところであります。

二つ目は、「物産館と温泉の連携による回遊性の実現」であります。

具体的には、紫尾温泉・各物産館を結ぶ「ぐるっとさつまスタンプラリー」を実施し、それぞれが持つ魅力・強みを繋ぐことで、点から線へと回遊性を持った人の流れを作る取組を行いました。

また、近隣市町村へのプロモーションを行ったことから、町外からの参加者も大きく増加したところであります。

三つ目は、「持続可能な経営基盤」の実現であります。

具体的には、物産館の活用・強化に向けた取組としまして、事業開始当初から、在り方検討会を設置いたしまして、物産館の今後について協議を進めながら、自走型の自立した地域商社は、「稼ぐ力」の向上に直結することから、物産館の持続可能な運営を念頭に調査・研究してきたところであります。

人口減少により物産館の存続が危ぶまれる中、出荷者や運営される方々からは、現状維持を望む一方、若年層は統合による運営の安定化などを希望するアンケート結果も出ているところであります。

また、本町には、魅力的な地域資源が多数あるものの、その魅力が十分に伝わっていないことが、購買力につながらない要因の一つでありますことから、ファミリーマートでのさつま町産野菜の試験販売や、よかど鹿児島・無印良品・T S U T A Y A 霧島店・JR博多駅などでのイベント開催を通じたプロモーションを実施したところであります。

これらの取組は認知度向上と売上増加に一定の成果を上げたものと考えているところであります。

議員御質問の本事業による「神の湯キャンプ場等に対する評価・位置づけはどうなのか」、また、「このブランディングを通して、何をしようとしているのか」との御質問に対しましては、今、御説明いたしましたとおり、本事業の趣旨としましては、直接的に神の湯キャンプ場等に対する評価をするものではございませんけれども、本町としましても、紫尾地域は、県内でも有数の温泉資源を有しますことから、町の欠くことのできない魅力的な観光資源の一つとして認識しているところであります。

その資源を最大限活かすことが、本町にとっても、人と自然が共生し、持続可能な未来が築けるものと考えており、今後も温泉地としてのブランド化に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

次に、4つ目の交流人口増に向けての関係の質問でございます。

御質問いただきました、紫尾地区の位置づけについては、その一端を担うものであり、先の質問でもお答えしましたが、温泉地としてのブランド化をより一層進める必要があると考えており、取組を進めているところであります。

そういう中で、令和6年6月には、観光特産品協会が中心となり、さつま町内の温泉を総称して、「奥さつま温泉郷」と命名され、霧島や指宿に負けない温泉郷としての取組も始まっております。

この温泉と多彩な畜産物を活用した食や神社仏閣、四季折々のイベントなどの組み合わせによるローカルツーリズムなどにつきましては、地域経済の活性化や観光振興になくてはならないものと考えているところであります。

紫尾地区におきましては、紫尾神社の拝殿下から湧き出る「神の湯」を保有しており、泉質の評価も高く、温泉あおし柿については、秋の風物詩となっているところであります。

また、温泉水を活用した化粧水や入浴剤の販売等、特産品開発も実施されており、ふるさと納税の返礼品としても登録されていますことから、町としましても貴重な観光資源として捉えているところであり、今後も温泉地としてのしっかりととしたブランド化が図られるよう取り組んでまいりたいと考えているところであります。

次に、2番目の「紫尾小学校廃校施設の今後の方針について」であります。

はじめに業者決定までの経緯についてでございますけれども、これにつきましては、平成29年7月に株式会社未来志向が来庁され、町内の閉校施設を見学され、その中で紫尾小学校跡地を希望されたところであります。

同年9月20日には、紫尾区の住民に対しまして、株式会社未来志向より事業計画を説明しております。

事業計画につきましては、旧紫尾小学校の校舎内に植物プランツを設置し、レタス等の栽培するもので、この説明会には役場職員も同席しているところであります。

住民からの反対意見はなかったことから、町としましては提案のあった活用策について了承し、同年9月29日に株式会社未来志向とさつま町において賃貸借契約を締結し、操業を開始されたところであります。

しかし、その後、経営状況の悪化によりまして、令和3年4月9日に一時操業停止の届出が提出されておりますが、その以前から賃貸借料の支払いが滞り始めておったようであります。

令和3年6月25日に未来志向より賃貸借契約の解除申込書が提出されたところであります。

これを受けまして、さつま町より同年6月30日をもって賃貸借契約の解約をする旨通知し、同年8月末をもって明渡しを完了させる旨の通知をいたしたところであります。

しかしながら、賃貸借契約期間終了後の明渡しについて履行されないまま弁護士に相談をしながら、督促等を行いましたが、撤去費用等の工面ができない旨申し入れがあり、設備撤去について応じていただけない状況が続きましたことから、昨年の9月定例議会において訴えの提起の議案を提案し、11月8日に鹿児島地方裁判所川内支部へ訴状を提出したところであります。

これまで6回の裁判が行われてきており、協議を続けているところであります。

詳細については、これは地元に対してもそうでございますけれども、係争中の為、詳細なことについては、申し上げられないことは、御理解いただきたいと思うところであります。

最後に3番目の「福祉医療施設等への物価対策、人材確保対策等について」であります。

一点目の「町内の医療福祉関係の施設や在宅の高齢者に対する独自支援」の関係等につきましては、御案内のとおり、昨今の食材や光熱費に加えまして、感染症対策による衛生品等の物価高騰に加え、サービス利用者の減少や施設の老朽化に対する維持管理費等により、医療福祉関係の施設の経営は非常に厳しい状況にあると認識しているところであります。

医療施設や福祉・介護・児童関連の施設と提供されるサービスは、住民生活の基盤を支える重要なインフラであり、利用者の安心・安全を守るために、経営の安定化を図ることが不可欠であると考えているところであります。

このようなことから、国が創設いたしました物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金等を活用し、入院や入所等を伴う町内の医療機関、障がい者又は高齢者関連の施設に対しまして、食材費の支援、そして、町内の保育所・認定こども園に対し、給食費等の負担軽減のため、関係予算案を、今9月定例議会に上程したところであります。

また、利用者や在宅の高齢者等にも影響し、利用控え、食事の制限など厳しい状況になってきているとの問い合わせに対しては、国の事業ではありますが、令和6年度までに給付しました、住民税非課税世帯に対する給付金、これは物価高騰の影響を特に受けている世帯へ支給される給付金となっており、高齢者を含めまして約3,500世帯に対して支給してきたところであります。

今後、町においても、町内の医療施設や福祉・介護・児童関連の施設等の経営状況や必要な支援のニーズ、さらには、在宅高齢者等が必要とする支援につきまして、高齢者実態調査等により、実情の把握に努め、国の動向も注視しながら、必要な支援策の検討を進めてまいりたいと考えているところであります。

次に、「外国人労働者雇用に係る事業所負担部分の支援」の関係でございます。

人口減少や少子高齢化による国内労働人口の減少が続く中、医療介護施設におきましても、人材確保は重要な課題の一つであると認識しているところであります。

そのような状況にありまして、外国人雇用は、医療介護施設の現場の深刻な人手不足解消の有効な手段となっておりまして、町内の医療介護施設等で働く外国人労働者は、3か所の医療機関で19名、6か所の介護保険施設で21名、1か所の障がい者施設で4名の合計44名が雇用

されている状況にあります。

この外国人労働者を医療介護施設等において雇用するためには、人材紹介会社、労働者派遣事業会社でございますけれども、ここに登録する必要があります。この登録に必要な費用として、会社によっても違いはございますけれども、登録料や毎月の手数料など、外国人労働者に対する渡航料や居住環境の準備など多額の費用が発生していると聞いているところであります。

今回、外国人労働者雇用に係る事業所負担部分の支援を行う考えはないかということでございますけれども、当面は、国や県が行う様々な支援を活用していきながら、外国人の雇用確保を進めていただきたいと考えているところでございます。

本町としましては、施設等の経営状況や、国や県の事業の状況を注視しながら、医療介護等の人材確保や定着するために必要な支援策の検討は進めてまいりたいと考えているところであります。

[上野 俊市町長降壇]

○中村 慎一議員

想定どおりの答弁であったのかなというふうに思いますが、一举に説明されましたので、よく書きとどめられないところもありましたので、同じことを聞くかもしれません、よろしくお願ひ申し上げます。

この個別施設計画の関係で、三、四年前ですか、この指定管理廃止の説明が一度ございました。

ただ、地元が了解するのかなというふうに気がかりには思っておりましたけれども、聞いてみますと、少し状況が違うようあります。

この町の方針が上手く地元に伝わっていない、「初耳だ」という声が多かったようです。当日私も夏休みに利用された方々が、帰られるという方々が事務所に寄られましたから、ちょっと話を聞きました。非常に利用者は多かったです。ちょうど話を聞いてみると、大阪の若い家族の皆さんで、「親から聞いて来た」と、開口一番に「こんな良いところはない」「温泉が近くで、川がきれいで、魚も釣れて、山には昆虫がいて、料金は考えられないぐらい安い」と、4連泊されたみたいですが、延期されて延泊されたと、「来年も来ます」とニコニコして帰って行かれました。

事務所の方々と一緒に話を聞いていて、嬉しく思ったところです。非常に予定表にもたくさん書き込んでございまして、「神の湯キャンプ場」聞いてみると、平成4年頃ふるさと創生1億円で建設されたと、自ら考え、自ら行う地域づくり事業として、紫尾地区の温泉場やそれに付随して、町の振興発展を図ろうという当時の皆さん方の計画で整備されたというふうに思います。廃止を決められたのは5年前です。建設から25年ぐらい経ったあとですが、利用者もそう少なくはありません。今日の資料に、利用者の資料を付けてあります。Excel表ですが、1枚目は、ここ3年ぐらいの利用者の数字をあげてあります。これは町内、町外を分けて統計を取っていました。見てみると、700人とか、800人とかある中で、町外からの利用が9割、85%とか、90%とか、そういったような非常に町外からの利用者が多いようです。

そしてあと、建物が3つ農産広場までありますが、ここは半々ぐらいですかね。そういうところで、統計的に取ってありましたので、町外からのお客さんが多いなど、そしてまたみんな喜んで帰っていかれたと、非常にそういう感覚を得たわけです。

この老朽化とか、いろいろとおっしゃいましたけれども、将来的な維持管理の負担とか、いろいろ理由になっているようですが、ただ私が危惧するのは、地元の意向に関係なく、一方的なやり方のように思えてなりません。

地元の理解が得られるまではとか、思われなかったのか、そこについて、御答弁ください。

○上野 俊市町長

今、議員からもございましたけれども、説明が十分ではなかったということは確かに私も認めたいと思っているところであります。

これが納得いくまでというのはなかなか難しいわけだと思いますけれども、できるだけ住民の方々には、地域住民の方々には、この説明をして納得いただく、本当にこの説明がまだまだ不十分だったのかなと思っているところでございます。

そういうような状況でございますので、今後におきましても、しっかりと住民の方々に、特に利用者方々と言いますか、あそこを管理されている方々を含めまして、しっかりとした説明を行う必要があると思っているところであります。

○中村 慎一議員

本当に、説明が十分ではなかったというふうに私も思います。ちょっと行政官としては、ちょっと考えないといけないなというふうには思います。

ただですね、それでそのままいくという話なのですが、一方的な通告をして5年前から合意できなまま年数が経過して、昨年、関係者に説明があったようです。そして、今年に入って2回ほど協議がなされたと、その中で地元からは、利用者からの評判もいいと、温泉のためにも存続をしたいのだと、廃止には同意できないと、これまで宣伝等の努力を続けてきて、評価もされていないのだけれども、代替案を求めて返事がなく、要望書も提出したけれども、町長からは計画どおりにいきたいと通告をされたということで、非常に失望されていらっしゃいます。

最初の頃は、観光PR課に協議をしてくれという説明であったようですけれども、PR課からは何のことにもなかつたようで、PR課のことは、「リップサービスですかね」と、すでに計画どおりにすると決めておられたように感じるわけですね。そのように理解をしていいのでしょうか。

○角 茂樹副町長

ただいま御指摘のところにつきましては、私も7月30日の日に地元にお伺いをして、これまでの経緯等を踏まえた上で、廃止の方向への御説明をさせていただいたところでございます。

その中でも、区の方からも「代替案を持参して廃止を説明するべきではないか。」というような、御質問等も出たところではございます。ただ、私の方から申し上げたのは、「代替案というのは、行政からの一方通行ではなくて、地域の皆さんと協議を重ねさせていただきたいと、その中で案を作りながら、最終的にはやっぱり実施者というのは地元の方にお願いをしていかなければならぬことになりますので、そういったところで、我々の方から一方的な案という形ではなくて、一緒に積み上げをさせていただきたい。」という説明とお願いはさせていただいたというところでございます。

その中でもまた「廃止ばかりで、誰も寄り付かなくなるのではないか」というような御指摘等もいただいておりますけれども、これにつきましては、「また全体的な構想をもってまちの活性化への一助となるように、一緒にまた考えていただきたい」というお話をさせていただいたところでございます。

○中村 慎一議員

地元に担っていただかなければいけない案件だということで、町は考えていらっしゃるのでしようけれども、地元からは、町長に副町長もいらしたみたいですが、要望書を出されたと、思わしくない結果であったと、しかし、「キャンプ場だけでも続けてほしいのだ」ということをおっしゃっていらっしゃいます。

ただ、全体的な経理を見ていくと、やはり指定管理料がないと経営はできないと、管理費用を地元が負担してまではできないですよといったようなことですね。ですから、その代替案、

例えば、施設の維持管理に係る費用とか、そういうもののなんかの提示もないし、PR課でといったようなことでも、PR課からは何もない、そういうことで非常に失望されていらっしゃるわけです。

今、この廃止を決められた5年前とちょっと違って、このアウトドアが盛んですが、バンガローとかキャンプ場、非常に注目の的です。

近隣では、都城に大手のスノーピーク（Snow Peak）の民間施設ができています。

一度ぐらいは見に行ったほうがいいのかなということで、地元の皆さん方とも話をしましたけれども、町内でも県立公園とか、きららの楽校もですが、利用者は多いようです。昨年の利用実績を見ると、キャンプ場の関係は、町外からの利用グループが9割、利用者で85%、非常に入り込みが多いのです。この人たちが、口コミで入ってきていると、町は何もしてくれなかつたと、自分たちがSNSとかいろいろなことをお願いしながら広めてきたと、そういうことを言っておられます。昨日は一般質問の答弁で、町長は、「みんなが元気なまちづくりを進めたいと、みんなが元気になるまちづくりを進めたい、必要な投資は行いながら進めたい」と、そういう強い意思表示をされたわけですが、紫尾温泉は地元の皆さん方がおっしゃるのは、入口の石畳の進入路とか、回遊路、改良工事を進めていただいていると、「それは、キャンプ場廃止の振替校時なのですかね」といったようなことに取らざるを得ないといったようなことになりますけれども、これについて、どうなのでしょう。

○角 茂樹副町長

紫尾区とされての活性化の点についてでございますけれども、神の湯ふれあいキャンプ場事態を廃止する方針は説明させていただきました。その中で、今御指摘にあるように、施設を維持していきたいという中においては、我々として説明をさせていただいたのは、紫尾区とされて、当該施設について活用をしていただくのであれば、我々としては、その無償譲渡なり、議会の御審議をいただかないといけないわけですが、無償貸付というような方法はありますと、ただその中で、運営費用というところにつきましては、昨日の地域活性化の話でもありましたように、地域元気再生事業等を活用しながら、地域が「頑張る」というところには、しっかりとやっぱり応援はさせていただくので、そういうところの活用策というのも一緒になって考えてまいりましょうという説明はさせていただいたところでございます。

当然、廃止をするから道路を整備するとか、そういう観点で紫尾区の道路を整備するわけではなくて、やはり観光の中の拠点でもありますので、そういう中で来場者に対しての条件整備といった形での道路整備、今回、石畳の道路になるかと伺っておりますけれども、そういう観光客に魅力のある地域づくりというのについては、そういう面でも町としてはやっていくと。ただし、先ほど申しましたように、施設としては老朽化している、あるいは、周辺の整備等の状況を見ながら廃止をさせていただくところについては、そのような方針に基づいてさせていただきたいというお願いはしたところでございます。

○中村 慎一議員

今、無償譲渡もしくは、貸付ということありますが、地元は地元で負担をしながらのこういう運営というのはできないといったようなことをおっしゃっていますので、そうなりますと施設自体が、閉鎖されるといったようなことになるのですかね。

全体的に最初から振り返ってみると、今回の件につきましては、残念な形で結末を迎えるのかなと、といったようなそういう感じを受けるのですけれども、この個別施設計画、国が最初に始めた計画ですが、社会情勢とか、地域のニーズの変化に応じて計画内容を柔軟に変更することが認められていると、国は最初でそういうことを説明しています。

この5年間、計画期間中に、中間点で見直しの時期を設けても良かったのではないかと、今のキャンプブーム、こういう外からのお客さんがたくさん入ってきて、喜んで帰っていただく、そういう要因というのを考慮できなかつたのだろうかと、利用者が急増して施設の価値は著しく向上しているということですね。それでも廃止をするのかと、隣接する温泉場などへの影響はないのかといったようなことが、まず第一点。

それから、町の一方的な決定プロセス、地域の観光振興策との矛盾があるのではないかと、強い不満と懸念を持っていらっしゃいます。コミュニケーションが上手くいっていないというようなことかなと思うんですね、行政と地元が。

地元からは代替案とか、協力体制の提案がお願いをされたけれども、全く応じてもらえなかつたと、廃止ありきで話が進んでいったと、地元との合意プロセスが完全に欠落していたと、まあ言えばやり方が乱暴じゃないですかと、地元との話し合いは全くできていない。そういったようなことですね。

それから、3つ目が、石畳の道路整備とか、川沿いの道路拡幅などの工事、こういう工事を進めながら、キャンプ場を廃止するのかといったようなことへの不信ですね。

それから、キャンプ場管理人の努力、利用者の口コミ、SNSによって人気が高まってきていると、県外から多くの利用者が来ているのだと、ただそれに対して評価をしていただけない。「ようやくキャンプブームという時流に乗って育ってきた観光資源、これを捨てるようなものだ」と。

それから最後、「利益のない事業を地元が引き受けるのは非常に困難ですよ」ということですね。地元としては、町の姿勢をもう一辺変えていただいて、もうちょっと協議の場についていただけないかと、先ほど副町長からありました無償譲渡・貸付という方法で、地元負担が生じる方法で、そういうのが続けられるのかと、外から見て、この案件について、非常にさつま町役場の管理体制、ちょっとおかしく見られるのではないかなと思います。そこらをもう一辺、全体で再検討をされたほうがいいのではないかなと思いますけれども、町長はどうですか。

○上野 俊市町長

先ほども申しましたけれども、これで決定ということではございません。

今、2回ほど地元に入って、先ほど副町長からも説明がございましたけれども、「こういう案はどうでしょうか。」、「こういう形ではどうでしょうか。」という形でお話をさせていただいております。これは継続していく私はまだ協議の場だと、思っているところであります。

やり方によっては、やっぱり地元が直接的に受けたければ、利用料の関係等についても、今この利用料ではなくて、ある程度、運営ができるような利用料にできたり、いろんな使い方ができると思っています。ここあたりもしっかりと地元に寄り添った形で、今後も引き続き協議はしていきたいと思っているところであります。施設自体がなくなるというわけではありません。行政財産として廃止になりますけれども、その後の使い方というのは、またしっかりと協議していけばいいのではないかと、私は考えているところであります。

ただ、今言われましたけれども、地元の意見がなかなか聞いてもらえないというようなことがあったようであれば、ここについては真摯に受け止めながらしっかりと引き続き、協議はさせていただきます。

○中村 慎一議員

今度は町長の方で、地元に足を運んでいただいて、しっかりと説明をしていただいて、納得のいく形でこの案件は納めていただきたいなというふうに希望します。

次に行きます。

旧紫尾小学校の廃校舎についてですけれども、ここ10年、地域の人達も入ってみないのだと、この廃校舎については、地元の人達は非常にいろんなことに使えるのだがなという、そういう希望を持っていらっしゃいます。非常に地域の皆さん方からは、期待する声が上がっているようです。町長どうですかね、地元とこの案件につきましても協議をしていただいて、そしていい方向付けができれば、地域の人達は喜んでいただけると思うのですけれども、どうですか。

○上野 俊市町長

こここの施設の関係については、先ほど申しましたけれども、係争中であるため、地元に対しましても詳しい説明というのはできない状況ではございます。

地元からもあそこの元の図書室とか、サロンとして使いたいとか、いろんな御要望もあるようございますので、この裁判等の目途がしっかりと着けば、しっかりと地元に入って、また使い方等について協議をさせていただきたいと考えているところであります。

○中村 慎一議員

そこもしっかりと対応をしていただきたいと思います。

係争案件だから説明ができないというわけではなくて、先ほど、議場で説明があったような内容は、説明していただきてもいいのではないかなど思いますので、これはどうかよろしく取り扱っていただきたいというふうに思います。

次に、物価高騰による問題です。

今回、食材費について1,000万円ちょっと超える金額の予算計上はされておりますが、施設の皆さん方に話を聞きますと、施設は火の車です。とにかく人がいない、看護師が見つからない、外国人も入れたけれども続かない。費用も100万円単位かかるけれども、返ってこない。

ここ5年間ずっと赤字で、施設の運営も厳しいと言われます。

国や県の様子を見てと町長はおっしゃいますけれども、このまま、これらの事業所が立ち行かなくなつて困るというのは、生活に対して支援が必要な方々、自宅で生活ができない方々で、同時に家族の皆さん方です。ただ、県に習って食事代だけで、このまま置いていいのかなというふうに思うのですが、どうでしょう。

○上野 俊市町長

施設の運営関係等についての厳しさというのは、私も管理者の方から度々聞いているところであります。

非常に今、雇用関係等々、物価高騰等含めまして非常に厳しいと。特に、人材、ここについての厳しさというのは、切実なものとして私も受け止めているところであります。

そういう中にありますて、この施設もそうでありますけれども、他の企業の方々におきましても、外国人の方々に頼らないといけない状況等が多く出てきているところであります。そういう中にありますて、派遣人材の会社等に支払う非常に多額の経費等が負担になっているという声も聞いているところであります。

そこあたりを含めまして、どういう形で支援ができるのか、これにどう対応していくのかというのを今、多方面から研究はいたしているところでありますけれども、なかなかこれがその部分に対しての直接的な補助というのは難しいことから、どういう形で支援ができるかというのは、今、研究を、検討をしているところであります。

この実態については、私も十分理解しております。なんとかこれが解決できるような対策が講じていければと思っているところでございますけれども、この関係等については、このまちの問題だけではなくて、全国、各施設等でのやはり問題かと考えているところでございまして、そういうことからやはり国等のしっかりとした対策をまずしてほしいというのが、我々のお願いであ

るところであります。

○中村 慎一議員

研究をして、検討をしてということで、結論が先延ばしになっているようですが、県内で町村自治体の事例ですけれども、既に令和5年度、2年前から施設経営に対しまして、単価260万円とか、通所経営に40万円とか、非常に大きな金額で支援されている例もあるようです。これに対しては、思い切った支援が必要になるように思います。

8月末の共同通信社の記事ですが、南日本新聞にも出ておりましたけれども、全国の自治体の首長アンケートで97%が、介護保険の持続に危惧と。人手不足、費用膨張と載っていました。

これに上野町長は、アンケートに答えられたのでしょうか。施設の方々の話を聞きますと、先ほど来申し上げておりますけれども、実態としては、職員の高齢化、若手不足、職員不足は深刻で、職員の疲弊は甚だしく、これが離職につながっている。5年後、この施設が続いているのかなど、事業所の閉鎖リスク、これはひしひしと感じるということを、もう既におっしゃっています。ＩＣＴを使って、デジタル化がということなのでしょうけれども、高齢の職員は不慣れで、ちょっと入り込んでいけない。職員が高齢化する中で、利用者の重度化が進んでいると。人手がかかるのだと、それともう一つ、感染症、これは致命的だと、やりくりができるないと。国・県も何も対策に対して支援をしてくれないと。医療キットも高い。感染症になっても水際対策ができないということです。高齢の職員の業務は限られていると。夜勤とか、入浴介助、送迎は若手に集中するのだと。送迎中の交通事故等がよく新聞報道されますけれども、そういう結果ですね。外国人の雇用も、コストが高額で続かない。給与は日本人と同等で、人材は優秀なんだけど、事業所の負担というのは度外視している制度だと。単に、この人為基準を満たすだけで根本的な解決にはなっていないと。過去、雇われた外国人の方が途中で辞めて都会に行かれたと、資格を取っても最終的には待遇のいい都会を選ばれるよといったような、そういうことですね。

非常にこの施設等があつて、さつま町の場合はある程度介護保険料も安くなつて、努力もしていただいております。地域づくりで、いろんな活動をしていただいていて、何とかこの保険料も安くなつてきていますけれども、何とか考えていただきたい、思い切った独自の支援というのをやっていただくというのが大事じゃないかなと思います。町長自ら、老施協等の施設長の方々と直接、対話をして実情を聞いていただきたいというふうに思います。是非、そこはお願ひをしたいのですけれども、どうでしょう。

○上野 傑市町長

実態をより良く把握するためにも、これについては、御提案のありましたとおり、施設長と意見を交換する場を設けていきたいと思っているところであります。

○中村 慎一議員

非常に大事な案件です。地域の人達が不安に思つて、行政不信といったままで年数を過ごしていくというのは、非常に残念でなりません。しっかりと対応をしていただきたい。そしてまた、町民生活を支えていただいている福祉施設等の皆さん方が、元気に笑顔を振りまきながら仕事ができるような環境というのを作つていただきたいと思いますので、そこらは努力が必要ですけれども、頑張つていただきたいと思います。

質問をこれで、終わりたいと思います。

○新改 秀作議長

以上で、中村慎一議員の質問を終わります。

これで、通告に基づく一般質問を終わります。

△散　　会

○新改　秀作議長

以上で、本日の日程は全部終了しました。

明日は午前9時30分から本会議を開き、総括質疑を行います。

本日は、これで散会します。

散会時刻　午後1時57分

令和 7 年 第 3 回 さつま町議会定例会

第 4 日

令和 7 年 9 月 11 日

令和7年第3回さつま町議会定例会会議録

(第4日)

○開議期日 令和7年9月11日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議場

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（14名）

1番	岸 良 光 廣	議員	2番	上別府 ユキ	議員
3番	豎 山 秀 樹	議員	4番	徳 留 和 樹	議員
5番	橋之口 富 雄	議員	6番	古 田 昌 也	議員
7番	桑波田 大	議員	8番	武 さとみ	議員
9番	宮之脇 尚 美	議員	10番	柏 木 幸 平	議員
11番	有 川 美 子	議員	12番	川 口 憲 男	議員
13番	中 村 慎 一	議員	14番	新 改 秀 作	議員

欠席議員（なし）

○出席した議会職員は次のとおり

早 崎 行 宏	事 務 局 長	神 園 大 士	事務局長補佐兼議事係長
奥 平 一 樹	議 事 係 主 任		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

上 野 俊 市 町 長	角 茂 樹 副 町 長
中 山 春 年 教 育 長	富 滿 悅 郎 総 務 課 長
大 平 誠 総 合 政 策 課 長	垣 内 浩 隆 財 政 課 長
川 崎 里 志 ほけん福祉課長	内 村 千 鶴 ほけん総括監
久保田 春 彦 こども課長	山 口 良 浩 農 林 課 長
上谷川 征 和 森づくり推進監	太 田 竜 也 産業・定住支援室長
原 田 健 二 建 設 課 長	藤 園 育 美 教育総務課長
井手口 勉 学 校 教 育 課 長	中 村 英 美 社会教育課長

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第44号 さつま町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 第 2 議案第45号 さつま町立学校条例の一部改正について
- 第 3 議案第46号 さつま町水道事業給水条例の一部改正について
- 第 4 議案第47号 さつま町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について
- 第 5 議案第48号 令和7年度さつま町一般会計補正予算（第5号）
- 第 6 議案第49号 令和7年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 7 議案第50号 令和7年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第 8 議案第51号 令和7年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 9 議案第52号 令和7年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）

議 案 付 託 表

委員会	議案番号	件名
総務厚生 (第1委 員会室)	4 4 4 8 4 9 5 0 5 1	さつま町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改 正について 令和7年度さつま町一般会計補正予算（第5号）（関係分） 第1条 歳入歳出予算の補正 歳 入 1 1款 地方譲与税 1 5款 国庫支出金（関係分） 1 6款 県支出金（関係分） 1 7款 財産収入（関係分） 1 9款 繰越金（関係分） 2 0款 繰越金 2 2款 町債 歳 出 1 款 議会費 2款 総務費 3款 民生費 4款 衛生費 9款 消防費 人件費全部 第2条 債務負担行為の補正 第3条 地方債の補正 第4条 地方債の補正 令和7年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号） 令和7年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） 令和7年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
文教経済 (第2委 員会室)	4 5 4 6 4 7 4 8	さつま町立学校条例の一部改正について さつま町水道事業休止条例の一部改正について さつま町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技 術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について 令和7年度さつま町一般会計補正予算（第5号）（関係分） 第1条 歳入歳出予算の補正 歳 入 1 3款 分担金及び負担金 1 5款 国庫支出金（関係分） 1 6款 県支出金（関係分） 1 7款 財産収入（関係分） 1 9款 繰入金（関係分） 歳 出

委員会	議案番号	件名
	5 2	6 款 農林水産業費 7 款 商工費 8 款 土木費 10 款 教育費 11 款 災害復旧費 令和7年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）

△開 議 午前9時30分

○新改 秀作議長

おはようございます。ただいまから、令和7年第3回さつま町議会定例会第4日の会議を開きます。

本日の日程は、配布しております議事日程のとおりであります。

これから、9月4日に提案がありました議案第44号から議案第52号までの議案9件について総括質疑を行います。

なお、質疑にあっては、総括的な事項について質疑を願います。

△日程第1 「議案第44号 さつま町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」、
日程第2 「議案第45号 さつま町立学校条例の一部改正について」、日程第3 「議案第46号 さつま町水道事業給水条例の一部改正について」、日程第4 「議案第47号 さつま町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について」

○新改 秀作議長

まず、日程第1 「議案第44号 さつま町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」から日程第4 「議案第47号 さつま町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について」までの議案4件を一括して議題とします。

本案の提案理由については、説明済みであります。

これから、ただいまの議案4件に対する質疑を行います。質疑は、ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○新改 秀作議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案4件については、配布しております議案付託表のとおり、各常任委員会に審査を付託します。

△日程第5 「議案第48号 令和7年度さつま町一般会計補正予算（第5号）」

○新改 秀作議長

次は、日程第5 「議案第48号 令和7年度さつま町一般会計補正予算（第5号）」を議題とします。

本案の提案理由については、説明済みであります。

これから、本案に対する質疑を行います。質疑は、ありませんか。

○古田 昌也議員

おはようございます。一点だけ、お伺いいたします。

今、通知をさせていただいたのですが、説明資料の9ページ歳入のことについてであります。教育総務課の国庫補助金、盈進小学校及び佐志小学校のトイレの改修工事に採択されなかつたと、至らなかつたという内容になっているのですが、これは採択されなかつた理由であつたりとか、

そういうことは、理由はわかっているのでしょうか。

また、そういった形のことで次回こういうことをお願いしようとした時に、何かそういう改正というか、改修というか、改革みたいなんを、採択されるような書き方はこういうふうにした方がいいよなという検討はなされたのか、お聞かせください。

○藤園 育美教育総務課長

ただいま御質問のありました不採択になった理由については、直接的な理由というのは、お伺いはできていないのですが、6月13日付で、学校施設環境改善交付金の執行についてという文書がございました。

そこの中では、「学校統合など、近年の整備動向により当初予算における負担金の割合が大きく、今後も同様に推移する予定。」予算が大きくなつたということ、あとは、「令和7年度は例年以上の需要増が見られ、年度当初内の内定時点で一部事業の採択を保留した。」さらに、「令和7年度の内定時には、予算状況を踏まえ、耐震化、特別支援学校の新增築、学校統合、防災機能強化、バリアフリー化などの事業の緊急性に鑑み採択した。」というようなことを示されました。

また、この事業は、2回目採択も実施されますが、現実予算での状況は難しい状況と示された事業の中に、トイレの大規模改造工事があり、2回目での採択は難しいと判断いたしました。さらに、採択されても採択後の着工と年度内完成が条件となっております。

1回目採択の時期も例年よりもやはり予算ということが難しかったというところがございまして、1か月以上、通知が遅れています。こういうことを考えた時に、年度内完成は難しいことも協議した上で、今回は地方債を活用させていただくことにしました。

次のまたこういう事業を申請するときというところは、なかなか例年どおり申請するという方法しか、こちらの方では対策はないと考えております。

○上別府ユキ議員

所管が違いますので、ちょっとお伺いしたいことがございます。

13ページ、14ページに、物価高騰対策医療福祉施設への支援が書かれているのですが、食材費に対して1人当たりの単価の計算が高齢者施設では3,000円、障害者施設では2,000円、介護保険施設では3,000円と、3,000円と2,000円の開きがあるのですけれども、ここの差についてはどのように考えていらっしゃいますか。

○川崎 里志ほけん福祉課長

ただいまの御質問の重点支援地方交付金を活用いたしまして、医療、障害、高齢者施設等に対する食材費の補助ということで、今回提案させていただいたところであります。

今回、給付をするこの単価については、実は県が令和6年度の補てんをしております。それに習いまして、令和7年度の分ということで今回、町で補てんをさせていただくことにしたところであります。

この単価につきましては、県が示した単価ということになっておりまして、例えば医療でいきますと、1か月当たりの単価を1,070円ということで、1月当たりを計算しているようあります。この基になっているものにつきましては、食材費の上昇率3.5%を高騰額相当分と積算をして計算してあるようあります。それがベースになっておりまして、年間分を各それぞれの障害、高齢者で試算をしたところが2,000円、3,000円という単価で示されたものになっております。

ちなみに、障害者施設につきましては、町内入所・通所で7施設。医療が5施設、介護が22施設に対しまして、今回、給付をするという形になっております。

○有川 美子議員

おはようございます。

それでは、総括質疑ということで、文教の方に関係あることをするのですが、先ほど、古田議員から1問目質問があったところ、私も同じところを思っておりましたので、続いて質問させていただきます。

先ほどのところ補正予算書の9ページ、今、課長から説明があったとおり、文部科学省の方の当初予算から学校施設の整備の補助金については、3分の1ほど減額になったというようなことが報道とかでもございました。2回目採択を見送ったということですが、学校トイレについては、昨年度、同僚議員の方から一般質問もありましたが、その予定、和式トイレを1つは残して、ほかを洋式化していくというところですが、この工事の進めていく方向性に変わりはないのかというのが一点。

あと、20ページ上段の給食センター費。説明資料御覧ください。20ページ上段の給食センター費、こちらの方は、修繕料の方とかが入っているのですが、こちらの方も一般財源のところがマイナス283万8,000円で、財源内訳のところに国庫支出金の方が484万1,000円というふうになっているのですが、事業費自体はここには200万3,000円と出ております。この内訳の金額が合わないと思うのですが、この484万1,000円の残り分というのが、どこか事業費あるのかどうかという確認をちょっとしたいと思います。以上、二点お願ひします。

○藤園 育美教育総務課長

ただいま御質問をいただきました、洋式トイレの改修について方向性に変わりがないかということなのですが、当初予算で説明差し上げましたとおり、3年計画で今、言われますとおり、和式を一部残して、あとは洋式、暖房便座というところに変える計画は変わっておりません。

○垣内 浩隆財政課長

ただいまの給食センターの充当部分で、国庫支出金の方が大きいという形での御質問でございますけれども、こちらにつきましては、5ページにあります物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1,383万4,000円ですが、こちらがさつま町に配分された金額でございまして、今回、先ほどからありますように物価高騰の食材費への充当という部分も説明させていただいておりますけれども、給食センター一分につきましては、当初予算で計上いたしました給食費助成。食材高騰に係る保護者負担軽減のための助成という形で、当初予算に計上しておりますけれども、こちらの方に充当させていただくという形で今回の予算の方に歳入として計上させていただいたというところでございます。

○中村 慎一議員

一般会計の歳入にあります、国庫補助金の予算書の11ページにあります2,879万7,000円。物価高騰と新しい地方経済と2件あるようありますが、この予算説明資料では12ページとそれ以下、それぞれ款・項に分けて物価高騰等、一応予算計上をしてありますけれども、まずGDXセンターの関係、施設使用料でうましき里を借り上げて、ここを事務所代わりにされるといったようなことですが、GDXを進めるにあたって、研修とかいろいろ行かれるようありますけれども、方向付けとしてどういうような方向付けでされるのか、街中にやっぱり事務所を構えて、地域の皆さん方もですが、やっぱり情報発信をしながら取組を進めるというような、そういうことの方がより効果的ではないかなと思うのですが、全体的な考え方を一点説明いただきたい。

それともう一つは、昨日の質問でもやりましたけれども、物価高騰に対する食材費等の支援、それぞれ各款・項で説明してありますが、これにつきましては、ちょっとやはり議会全体でどう

ということになっているのか、詳細について知る必要があると思います。ただ委員会で説明すればいいと言ったようなものではないと思いますので、これについて説明いただきたい。出来れば、資料等もあれば大変皆さん助かると思うのですが、それについて二点よろしくお願ひいたします。

○大平 誠総合政策課長

それでは、GDXセンターの全体像ということで説明させていただきます。

先ほど、きららの楽校の方の施設でセンターを開くというような形で今回、補正をお願いしているところでございますけれども、実質、この事業につきましては、女性が活躍できるまちづくり事業というのが一つの大きな柱になっているところでございます。

そして、さつま町で女性のデジタル人材を育成します。その育成された方が、例えば、在宅ワークができるようなスキルを磨いていただきまして、一応、きららの楽校でもそういった事業ができると、当然、自宅에서도できますと、そして、今回の説明資料の中にもありますように、屋地楽習館のWi-Fi環境も整備するということで書いてございますけれども、これは、どこでもできる、どこでも自分の好きな時間に仕事ができるという体制を構築していこうというものでございます。

そして、そういった中で、女性の方々がスキルを磨いていただきて、起業をしていただく、あるいはwebデザイナーとかですね、そういったデジタルに特化したもので仕事を作っていくというような形で考えているところでございます。

ですので、場所は選びません。今回の事業では。鉄道記念館の方も一応、候補としては上げておりますし、薩摩支所の方でも、そういった業務ができるように、Wi-Fi環境を整備したり、そういったものを整えていくというところで、場所を選ばない仕事づくりというようなことが一つの柱となっているところでございます。

○川崎 里志ほけん福祉課長

ただいま御質問をいただきました、物価高騰に対する部分に関してですが、介護保険の関係につきましては、2か月に1度行われます運営会議、そして各施設に出向きまして現状を確認した部分もございます。

その中で昨年3月に行われました報酬改定に伴う収入の減、今、現在なります物価高騰の関係というのを協議させていただいたところです。

その中でも、食材費に関しましては、当初、グループホーム等が立てました予算とは、かけ離れた形で支出をされているというようなお話を伺っております。

そのような事実を踏まえまして、今回、食材費を補てんするということに至ったところであります。

あと、昨日、中村議員の方からありましたとおり、新聞報道等でもあります「介護保険がかなり危機的状況にある」というのも、実は把握させていただいておりまして、東京の方では、その報酬減額分を区が補てんするというような事業も行っているようありました。それ等も踏まえまして、昨日、町長の方も答えましたとおり、意見を伺いながら何らかの支援ができないかというところを検討していきたいなと考えておりますので、今後とも検討は進めていきたいと思います。

○中村 慎一議員

そういうことはよくわかりますけれども、例えば、今回、食材費等の補てんをされると、補助を出される。そこについて、全体的な説明をしていただきたいということでお願いをしているわけです。保育所であったり、福祉施設であったり、介護もですけれども、病院とか、そういうところで、今回、上限なんかも定めてといったような話でありましたけれども、そこについて、

ちゃんと説明していただきたいということでお願いをしたのですが。

○川崎 里志保健福祉課長

すみません、今の御質問に対して漏れておりました。詳細につきましては、このあと、資料等でお示しできればと思いますが、単価等につきましては先ほど申しましたとおり、県から示されたものということになっております。まずは、物価高騰分というところで補てんをさせていただく形になります。

それと、今回、上限をもたせていただきまして、単価に定数を掛けさせていただきまして、50万円を上限という形でさせていただいております。あと、通所等の事業所につきましては、1事業所当たり単価というような形でさせていただいております。いずれにしても県の部分を使わせていただいておりますが、町としましては、上限を設けているというところが相違するところであります。

○川口 憲男議員

20ページの公民館等管理運営事務費が今回、補正として出されているのですが、3公民館が4,500万円ぐらい。これが最終補正と見てよろしいのですか。

○中村 英美社会教育課長

今回、補正の方で上げさせていただきました3施設とも、譲渡を受けるにあたり要望のあったものでございます。

工事としては、大きなものはもうすべてこの中に入れてございます。

○川口 憲男議員

大きなものというか、これが最終的に、各区から出された条件だとは思うのですけれども、これから、この施設が全部、各区に譲渡されて、運営からいろんなことが、各区でやっていかなければならぬということで、町の手を離れるというようなことになるのですけれども、地域のコミュニティセンターとしての利活用をしていく中では、いろんな点が出てくると思うのですが、その後の対策としては随時、補正を認めるのか、そこあたりの考え方はどうなのですか。

○中村 英美社会教育課長

経費の掛かる部分については、また補正というものが必要でしたら、そこは御提案させていただきますけれども、ソフト面的なところにつきましては、今現在、公民館等々と一緒に協議をしておりますので、その中で話をしながらやっている状況でございますので、事業費という形でのものは、今のところはもうないというところで考えているところでございます。

○大平 誠総合政策課長

公民館の整備等につきましては、現在もございますけれども、施設整備事業ということでそういった申出をしていただいて、申請を上げていただいて、そういう改修改善の取組というのは、これまでもやっておりますので、今後も続けていくという考え方であります。

○川口 憲男議員

経費の多額になる分については、今後も申請によってできるというのをお聞きしましたので、是非、そうしていただきたい。

というのが、現在の状態では例えば、柏原地区にても施設の屋根外壁等の改修工事上げています。神子地区も上げていますし、鶴田地区も上げています。しかし、それ以外のところです。

ついこの前、役員会に私も出席しましたところ、入口の扉を壊されていて、「それはどうなるか」ということだったけれども、「申請はしてみなさい」ということは言ったのですけれども、やっぱり今、各家庭といいますか、防犯カメラ、大きな金額ではないけれども、多少的にはそういうところにも影響が出てくるのではないかと思うし、当然、管理していく中では、地域

がそこも責任をもってやらなきやならないところだとは思うのですけれども、そこあたりの金額までは考えていないのか。

○大平 誠総合政策課長

施設の中の扉とか、壊れて修繕をするということでございますけれども、先日、一つの公民会が持つ公民館について、そういう状況がございまして、申請があったところでございます。

慎重に審査をいたしまして、交付決定をさせていただいたところでございますので、見積書等を添えて申請をしていただくことが、まず第一だというふうに考えております。

それから、防犯カメラにつきましても、今、そういった情勢が非常に、各公民会で独自にそういったものを付けていらっしゃるところもありますので、そういったものを鑑みまして、町の補助でもできないかというところは検討させていただきたいと考えております。

○新改 秀作議長

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○新改 秀作議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第48号については、配布しております議案付託表のとおり、分割してそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

△日程第6 「議案第49号 令和7年度さつま町国民健康
保険事業特別会計補正予算（第1号）」、日程第7 「議
案第50号 令和7年度さつま町後期高齢者医療特別会
計補正予算（第1号）」、日程第8 「議案第51号 令
和7年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第
1号）」、日程第9 「議案第52号 令和7年度さつま
町上水道事業会計補正予算（第1号）」

○新改 秀作議長

次は、日程第6 「議案第49号 令和7年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」から日程第9 「議案第52号 令和7年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）」までの議案4件を一括して議題とします。

各議案の提案理由については、説明済みであります。

これからただいまの議案4件に対する質疑を行います。質疑は、ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○新改 秀作議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案4件については、配布しております議案付託表のとおり、各常任委員会に審査を付託します。

本日から9月16日までの各常任委員会の審査会場は、総務厚生常任委員会が第1委員会室、文教経済常任委員会が第2委員会室となっております。

△散 会

○新改 秀作議長

以上で、本日の日程は全部終了しました。

9月24日は午前9時30分から本会議を開き、各議案の審議を行います。
本日は、これで散会します。

散会時刻 午前9時57分

令和 7 年 第 3 回 さつま町議会定例会

第 5 日

令和 7 年 9 月 24 日

令和7年第3回さつま町議会定例会会議録

(第5日)

○開議期日 令和7年9月24日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議場

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（14名）

1番	岸 良 光 廣	議員	2番	上別府 ユキ	議員
3番	豎 山 秀 樹	議員	4番	徳 留 和 樹	議員
5番	橋之口 富 雄	議員	6番	古 田 昌 也	議員
7番	桑波田 大	議員	8番	武 さとみ	議員
9番	宮之脇 尚 美	議員	12番	川 口 憲 男	議員
13番	中 村 慎 一	議員	14番	新 改 秀 作	議員

欠席議員（2名）

10番	柏 木 幸 平	議員	11番	有 川 美 子	議員
-----	---------	----	-----	---------	----

○出席した議会職員は次のとおり

早 崎 行 宏	事 務 局 長	神 園 大 士	事務局長補佐兼議事係長
奥 平 一 樹	議 事 係 主 任		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

上 野 俊 市 町 長	角 茂 樹 副 町 長
中 山 春 年 教 育 長	富 満 悅 郎 総 務 課 長
垣 内 浩 隆 財 政 課 長	堀 孝 志 町 民 環 境 課 長
川 崎 里 志 ほけん福祉課長	内 村 千 鶴 ほけん総括監
山 口 良 浩 農 林 課 長	太 田 竜 也 産 業・定 住 支 援 室 長
原 田 健 二 建 設 課	出 水 隆 水 道 課 長
紺 屋 一 幸 代 表 監 査 委 員	上 野 加 奈 子 監 査 委 員 事 務 局 長
藤 園 育 美 教 育 総 務 課 長	中 村 英 美 社 會 教 育 課 長

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第44号 さつま町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 第 2 議案第45号 さつま町立学校条例の一部改正について
- 第 3 議案第46号 さつま町水道事業給水条例の一部改正について
- 第 4 議案第47号 さつま町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について
- 第 5 議案第48号 令和7年度さつま町一般会計補正予算（第5号）
- 第 6 議案第49号 令和7年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 7 議案第50号 令和7年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第 8 議案第51号 令和7年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 9 議案第52号 令和7年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）
- 第10 議案第56号 令和6年度さつま町歳入歳出決算の認定について
- 第11 議案第57号 令和6年度さつま町上水道事業会計決算の認定について
- 第12 議案第58号 令和6年度さつま町農業集落排水事業会計決算の認定について
- 第13 議案第59号 令和6年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金等の処分について
- 第14 報告第 9号 令和6年度健全化判断比率の報告について
- 第15 報告第10号 令和6年度資金不足比率の報告について
- 第16 所管事務調査報告の件
- 第17 議員派遣の件
- 第18 閉会中の継続調査の件

△開 議 午前9時30分

○新改 秀作議長

おはようございます。ただいまから、令和7年第3回さつま町議会定例会第5日の会議を開きます。

10番、柏木幸平議員、11番、有川美子議員から本日の会議に欠席する旨、届出がありましたのでお知らせします。

本日の日程は、配布しております議事日程のとおりであります。

△日程第1 「議案第44号 さつま町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」、
日程第2 「議案第45号 さつま町立学校条例の一部改正について」、日程第3 「議案第46号 さつま町水道事業給水条例の一部改正について」、日程第4 「議案第47号 さつま町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について」、日程第5 「議案第48号 令和7年度さつま町一般会計補正予算（第5号）」、日程第6 「議案第49号 令和7年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」、日程第7 「議案第50号 令和7年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」、日程第8 「議案第51号 令和7年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」、日程第9 「議案第52号 令和7年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）」

○新改 秀作議長

日程第1 「議案第44号 さつま町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」から、日程第9 「議案第52号 令和7年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）」までの議案9件を一括して議題とします。

これから、それぞれの常任委員会に付託した議案について、各委員長の審査報告を求めます。
まず、総務厚生常任委員長の審査報告を求めます。

[武 さとみ総務厚生常任委員会副委員長登壇]

○武 さとみ総務厚生常任副委員長

本日、委員長が欠席のために、私、副委員長が報告いたします。

総務厚生常任委員会の審査の過程と結果について、御報告を申し上げます。

当委員会に付託されました議案については、慎重に審査を行った結果、「議案第44号 さつま町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」、「議案第48号 令和7年度さつま町一般会計補正予算（第5号）」関係分、「議案第49号 令和7年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」、「議案第50号 令和7年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」及び「議案第51号 令和7年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」以上の議案5件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第44号」であります。

今回の改正は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づく基幹業務システムの標準化に伴い、基幹業務システム間や中間サーバ間の連携業務をより円滑にするため、現行の各システムの一部が個別に付番・管理している住登外者の宛名番号を单一の宛名番号に統一することとし、「住登外者宛名番号管理機能」によって事務等を行う予定であることから、本条例の一部を改正しようとするものであります。

質疑の中で、施設等へ入所されている方の扱いについてただしましたところ、町外の高齢者福祉施設等への入所に伴い、本町の被保険者資格を継続したまま転出する方なども対象に含まれる。また、単一の宛名番号に統一することにより、庁舎内の各事業間において統一が図られるとのことです。

次は、「議案第48号」の関係分であります。

歳出の2款1項2目、行政管理費には、さつま町20周年記念事業に関する経費として369万円が計上されております。これは、町民表彰及び式典参加者等への記念品、前夜祭意見交換会食糧費、新聞広告料等であります。

質疑の中で、記念式典は何名程度を予定しているのかただしましたところ、来賓、招待者及び一般参加者を含めて500名程度を想定している。また、開催場所は薩摩農村環境改善センターを予定しているとのことであります。

次に、2款1項7目、企画費には、創生GDXセンター事業に係る経費として3,225万7,000円が計上されております。これは、センターの運営やプロジェクトの進行管理に係る経費、女性デジタル人材育成事業に係る経費及び屋地樂習館のWi-Fi整備に係る経費等であります。

質疑の中で、内閣府や東京都内の大学、先進地視察の旅費が計上されているが、その内容や目的についてただしましたところ、デジタル関係の寄附講座等を行っている先進的な大学と県内の大学生との交流を図り、学生の意見をまちづくりやDX推進に生かし、さらには本町への移住定住を促進させる足がかりをつくっていきたいと考えている。また、全国で多くの事業例があるため、優良事例を参考にしながら、本町にも取り入れていきたいとのことであります。

次に、2款1項16目、諸費には、税収入償還費として600万円が計上されております。これは、法人町民税において、確定申告により確定した額と、予定申告で納付された額に過納が生じたため、その過納金を還付した結果、今後の執行見込額に不足が生じる見込みとなったことから、所要額を補正するものであります。

次に、2款3項1目、戸籍住民基本台帳費には、備品購入費として53万3,000円が計上されています。これは、出入国管理及び難民認定法等の一部改正に伴い、在留カード等とマイナンバーカードを一体化した特定在留カード等の交付が可能となり、在留カードや特定在留カード等のICチップに住居地等を記録することとなったことから、住居地等を記録する端末及びカードリーダーを購入する経費であります。

質疑の中で、本町における対象者がどのくらいいるのかただしましたところ、住民基本台帳に登録のある外国人は500名程であり、その中でマイナンバーカードの取得者は230名程である。また、在留カード等とマイナンバーカードを一体化した特定在留カード等の取得は任意になるとのことであります。

次に、3款1項4目、介護保険対策費には、物価高騰対策医療福祉施設等支援給付金事業費として179万円が計上されております。これは、食料品の物価高騰の影響を受けている介護保険施設や高齢者福祉施設に対し、事業の運営を支援するための給付金を給付するものであります。

また、他の事業においても同様の給付金が障害福祉施設及び医療機関に対して給付されることがあります。

質疑の中で、事業所等に対して給付金を給付することについて、食材費の物価高騰を受けて事業所等の実質的な負担は大きくなっていることが推測されるが、実態の把握をしているのかただしましたところ、事業所等の負担が増えてきていることは把握している。給付を行ったあとに再度、実態調査を行うことを検討しているとのことです。

この回答を受けて、事業所等の負担だけでなく、利用者負担の部分についても調査を行うよう要請したところであります。

次に、3款2項3目、保育所運営費には、保育所等給食支援事業として765万円が計上されています。これは、物価高騰に直面する子育て世帯の経済的負担軽減と、従来どおりの給食等の実施が確保されるよう保育所等に対して必要な経費を支援するための交付金であります。

質疑の中で、年々園児が減少している状況において当該事業を行うことにより、保育所等の経営状況は少しでもよくなりつつあるのかただしましたところ、「この事業だけでは特段の支援ができるとは言い難い。また、出生数の減少については保育所等も危機感を持たれている。今後、町としてどのような支援ができるのか、保育所等の意見を聞きながら検討していきたい」とのことです。

次に、歳入の11款1項1目、地方交付税には、普通交付税として9,354万円が計上されています。これは、今回の補正予算において、特定財源の合計額が歳出補正額に不足することから、その財源として充当するものであります。また、令和7年度の交付基準額は45億3,468万9,000円であり、令和6年度の当初交付基準額と比較すると1億5,276万2,000円の増であるとのことです。

質疑の中で、前回の国勢調査において人口は減少しているが、今後、普通交付税に対する国勢調査人口の影響をどの程度想定しているのかただしましたところ、国勢調査人口の影響は大きく、今後は40億円ほどで推移していくのではないかと見込んでいるとのことです。

この回答を受けて、今後は厳しい財政状況が予測されることから、財政課を中心に適切に対処するよう要請したところであります。

次に、15款2項1目、総務費国庫補助金には、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金として1,383万4,000円が計上されております。これは、介護保険施設や医療機関に対して行う物価高騰対策医療福祉施設等支援給付金や、学校給食の食材費に対する助成事業に充当するものであります。

次は、「議案第49号」であります。

歳出の1款1項1目、総務一般管理費に115万8,000円が計上されております。これは、マイナンバーカードと保険証の一体化に伴う周知広報に係る経費及び、子ども・子育て支援金制度の創設に伴うシステム改修負担金であります。

次は、「議案第50号」であります。

歳出の1款1項1目、一般管理費に52万8,000円が計上されております。これは、子ども・子育て支援金制度の創設に伴うシステム改修負担金であります。

次は、「議案第51号」であります。

歳出の4款1項1目、介護保険給付費準備基金に5,536万3,000円が計上されております。これは、介護保険給付費準備基金の積立金であります。

以上で、総務厚生常任委員会の報告を終わります。

[武 さとみ総務厚生常任委員会副委員長降壇]

○新改 秀作議長

これから、総務厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑は、ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○新改 秀作議長

質疑なしと認めます。これで、総務厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、文教経済常任委員長の審査報告を求めます。

[橋之口富雄文教経済常任委員長登壇]

○橋之口富雄文教経済常任委員長

文教経済常任委員会の審査の過程と結果について、御報告を申し上げます。

当委員会に付託されました議案については、慎重に審査を行った結果、「議案第45号 さつま町立学校条例の一部改正について」、「議案第46号 さつま町水道事業給水条例の一部改正について」、「議案第47号 さつま町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について」、「議案第48号 令和7年度さつま町一般会計補正予算（第5号）」（関係分）、及び「議案第52号 令和7年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）」、以上の議案5件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第45号」であります。

今回の改正は、不登校生徒への学びの保障に向け実態に配慮した特別の教育課程を実施する必要があるため、学びの多様化に特化した宮之城中学校分教室を開設することに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

設置場所については、分教室は同一校種内には設置できないため、山崎小学校の特別教室棟に宮之城中学校分教室を設置するものであります。

次は、「議案第46号」であります。

今回の改正は、災害その他非常の場合において、地元の給水装置工事事業者の確保が困難となると判断される場合に、他の水道事業者が指定した工事事業者が給水装置工事を実施できるよう、条例の一部を改正するものであります。

質疑の中で、現在本町に登録している指定給水装置工事事業者について確認しましたところ、全体で93件あり、内訳は町内事業者が16件、県内事業者が75件、県外事業者が2件であるとのことであります。

次は、「議案第47号」であります。

今回の改正は、水道事業における技術者、布設工事監督者及び水道技術管理者不足への対応として、資格要件を柔軟化し、他分野の技術者も認定対象とすることで、水道施設の安全な維持管理体制の充実を図るため、本条例の一部を改正するものであります。

次は、「議案第48号」の関係分であります。

まず、歳出の6款1項5目、農産園芸振興費には、みどりの食料システム戦略推進総合対策事業費として220万4,000円が計上されております。内容は、有機転換推進事業補助として茶農家2戸に対する補助であります。

次に、7款1項8目、移住定住促進事業費には、民間賃貸住宅建設等促進補助金として2,442万3,000円が計上されております。これは、轟原地区の新築物件と船木地区のリフォーム物件、計2件に対する補助金であります。

質疑の中で、これまでの事業実績についてただしましたところ、制度開始以降、14件

159戸の事業承認を行い、本年4月末現在で7件78戸に対する補助金の交付を行った。令和7年5月末時点での入居状況調査では、73戸93名が入居し、入居率は93.6%、うち町外からの転入が49戸で転入率は67.1%であったとのことであります。

次に、10款5項4目、公民館等管理運営事務費には、集会施設等の譲渡に伴う工事請負費として4,030万円が計上されております。内容は、鶴田地区3施設、鶴田地区コミュニティセンター・神子地区コミュニティセンター・柏原地区集会施設の改修工事で、令和8年4月に譲渡を予定していることから、地元からの改修要望に対応するものであります。

質疑の中で、屋根瓦塗装と外壁修繕に3施設で4,030万円もの経費が計上されているが、工事の積算が適正にされているかただしましたところ、今回、屋根瓦塗装や外壁修繕のほかに、シーリング工事、トイレの洋式化、天井修繕、床塗装、壁紙張替等を予定しており、工事請負費の予算は直接工事費及び管理費等を含めて積算しているとのことであります。

この回答を受けて、今回の一般会計補正予算の説明資料には、工事内容に関する記載がなく、課長による口頭説明のみであった。常任委員会が付託された議案を適切に審査するためには、最低限記載すべき事項は説明資料に明記するよう要請したところであります。

次に、10款6項3目、給食センター費には、調理器具等の修繕に係る費用として200万3,000円が計上されております。内容は、給食センター内の調理器具等の老朽化に伴うバルクガスメーター分配管、LPガス遮断弁、連続炊飯器メインバーナー、コンテナ消毒装置等の修繕であります。

次に、11款2項1目、公共土木施設災害復旧事業費7,000万円は、令和7年8月の豪雨による災害復旧に係る経費で、河川5か所4,600万円、道路5か所2,400万円が計上されております。

質疑の中で、災害箇所について確認したところ、道路は中津川地区の武松八重線、求名地区的戸子田広橋線2か所及び上之原3号線、白男川地区的白男川穴城線の5か所、河川は船木地区的五反田川、田原地区的布田川、永野地区的南川2か所、久富木地区的出石川の5か所とのことであります。

次は、「議案第52号」であります。

収益的収入については、11款、水道事業収益を309万6,000円増額し4億4,231万2,000円とするものであります。資本的収入については、31款、資本的収入を1,944万3,000円増額し3億2,151万円とし、資本的支出については、41款、資本的支出を5,350万円増額し5億3,164万5,000円とするものであります。

質疑の中で、今後の水道事業の経営についてただしましたところ、令和6年度に水道料金の改定を実施し黒字となつたが、令和7年度は物価高騰等により670万円程度の赤字が見込まれる。今後3年から5年後には、水道料金の改定が必要になるとのことであります。

最後に、「民間賃貸住宅建設等促進事業補助金について」特に町長の出席を求め、見解をただしたところであります。

本事業の令和7年度終了後の継続について、特に、地元事業者への配慮を含めた今後の方向性についてただしましたところ、民間賃貸住宅建設等促進事業は時限的な措置として、3年間の期間を設けて実施してきており、令和7年度をもって終了予定である。新築住宅関係については一定の効果があったと評価し、予定どおり終了する。

一方、リフォーム事業については、既存入居者がいることにより一気にリフォームができない状況があることから、今後の状況を見ながら新たな制度として立ち上げを検討している。その際は、地元業者への受注機会の拡大を重視した制度設計を目指し、建築業者だけでなく、資材調

達についても可能な限り地元調達を基本としながら、地元経済への波及効果を重視した制度構築を検討していきたいとのことであります。

以上で、文教経済常任委員会の報告を終わります。

[橋之口富雄文教経済常任委員長降壇]

○新改 秀作議長

これから、文教経済常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑は、ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○新改 秀作議長

質疑なしと認めます。これで、文教経済常任委員長に対する質疑を終わります。

これから順に、討論、採決を行います。

まず、議案第44号から議案第47号の議案4件について、一括して討論を行います。討論は、ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○新改 秀作議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、「議案第44号 さつま町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」から「議案第47号 さつま町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について」までの議案4件について、一括して採決します。

議案第44号及び議案第47号の議案4件に対する各委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって、「議案第44号 さつま町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」から「議案第47号 さつま町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について」までの議案4件は、各委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第48号について討論を行います。討論は、ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○新改 秀作議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第48号 令和7年度さつま町一般会計補正予算（第5号）」を採決します。

本案に対する各委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって、「議案第48号 令和7年度さつま町一般会計補正予算（第5号）」は、各委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第49号から議案第52号までの議案4件について、一括して討論を行います。討論は、ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○新改 秀作議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第49号 令和7年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」から「議案第52号 令和7年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）」までの議案4件について、一括して採決します。

議案第49号から議案第52号までの議案4件に対する各委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって、「議案第49号 令和7年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」から「議案第52号 令和7年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）」までの議案4件は、各委員長報告のとおり原案可決されました。

△日程第10 「議案第56号 令和6年度さつま町歳入歳出決算の認定について」、日程第11 「議案第57号 令和6年度さつま町上水道事業会計決算の認定について」、日程第12 「議案第58号 令和6年度さつま町農業集落排水事業会計決算の認定について」、日程第13 「議案第59号 令和6年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金等の処分について」

○新改 秀作議長

次は、日程第10 「議案第56号 令和6年度さつま町歳入歳出決算の認定について」から日程第13 「議案第59号 令和6年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金等の処分について」までの議案4件を一括して議題とします。

各議案について、提案理由の説明を求めます。

[上野 俊市町長登壇]

○上野 俊市町長

それでは、議案第56号から議案第59号までを一括して、提案理由を申し上げます。

まず、「議案第56号 令和6年度さつま町歳入歳出決算の認定について」であります。

本決算につきましては、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、監査委員の審査に付し、同条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定をお願いしようとするものであります。

令和6年度、国におきましては、「経済財政運営と改革の基本方針2023」、いわゆる「骨太の方針」により、足元の物価高に対応しつつ、持続的で構造的な賃上げやデフレからの完全脱却と民需主導の持続的な成長の実現に向けた取組がなされたところであります。

また、歳入面におきましては、地方の安定的な財政運営に必要な財源について、前年度の水準を下回らないとすることを基本とした地方財政対策が講じられたところであります。

本町の令和6年度当初予算につきましては、引き続き人口減社会やアフターコロナ等を踏まえ、さつま町の未来は自分たちで変えていく意気込みをもって、1つ目に「未来への投資」、2つ目に「生きここちの良いまち」、3つ目に「さつま町で学べる喜びと教育の振興」、4つ目に「頑張る地域、人の応援」、この4つの項目を念頭に待ったなしの思いで予算編成に取り組んできたところであります。

今後も行政改革大綱を基本としながら、事務事業の実施方法や内容、優先度、住民ニーズ等を検証しながら、目的や成果に照らし合わせて既存事業を見直すなど、持続可能な行財政の運営に努めてまいります。

そのため、引き続き議会をはじめ町民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げるところであります。

それでは、各会計の決算状況について申し上げます。

まず一般会計であります。

令和6年度の決算につきましては、令和3年度災害復旧事業の終了などにより、歳入歳出決算額はともに前年度を下回ったところであります。

歳入決算額は171億893万4,000円となり、前年度に比べ11億7,028万1,000円、6.4%の減となっております。

また、財源内訳では町税分担金及び負担金、使用料及び手数料など、自主財源の全体に占める割合が34.8%、また、地方交付税や国県支出金などの依存財源は65.2%で、自主財源比率の全体に占める割合は低く、依然として国・県などへの依存財源の割合が高い状況にあります。

歳出決算額につきましては158億803万1,000円となり、前年度に比較しまして10億9,798万2,000円、6.5%の減となったところであります。

歳出決算額を性質別に見てみると、主なもので、災害復旧事業費や補助費等が減少した一方で、給与改定により人件費等が増加しております。

歳入から歳出を差し引いた形式収支は13億90万3,000円で、これから翌年度に繰り越すべき財源1億9,608万7,000円を差し引いた実質収支は11億481万6,000円の黒字となったところであります。

つづきまして、特別会計についてであります。

まず、国民健康保険事業特別会計であります。

歳入決算額28億1,566万7,000円。歳出決算額26億8,774万1,000円。差し引き1億2,792万6,000円の黒字となっております。

歳出決算額につきましては、対前年度比較で1億5,979万4,000円、5.6%の減となっており、うち保険給付費の総額が20億1,792万4,000円で、歳出全体の75.1%を占めており、前年度と比較して1億2,897万3,000円、6.0%の減となったところであります。

今後とも引き続き各種健診等による生活習慣病の早期発見から早期治療につなげ、さらに被保険者の生活改善につながるような個別面接型の保健指導を実施し、重症化予防に努めてまいります。

次に、後期高齢者医療特別会計でございます。

歳入決算額は4億1,044万1,000円、歳出決算額4億801万3,000円。差し引き242万8,000円の黒字となっております。

歳出決算額のうち、後期高齢者医療広域連合納付金が3億9,287万1,000円で、歳出額全体の96.3%となっております。

次に、介護保険事業特別会計であります。

歳入決算額は33億5,312万6,000円、歳出決算額は32億4,002万4,000円。差し引き1億1,310万2,000円の黒字となっております。

歳出決算額につきましては、対前年度比較で6,382万4,000円、2.0%の増となっており、うち保険給付費の総額が28億9,062万7,000円で、前年度と比較して

9,066万9,000円、3.2%の増となったところであります。

また、介護認定者数につきましては1,597人で、第1号被保険者の認定率が19.7%となり、前年度と比較しまして0.3%の減となったところであります。

今後におきましても、給付の適正化や介護予防・日常生活支援総合事業などの充実をはかりながら、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるまちづくりの推進に努めてまいります。

つづきまして、「議案第57号 令和6年度さつま町上水道事業会計決算の認定について」であります。

上水道事業では、年度末現在、給水人口が17,278人で、前年度に比べ413人の減、年間総有収水量は193万9,358立方メートル、3万1,479立方メートルの減となっております。

経理の状況では、収益的収支において、収入総額が4億1,408万3,000円、支出総額が4億1,040万8,000円で、差引き367万5,000円の純利益となったところであります。

令和6年4月の水道料金の改定により約2,860万円の增收となったところでありますが、施設の維持管理経費や減価償却費などの固定的な経費が増加しており、経営は厳しい状況にあります。

資本的収支においては、収入総額1億2,792万2,000円に対し、支出総額3億2,355万3,000円で、不足する額1億9,563万1,000円につきましては、損益勘定留保資金、減債積立金及び消費税調整額で補てんしております。

主な施設整備としては、佐志地区の水道施設再編事業として、送水管布設改良、実施測量設計等に取り組み、今後も引き続き事業を進めてまいります。

管路を含む施設の更新につきましては、倉内工業団地線配水管更新のほか、神子地区中央監視装置などの機械・設備の更新にも努めたところであります。

また、国の電源立地地域対策補助金を活用しまして、鶴田中央浄水場の非常用発電装置や紫尾地区水質監視装置機器等を整備し、安心安全な水の供給に努めたところであります。

次に、「議案第58号 令和6年度さつま町農業集落排水事業会計決算の認定」であります。

農業集落排水事業につきましては、令和6年度より公営企業会計へ移行し、年度末現在で、加入戸数が400戸で、前年度に比べ19戸の減、加入人口が1,162人で前年度に比べ55人の減、年間の処理水量は、10万203立方メートルで、前年度に比べ703立方メートルの減となっているところであります。

経理の状況におきましては、収益的収支において、収入総額が6,990万6,000円、支出総額が6,82万2,000円で、差引き908万3,000円の純利益となったところであります。

資本的収支においては、収入総額450万円に対し、支出総額2,044万5,000円で、不足する額1,594万5,000円については、損益勘定留保資金で補てんしているところであります。

主な施設整備としまして、施設の機能強化対策事業による、処理場施設の機械更新等を行ったところであります。

また、維持管理適正化計画を策定し、効率的な維持管理及び経費の節減の取り組みを進めるとともに、経営の安定化並びに不断の汚水処理に努めたところであります。

最後に、「議案第59号 令和6年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金等の処分について」であります。

当年度の未処分利益剰余金1,224万3,635円は、令和6年度の決算において、資本的支出に対し資本的収入が不足する分の補てん財源としまして、減債積立金856万8,494円使用したため、使用後の未処分利益剰余金を資本金へ組み入れようとするものであります。

なお、令和6年度決算で生じました、純利益367万5,141円につきましては、繰越利益剰余金として令和7年度へ繰り越すものであります。

水道事業につきましては、給水人口は年々減少し、反面、施設は老朽化が進む中、経営環境は厳しくなる傾向にありますが、効率的な事業経営の推進により、安全・安心な「水」の安定した供給に努めてまいります。

ただいま、御説明いたしました議案のうち、議案第57号及び議案第58号につきましては、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき監査委員の審査に付し、同条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定をお願いしようとするものであります。

また、議案第59号につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

以上、令和6年度各会計決算の概要を申し上げましたが、これら各種の事業によりまして、住民福祉の向上及び社会資本の整備、並びに、水道事業、農業集落排水事業の健全経営に努めてきたところであります。

最後に、議員各位の御理解と御協力に対し、深く感謝を申し上げますと共に、併せて、よろしく御審議を賜りますよう、お願い申しあげまして、提案の説明を終わらせていただきます。

[上野 俊市町長降壇]

○新改 秀作議長

これから議案第56号から議案第59号までの議案4件について、一括して質疑を行います。質疑は、ありませんか。

[「なし」という呼ぶ者あり]

○新改 秀作議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○中村 慎一議員

動議を提出したいと思います。

ただいま議題となっています議案第56号から議案第59号までの議案4件についてであります、7人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これを付託して、閉会中の継続審査とすることを望みます。

[「賛成」という呼ぶ者あり]

○新改 秀作議長

ただいま、中村慎一議員から議案第56号から議案第59号までの議案4件については、「7人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して、閉会中の継続審査とする」ことの動議が提出されました。

この動議は、所定の賛成者がありますので、成立しました。

「議案第56号 令和6年度さつま町歳入歳出決算の認定について」から「議案第59号 令和6年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金等の処分について」までの議案4件については、「7人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して、閉会中の継続審査とする」ことの動議を議題として採決します。

お諮りします。この動議のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」という呼ぶ者あり]

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。

よって「議案第56号 令和6年度さつま町歳入歳出決算の認定について」から「議案第59号 令和6年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金等の処分について」までの議案4件については、「7人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して、閉会中の継続審査とする」ことの動議は可決されました。

お諮りします。

決算特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、柏木幸平議員、武さとみ議員、川口憲男議員、橋之口富雄議員、上別府ユキ議員、徳留和樹議員、中村慎一議員、以上の7人を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」という呼ぶ者あり]

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました7人を決算特別委員会委員に選任することに決定しました。

これより決算特別委員会の委員長及び副委員長を互選していただきます。

委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、決算特別委員会において互選することになっております。

さらに、同条例第9条第1項の規定により、委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、その互選を行わせることになっております。

ただいまから決算特別委員会を招集します。

委員会の場所を第2委員会室と定めます。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時35分

○新改 秀作議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

決算特別委員会の委員長及び副委員長が、次のとおり決定した旨、通知を受けましたので報告します。

委員長に、川口憲男議員、副委員長に、柏木幸平議員、以上のとおりであります。

△日程第14 「報告第9号 令和6年度健全化判断比率の報告について」、日程第15 「報告第10号 令和6年度資金不足比率の報告について」

○新改 秀作議長

次は、日程第14 「報告第9号 令和6年度健全化判断比率の報告について」及び日程第15 「報告第10号 令和6年度資金不足比率の報告について」の報告2件を、一括して議題とします。

各報告について、内容の説明を求めます。

[上野 俊市町長登壇]

○上野 俊市町長

それでは、報告第9号及び報告第10号を、一括して提案の理由を申し上げます。

「報告第9号 令和6年度健全化判断比率の報告について」及び「報告第10号 令和6年度資金不足比率の報告について」であります。

これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき「健全化判断比率」を、同法第22条第1項の規定に基づき「資金不足比率」を公表しようとするもので、いずれにつきましても、監査委員の意見を付して議会に報告するものであります。

内容につきましては、財政課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願ひいたします。

[上野 俊市町長降壇]

○垣内 浩隆財政課長

それでは、「報告第9号 令和6年度健全化判断比率の報告について」内容を御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○垣内 浩隆財政課長

つづきまして、「報告第10号 令和6年度資金不足比率の報告について」内容を御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○新改 秀作議長

ただいまの報告に対して、何かお聞きしたいことは、ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○新改 秀作議長

質疑なしと認めます。これで報告2件を終わります。

△日程第16 「所管事務調査報告の件」

○新改 秀作議長

次は、日程第16 「所管事務調査報告の件」を議題とします。

議会運営委員会並びに議会広報特別委員会が合同で調査中でありました事項について、報告を求めます。

議会運営委員長の報告を求めます。

[宮之脇尚美議会運営委員長登壇]

○宮之脇尚美議会運営委員長

本町議会における議会広報公聴活動の活性化と充実を図るため、令和7年7月30日と31日の2日間、議会運営委員会と議会広報特別委員会の合同で、福岡県岡垣町と須恵町で研修視察を行いましたので、その概要について御報告申し上げます。

まず、岡垣町は、北九州都市圏の北西部に位置し、行政面積48.64平方キロメートル、人口は約3万1,000人で、福岡市や北九州市に近いという地理的条件から住宅地としての機能が高い町であります。

議員定数は、平成23年以降13人となっており、議会構成は、議会運営委員会6人、総務産業常任委員会6人、文教厚生常任委員会6人、議会広報常任委員会6人の3つの常任委員会が設置されております。

議会広報常任委員会設置の経緯ですが、従来、議会広報の編集作業を広報特別委員会が担当し、公聴活動については、議会運営委員会で所管していたとのことであります。このような中、議会広報作成と公聴活動を一体化した組織としてまとめ、特に、公聴機能の充実強化を図るべきとの意見が多数を占めたことから、議員発議により平成29年5月に6人（各常任委員会3人で新人議員を含む）で構成する議会広報常任委員会として新たに設置し、広報作成と公聴活動を所管事項として定め、現在に至っているとのことであります。

議会広報の作成は、定例議会ごとの年4回を基本とし、臨時議会は4ページ以内で、また町長選挙、町議選挙のときは、増刊号を発行されており、編集作業は、原稿収集や執行部との確認作業、関連の写真撮影、レイアウト、印刷業者との打ち合せまで、広報常任委員会の委員で割り振って担当し、最終確認を議会事務局で行っているとのことであります。

この一連の編集作業は、定例議会中に大まかなレイアウトなど基本的な作業を終え、細かな校正はタブレットを使い、委員長と各委員間の調整を行っているとのことであります。また、議会広報の配布が遅いとの町民からの要請を踏まえ、定例議会終了後の翌月末（約1か月）までに町の広報紙（13,500部）と一緒に配送業者が各地区に配送しております。

一方、議会の公聴活動ですが、議会広報常任委員会設置後、従来と同様に対面式の座談会を開催したところ、参加者が少なく終了後に収集したアンケート調査でも不評であったため、全国の市町村を参考にワールドカフェ方式（カフェのようなリラックスした雰囲気の中、少人数のグループごとに自由に対話する方式で、参加者が相互理解を深めながら、様々な意見等を出し合う方法）を参考として実施したところ、参加者から幅広く熱心な意見が出され、アンケート調査でも好評であったため、現在、この方式で住民との座談会を実施しているとのことであります。

なお、執行部に直接関係する意見は、議会広報に掲載するほか、議長と議会広報常任委員長で、その都度、町長に報告しているとのことであります。

また、議長からは、町民の意見等を集約して議会で協議し、町長への政策提言まで実施したいとの説明がありました。

次に、須恵町は、福岡県の中央部よりやや北西部で福岡市の東約10キロメートルに位置し、行政面積16.31平方キロメートル、人口は約2万9,000人で、福岡市のベッドタウンの機能が高い町であります。

議員定数は、令和5年以降13人となっており、議会構成は、議会運営委員会5人、総務建設産業常任委員会6人、文教厚生常任委員会6人の2つの常任委員会と議会広報特別委員会6人（各常任委員会から3人選出）のほか、3つの特別委員会を設置しております。

須恵町の議会広報ですが、これまで全国町村議会議長会の議会広報誌コンクールで、表紙写真の部で金賞2回、奨励賞1回、議会広報誌全体を評価対象とした部門で、優良賞を1回授賞しております。

議会広報の作成は、定例議会ごとに年4回を基本として、必要に応じて臨時号を発行され、その編集作業は、原稿収集、執行部との確認作業、関連の写真撮影、レイアウトなどを広報委員で割り振り、事務局は町内の取材日程調整や印刷業者との打合せ、最終の確認作業などに限られているとのことであります。

なお、広報委員長は、議員就任前に10年間ほど団体職員として広報誌作成を担当されており、委員長としては4年任期の2期目になるとのことで、編集作業やレイアウト、写真撮影など、ほとんどを一人で行われているようありました。

須恵町でも委員長と各委員の確認作業は、岡垣町と同様に、ほとんどをタブレットで実施されております。議会広報の発行は、定例議会終了後の翌々月の5日（約1か月半）までに、町の

広報紙とともに約8,000部を人材センターに委託して各自治会に配達されています。

町内の全世帯数が1万3,000世帯余りで、配布部数が少ないですが、自治会未加入者には配布されていないとのことです。

また、議会報の充実を図るため、全議員を対象とした議会報作成単独研修のほか、議会で執行部に要請された懸案事項の進捗状況や町民を対象とした特集記事、4コマ漫画（地元出身のイラストレーターに依頼）の掲載など、議員の質問や質疑などを可能な限り簡潔にして、読み手の視点を中心とした紙面づくりをされております。

一方、議会広聴活動がありますが、主に町内各種団体等との意見交換に取り組まれており、ここでは、ワークショップ方式で実施されています。

特に議会として、座談会等の開催要領等は定めていないとのことでありますが、開催に当たっては、特定の団体との重複開催とならないよう配慮しながら、大まかな協議事項を事前にチラシ等で周知しているほか、参加者の写真や意見等は、その都度、議会広報に掲載されていることがあります。

その他、夏休み期間中は、議場を児童・生徒の自習室として開放しているほか、議会だよりの読者アンケート調査にも取り組まれております。

以上、福岡県内2か所での視察研修を終えましたが、本町議会でも町民視点での議会広報作成に重点を置き、広報誌の発行規定や編集方針等を定め、広報誌作成の体制の再検討や各委員の作業分担、議会事務局との担当区分など、必要な見直しを段階的に進めながら、より見やすい議会報の作成に努めていく必要があると思われます。

また、本町議会における座談会等の開催ありますが、対面方式を再検討し、両町で取り組まれている方法を参考としながら、出席者が気軽に参加して、自由に発言できるような環境整備や雰囲気づくりに努める必要があると思われます。

以上、調査の概要を申し上げ、研修視察の報告といたします。

[宮之脇尚美議会運営委員長降壇]

○新改 秀作議長

これから、ただいまの議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。質疑は、ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○新改 秀作議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで、所管事務調査報告を終わります。

△日程第17 「議員派遣の件」

○新改 秀作議長

次は、日程第17 「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、会議規則第129条の規定により、配布しましたとおり派遣することにしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は、配布しましたとおり派遣することに決定しました。

△日程第18 「閉会中の継続調査の件」

○新改 秀作議長

次は、日程第18「閉会中の継続調査の件」を議題とします。

各委員長から会議規則第75条の規定によってお配りしました申出書の各事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△閉　　会

○新改 秀作議長

これで、本日の日程は全部を終了しました。

会議を閉じます。

令和7年第3回さつま町議会定例会を閉会します。

閉会時刻 午前10時51分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和　　年　　月　　日

さつま町議会議長 新 改 秀 作

さつま町議会議員 堅 山 秀 樹

さつま町議会議員 德 留 和 樹